

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月30日

【会社名】 株式会社UMNファーマ

【英訳名】 UMN Pharma Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 平野 達義

【本店の所在の場所】 秋田県秋田市御所野湯本四丁目2番3号

【電話番号】 018-892-7411(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 橋本 裕之

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

【電話番号】 045-263-9200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 橋本 裕之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 12,800,000円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して  
払込むべき金額の合計額を合算した金額 4,217,800,000円  
(注)行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額に  
新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算し  
た金額は増加又は減少する。  
また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び  
当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権  
の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	10,000個
発行価額の総額	金12,800,000円
発行価格	金1,280円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年10月17日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社UMNファーマ 財務部 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
払込期日	平成25年10月17日(木)
割当日	平成25年10月17日(木)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新橋支店 東京都港区新橋一丁目10番6号

- (注) 1 本新株予約権については、平成25年9月30日(月)開催の当社取締役会において発行を決議している。  
2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。  
3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。  
4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。  
5 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、平成25年10月18日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値が無い場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日前取引日の東証終値の90%に相当する3,807円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照)。</p> <p>5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は13.07%)、交付株式数は100株で確定している。</p> <p>6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額):3,819,800,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式</p> <p>単元株式数100株</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p>

	<p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 行使価額は、当初4,205円とする。ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正 (1) 平成25年10月18日(以下「行使価額修正開始日」という。)以降、別記(注)7(1)に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。) ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が3,807円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>4 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合並びに平成25年9月30日開催の取締役会の決議に基づく第三者割当による新株式262,600株の発行を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)(以下「取得条項付株式等」)が、( )上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号又は上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)7(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

	<p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、( ) (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また( ) (本項第(2)号 においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金4,217,800,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p>



	<p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年10月18日から平成28年10月17日までの期間(以下「行使可能期間」という。)とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の休業日等でない日をいう。)及びその前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。</p> <p>(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後15日を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>

	4 本欄第1項及び第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループの事業概要

当社は、製薬業界で培った豊富な開発経験と幅広いネットワークを駆使し、満足な治療法や製造技術のない領域にて、革新的な医薬品を迅速に開発することを会社のミッションに掲げ、平成16年4月に設立されました。当社グループは、現在、組換えインフルエンザHAワクチンを中心とした次世代のバイオ医薬品自社開発事業及びバイオ医薬品受託製造事業を主な事業としております。当社グループの主要各事業の概要について以下ご説明いたします。

バイオ医薬品自社開発事業の事業概要

バイオ医薬品自社開発事業においては、平成18年8月に米国Protein Sciences Corporation(以下「PSC」という。)より、Baculovirus Expression Vector System(以下「BEVS」という。)技術を用いた組換えインフルエンザHAワクチンの日本国内における独占的な開発、製造及び販売権を取得し、平成22年11月には、中国・韓国・台湾・香港・シンガポールにおける独占的事業化権を追加取得し、アジア市場においても事業展開を開始いたしました。現在、「UMN-0502」(季節性組換えインフルエンザHAワクチン(多価)、以下「UMN-0502」という。 )、「UMN-0501」(組換えインフルエンザHAワクチン(H5N1)、以下「UMN-0501」という。 )、及び世界保健機関(World Health Organization: WHO)がH5N1とともにパンデミック発生の可能性を指摘しているH9N2亜型に対する「UMN-0901」(組換えインフルエンザHAワクチン(H9N2)、以下「UMN-0901」という。 )の開発を進めております。また、平成22年9月に、アステラス製薬株式会社と国内におけるUMN-0502及びUMN-0501の共同事業化に関する提携契約を締結し、共同で臨床試験を実施しております。一般的に、医薬品開発においてヒトを対象とした臨床試験は、第 相臨床試験、第 相臨床試験、第 相臨床試験と段階的に進めてまいります。第 相臨床試験にて有効性及び安全性を最終的に確認し、承認申請を行うこととなります。

UMN-0502については、平成25年1月に、PSCの季節性組換えインフルエンザHAワクチン「Flublok®」が、米国食品医薬品局より18歳から49歳までを対象として承認を取得いたしました。また、平成25年3月には、アステラス製薬株式会社が、国内において医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(Good Clinical Practice(GCP)省令 平成九年三月二十七日厚生省令第二十八号 最終改正:平成二四年一二月二八日厚生労働省令第一六一号)に準拠して実施した65歳以上の高齢被験者1,060例を対象とした最終段階の試験となる第 相臨床試験にて国内既承認孵化鶏卵ワクチンの免疫原性及び安全性と比較検討した結果、UMN-0502は国内既承認孵化鶏卵ワクチンに対し、免疫原性において非劣性基準(臨床試験の評価基準の一つであり、既販売ワクチンとの比較において、臨床試験より得られた各種データにて統計的に有効性が劣っていないことを確認する一定の基準)を満たすとともに、安全性に問題がないことがアステラス製薬株式会社において確認されております。本有価証券届出書提出日現在において、20歳以上65歳未満の健康成人を対象とする国内既承認孵化鶏卵ワクチンとの比較を目的とする最終段階の試験となる第 相臨床試験を準備している段階にあります。

UMN-0501についても、アステラス製薬株式会社が実施した第 相臨床試験にて免疫原性及び良好な忍容性が確認されております。

また、平成24年12月には、韓国の日東製薬株式会社とUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の韓国での共同開発、独占的販売に関するライセンス契約を締結し、さらに、平成25年9月に台湾の國光生物科技股份有限公司とUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の台湾及び中国における商業化に関する優先交渉権を供与する基本合意書を締結し、アジア地域への展開を積極的に進めております。

さらに、新たな開発パイプラインとして、平成24年1月に、フィンランドのタンペレ大学ワクチン研究センターのヴェシカリ教授・プラゼヴィッチ博士より、ウイルス性胃腸炎の主な原因ウイルスであるノロウイルス及びロタウイルスに対する「UMN-2003」(組換えノロウイルスのウイルス様粒子(Virus Like Particle)+組

換え口タウウイルスVP6混合ワクチン)の全世界における独占的事業化権を取得し、ウイルス性胃腸炎の予防ワクチンとして実用化を実現すべく研究開発を進めております。

#### バイオ医薬品受託製造事業の事業概要

当社グループでは、下記整備済み又は整備中の各原薬製造施設、人材、製造に関する知見を活用し、新たな収益の柱とすべくバイオ医薬品受託製造事業の展開も図っております。平成24年7月にアピ株式会社とバイオ医薬品受託製造事業の協業に関する契約を締結し、また同年12月には米国のCatalent Pharma Solutions, Inc.とバイオ後続品の生産細胞株を非独占で提供を受けることについて契約を締結し、マーケティング活動を積極的に進めてまいりました。その結果、平成25年3月に、アピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社との間でがん領域を対象とした複数の抗体バイオ後続品に関する「意図確認書」を締結し、さらに同年6月に、アピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社との間でかかる抗体バイオ後続品に関する共同事業の詳細について定めた「共同事業契約」を締結するに至りました。詳細は、平成25年6月20日付当社プレスリリース「アピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社との抗体バイオ後続品の共同事業契約締結のお知らせ」をご参照ください。

#### 生産施設の整備・稼働状況

生産施設については、平成22年1月に、株式会社IHIと当社が開発する組換えインフルエンザHAワクチンを中心とするバイオ医薬品の原薬製造事業を共同で推進すべく基本協定を締結いたしました。平成22年5月には、開発パイプラインについて、承認取得後に販売提携先に対して製品を供給することによる収益の最大化を目指し、バイオ医薬品原薬製造を主な事業目的とする株式会社UNIGENを設立、当社連結子会社とし、製造拠点の整備を開始いたしました。平成22年7月には、厚生労働省「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業(第一次分)に当社が採択されたことを受け、当該助成金にて秋田県秋田市に組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造施設(秋田工場)の建設を開始し、平成23年4月に稼働させました。平成24年2月には、株式会社UNIGENが、経済産業省「平成23年度国内立地推進事業費補助金」一次公募対象事業の採択を受けるとともに、同月及び同年9月に株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする10,500百万円及び2,500百万円のシンジケートローンを組成し、同年3月より岐阜県揖斐郡池田町にGMP(Good Manufacturing Practice「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(平成6年1月27日厚生省令第3号 最終改正平成16年12月24日厚生労働省令第179号))適用予定の実生産施設として岐阜工場の建設を開始いたしました。岐阜工場は、延床面積14,000㎡に21,000Lスケールの培養槽2基を有し、将来の生産能力の増強に備えて、上記スケールの培養槽を最大8基まで設置することが可能な設計となっております。本有価証券届出書提出日現在、試験製造を開始しており、承認申請に必要な各種データの取得を行っております。

#### 資金調達目的及び理由

当社は、平成25年2月14日に平成27年12月期を最終事業年度とする中期経営計画を公表し、以下のアクションプランを実行することによって、平成27年12月期における黒字化を達成する目標を打ち出しました。これらのアクションプランを確実に遂行することが、中期経営計画の実現において重要であると認識しております。

##### ア. UMN-0502の第 相臨床試験、承認申請に向けた岐阜工場における各種データの取得

当社は、平成25年12月期にUMN-0502の国内での第 相臨床試験を完了させ、平成26年12月期に承認申請を行うことによって、平成27年12月期で国内での承認を取得するとともに、製品供給を開始し、製品収益を計上することを目指しております。平成27年12月期からの国内市場への製品供給開始に向けて、提携先であるアステラス製薬株式会社が実施する第 相臨床試験をタイムリーに完了できるよう協力するとともに、承認申請のため製品供給に必要な各種申請データを取得する必要があります。

##### イ. 新型インフルエンザに対応するワクチンの開発

平成25年4月以降、中国にて感染の広がりをみせている鳥インフルエンザA(H7N9)は、ヒト-ヒト感染例は確認されていないものの、今後のパンデミックリスクは否定できません。当社は、現在UMN-0501及びUMN-0901を開発しておりますが、人々が安全で健康に生活することができる社会の実現に貢献してまいりたいと考えており、これら以外の新型インフルエンザウイルスにも対応可能なワクチンの開発活動を強化する必要があります。

##### ウ. バイオ医薬品受託製造事業における受託体制の整備

平成25年6月に締結したアピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社との共同事業契約に基づき、当社は、がん領域を対象とした複数の抗体バイオ後続品の共同研究開発・商業化を行う予定であります。当社グループは、一定のランニングロイヤリティを収受するため、単なる製品供給のための受託のみならず、製造面に係る開発機能も担うことから、自社研究開発が必要となります。また、秋田工場において治験薬を製造するには、抗体医薬品の製造に用いられるCHO細胞の培養を行うための設備改良が必要となります。

一方、当社の連結子会社である株式会社UNIGENは、岐阜工場建設資金の調達を目的として、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンを組成しております。こうした結果、当社グループの平成25年6月末現在の有利子負債残高が12,572百万円(この内、平成25年6月末現在のシンジケートローンの残高は11,635百万円)、自己資本比率が19.6%となっております。当面先行投資が続くことにより、平成25年12月期及び平成26年12月期において損失を計上する計画であることから、金融機関との関係を良好に維持するためにも、自己資本比率に対する有利子負債の比率の適正化、資本拡充を通じたより一層の財務基盤の強化を図る必要があると判断しております。

こうした背景から、当社は、上記のアクションプランを遂行する上で必要な資金を調達するとともに財務基盤を強化すべきとの考えに至り、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を検討いたしました。その結果、後記「(2)本資金調達方法(同日決議の第三者割当増資(株式)(以下「新株式発行」という。))と本新株予約権)を選択した理由」に記載の理由に基づき、新株式発行及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

今回のエクイティ・ファイナンスは、現行の中期経営計画に沿った収益基盤の確立と財務基盤の強化に大いに寄与するものと考えております。また、平成24年12月の株式公開以前においては、提携先や医薬品製造受託先に一定の資金負担を行って頂くことによって自社の資金負担を可能な限り抑制する戦略を採らざるを得ませんでした。有利子負債の圧縮に伴う預金担保の解除や支払利息等の削減によって得られた資金を今後の事業展開にあわせ機動的かつ積極的に研究開発投資等に充当することによって、将来収益をより一層向上させ、当社グループの企業価値を最大化してまいりたいと考えております。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、後記「2 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載しております。

## (2)本資金調達方法(新株式発行と本新株予約権)を選択した理由

当社は、今回エクイティ・ファイナンスを実施するにあたり、様々な資金調達手法について比較検討を行いました。その結果、以下に記載の理由により、新株式発行と本新株予約権発行の組み合わせが、当面の収益基盤を確立する上で特に必要となる資金を早期に調達しつつ、その他必要な資金については既存株主の利益に十分配慮しながら調達したいという当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、決議いたしました。

### <新株式発行の選択理由>

前記「(1)資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由」に記載されたアクションプランのうち、国内におけるUMN-0502及びUMN-0501の研究開発は、当面の収益基盤を確立する上で特に必要不可欠なものであります。この資金調達の手法を検討するにあたり、安定した資金を確保すべきと考えたこと、共同で事業を行っているアステラス製薬株式会社へ当社株式を割当てることにより、同社とのより緊密な協力関係を構築することができることを勘案し、同社への第三者割当増資を決議いたしました。なお、第三者割当増資は一時に資金を調達できるというメリットがある反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に生じるという留意事項がありますが、新株式の発行株式数は262,600株であり、発行決議日現在の当社議決権総数(76,494個)に対する比率は3.43%と限定的であると考えております。

### <本新株予約権の選択理由>

岐阜工場建設に係るシンジケートローンの返済資金や建設資金、及びバイオ医薬品受託製造事業に係る自社開発資金と設備投資資金についても、前記「(1)資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、自己資本比率に対する有利子負債の比率の適正化、資本拡充を通じたより一層の財務基盤の強化を図る必要があると考え、エクイティ・ファイナンスでの調達を検討いたしました。ただし、エクイティ・ファイナンスでこれらの資金を調達することにより、新株式発行に加えて更なる希薄化が生じることとなるため、既存株主への利益へ配慮すべく、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを重視して調達手法を検討し、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、本新株予約権の発行を決議いたしました。

## (本新株予約権の主な特徴)

過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・本新株予約権は、潜在株式数が1,000,000株(発行決議日現在の発行済株式数7,651,700株の13.07%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。

- ・本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定(ア)を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株式動向等を勘案して停止指定(イ)を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができます。

株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
  - ・下限行使価額が3,807円(発行決議日前取引日の東証終値の90%の水準)に設定されていること
  - ・行使指定を行う際には、東証終値が4,187円(下限行使価額の110%の水準)以上である必要があり、また、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること
  - 資本政策の柔軟性が確保されていること
- 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができます。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には、主に、下記乃至に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、上記乃至に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権の行使価額は、下限行使価額は3,807円(発行決議日前取引日の東証終値の90%の水準)に設定されており、また、株価が一定水準以上でない限り行使指定ができないため、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

一度に行使指定可能な数量の範囲を定める基準として行使指定直前の一定期間の出来高があるため、当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う(ウ)場合があります。

本新株予約権に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記ア乃至ウについて合意する予定であります。

ア.当社による行使指定

- ・平成25年10月18日(以下「行使価額修正開始日」という。)以降、平成28年7月29日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができます(以下「行使指定」という。)
- ・行使指定に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
  - ( )行使指定を行った日(以下「行使指定日」という。)の東証終値が下限行使価額の110%の水準を下回っていないこと
  - ( )前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
  - ( )当社が未公表の重要事実を認識していないこと
  - ( )当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
  - ( )停止指定(下記イに定義する。)が行われていないこと
  - ( )当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- ・当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引日(以下「指定行使期間」という。)以内に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の前取引日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日あたり平均出来高の最も少ない方に2を乗じて得られる数と791,430株(発行決議日現在の発行済株式数に別件新株式発行により発行される株式の数を加えた株数の10%に相当する株数)のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。

- ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

#### イ. 当社による行使停止

- 当社は、行使価額修正開始日以降、平成28年10月14日までの間において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間(以下「停止指定期間」という。)を指定(以下「停止指定」という。)することができます(ただし、上記アの行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。)
- なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

#### ウ. 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

本新株予約権発行後、平成28年8月31日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、又は平成28年9月1日以降はいつでも、割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

#### <他の資金調達手法との比較検討>

前記「(1)資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、自己資本比率に対する有利子負債の比率の適正化、資本拡充を通じたより一層の財務基盤の強化を図ることが当社の利益に資すると考え、借入金ではなくエクイティ・ファイナンスによる調達を検討いたしました。エクイティ・ファイナンスの検討においては、公募増資との比較検討を行いました。今回の必要資金全額の調達のために、公募増資により一度に全株を発行すると、一時に希薄化が発生し、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えたため、新株式発行と本新株予約権の組み合わせを選択いたしました。

- 2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、前記「(2)本資金調達方法(新株式発行と本新株予約権)を選択した理由」に記載の内容以外に、下記の内容について合意する予定であります。

#### <割当予定先による行使制限措置>

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項なし。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
- 6 振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

7 本新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

8 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,217,800,000	22,000,000	4,195,800,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計であります。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,195,800,000円については、連結子会社である株式会社UNIGENへの融資資金、バイオ医薬品受託製造事業における開発・設備投資資金に充当する予定であります。具体的な内訳は以下のとおりであります。

手取金の使途	具体的な内訳	支出予定金額 (百万円)	支出予定時期
連結子会社である株式会社UNIGENへの融資資金	シンジケートローンの返済資金	2,908	平成25年10月～平成28年10月
	岐阜工場の建設代金	945	平成25年10月～平成26年3月
バイオ医薬品受託製造事業における開発及び設備投資資金	自社開発資金	300	平成25年10月～平成28年12月
	追加設備投資資金	43	平成25年12月～平成28年12月
合計		4,196	

- (注) 1 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手許資金に加え、平成25年12月期及び平成26年12月期に獲得を目指している売上収入及び株式会社UNIGENの岐阜工場の生産設備の一部を担保に供することで借入れた資金を充当すること等によって上記の事業計画を遂行する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができただけの場合には、余裕資金となる見込みであります。当該余裕資金につきましては、現在当社グループは先行投資段階にあり、当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る見込みであることから、ある程度手許資金を確保しながら財務運営を進めるべき状況であることを念頭におき、適宜活用方法を検討する方針であります。
- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

#### 岐阜工場建設に係るシンジケートローンの早期返済資金と残りの建設資金

「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、金融機関との関係を良好に維持するためにも、自己資本比率に対する有利子負債の比率の適正化、資本拡充を通じたより一層の財務基盤の強化を図る必要があると判断しております。また、有利子負債を圧縮し、支払利息並びに株式会社IHI及びアステラス製薬株式会社に対する債務保証料の軽減を図ることにより営業外費用を圧縮し、経常損益段階以降における収支改善を実現することができると考えております。

上記理由により、2,908百万円を岐阜工場建設に係るシンジケートローンの早期返済に、945百万円を岐阜工場の残りの建設代金(岐阜工場の建設資金は総額約13,000百万円で、そのうち11,635百万円をシンジケートローンにより調達しており、420百万円の生産設備についてはリースにより調達しております)に充当する予定であります。

#### バイオ医薬品受託製造事業に係る自社開発資金及び追加設備投資資金

「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的 資金調達の目的及び理由 ウ. バイオ医薬品受託製造事業における受託体制の整備」に記載のとおり、培養条件の最適化等を検討する



ための研究開発向け備品、消耗品等の購入資金として、300百万円を支出する計画であります。また、秋田工場設備改良のための投資資金として、43百万円を支出する計画であります。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成25年9月30日開催の取締役会にて、本有価証券届出書による第三者割当の方式による本新株予約権の発行とともに、第三者割当の方式による新株式の発行を決議しております。

別件新株式の発行の概要は以下のとおりであります。

1. 募集株式の種類及び数  
普通株式 262,600株
2. 募集株式の払込金額  
1株あたり3,807円
3. 払込金額の総額  
999,718,200円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額  
増加する資本金の額：499,859,100円  
増加する資本準備金の額：499,859,100円
5. 申込期日  
平成25年10月17日
6. 払込期日  
平成25年10月17日
7. 募集の方法  
第三者割当の方法により、すべての株式をアステラス製薬株式会社に割当てる。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a. 割当予定先の概要

名称	野村證券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第12期 (自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日関東財務局長に提出

##### b. 当社と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成25年6月30日現在)	-
人事関係	当社と割当予定先の間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。	
資金関係	該当事項なし	
技術又は取引等の関係	主幹事証券会社	

##### c. 割当予定先の選定理由

当社は、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）1 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）本資金調達方法（新株発行と本新株予約権）を選択した理由（本新株予約権の主な特徴）」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したこと、及び昨年12月の株式上場以来当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたことに加え、同社が、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

##### d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株であります（ただし、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

##### e. 株券等の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡せず、また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式は当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であります。

##### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が平成25年6月27日付で関東財務局長宛に提出した第12期有価証券報告書の平成25年3月31日における貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

##### g. 割当予定先の実態

割当予定先である野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、その倫理規程において、「野村グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとする。」と公表しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、当該文面の内容、及び割当予定先では反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等、割当予定先である野村證券株式会社から確認しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする予定であります。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルーアス・コンサルティング(東京都港区赤坂二丁目17番22号 代表取締役CEO 野口真人)(以下「ブルーアス・コンサルティング」という。)に依頼いたしました。ブルーアス・コンサルティングは、当社及び割当予定先の行動について一定の前提を想定して評価しております。主には、当社は資金調達のために随時行使指定を行い、割当予定先は、株価が下限行使価額を上回っている場合には随時権利行使を行うとともに、売却の際には、現在の売買出来高が今後も継続することを前提として市場に売却することを想定しております。こうした一定の前提を想定しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。当該評価の結果、本新株予約権1個あたり1,280円となり、当社は、これを参考として本新株予約権1個あたりの払込金額を金1,280円といたしました。また、本新株予約権の当初行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、平成25年10月18日以降における行使価額も、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は、新株式発行における発行価格と同額に設定されている下限行使価額である3,807円を下回ることはありません。当社は、ブルーアス・コンサルティングの評価を参考にしつつ、上記の行使価額の水準、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注)1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 本資金調達方法(新株式発行と本新株予約権)を選択した理由(本新株予約権の主な特徴)」に記載した本新株予約権の特徴や内容を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、取締役会での発行決議に関する手続きについて、監査役全員(社外監査役計2名)から、取締役会が本新株予約権の発行が有利発行に該当しないと判断したことを含め、適法であるという趣旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大1,000,000株であり、発行決議日現在の発行済株式数(総議決権数76,494個)に対する比率は13.07%(議決権比率13.07%)の希薄化が生じるものと認識しております。

なお、本日開催の取締役会において同時に決議した別件新株式発行により増加する株式数と今回の第三者割当による新株予約権の発行により増加する潜在株式数とを合算すると1,262,600株増加し、最大で16.50%(議決権比率16.51%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかし、当該新株式の発行により、株主資本の増加による財務体質の強化が図られるとともに、UMN-0502及びUMN-0501について、国内にて開発を着実に推進することが、国内収益基盤の確立を通じた企業価値向上に寄与し、ひいては既存株主を含めた株主全体の利益につながると考えております。

一方、本新株予約権の発行により、新株式の発行と同様に株主資本の増加による財務体質の強化を図りつつ、借入金の早期返済による支払利息等の費用削減効果を享受するとともに、バイオ医薬品受託製造事業に関する開発を加速させることが収益基盤の複線化を通じた企業価値向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながると考えております。また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数は1,000,000株ですが、当社株式が上場した平成24年12月11日以降発行決議日の前日までの期間における1日あたりの平均出来高は482,010株と、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等(注)1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 本資金調達方法(新株式発行と本新株予約権)を選択した理由(本新株予約権の主な特徴)」に記載の

とおり、当社が行使指定を行う際には、行使指定直前の出来高を基本的な基準として一度に行使可能な数量の範囲を定めることとなっていることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

新株式発行及び本新株予約権の発行は、「3 発行条件に関する事項 (2)発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、新株式発行により発行される普通株式と本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数の合計を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、

支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、大規模な第三者割当に該当しません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。なお、本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社につきましては、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であり、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでいます。記載しておりません。

また、前記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、当社は別件新株式発行を決議しておりますが、この別件新株式発行により発行する株式の数を加えた大株主の状況は、「別件新株式発行を加えた割当後の所有株式数」及び「別件新株式発行を加えた割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」に記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式 数(株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	別件新株式 発行を加え た割当後の 所有株式数 (株)	別件新株式 発行を加え た割当後の 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	607,300	7.94	607,300	7.02	607,300	6.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	585,900	7.66	585,900	6.77	585,900	6.57
株式会社IHI	東京都江東区豊洲3-1-1	453,250	5.92	453,250	5.24	453,250	5.09
アピ株式会社	岐阜県岐阜市加納桜田町1-1	400,000	5.23	400,000	4.62	400,000	4.49
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	295,000	3.86	295,000	3.41	295,000	3.31
アステラス製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町2-5-1	-	-	-	-	262,600	2.95
京大ベンチャーNVC1号有限責任投資組合	東京都港区赤坂7-1-16	159,000	2.08	159,000	1.84	159,000	1.78
エムエルピーエフエスカスタディーアカウント常任代理人メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング	149,000	1.95	149,000	1.72	149,000	1.67
株式会社IHIプラントエンジニアリング	東京都江東区豊洲3-1-1	141,800	1.85	141,800	1.64	141,800	1.59
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	130,300	1.70	130,300	1.51	130,300	1.46
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	111,500	1.46	111,500	1.29	111,500	1.25
小野寺 里子	大阪府高槻市	111,400	1.46	111,400	1.29	111,400	1.25
計	-	3,144,450	41.11	3,144,450	36.35	3,407,050	38.23

(注) 1 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2 アステラス製薬株式会社を除く大株主につきましては、平成25年6月30日現在の株主名簿及び平成25年9月27日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づき所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合を算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】  
該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (千円)			2,000,000	1,000,000	108,225
経常利益又は 経常損失( ) (千円)			349,653	1,080,083	2,652,395
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)			383,397	477,744	1,996,917
包括利益 (千円)				730,048	2,645,290
純資産額 (千円)			2,113,236	2,824,187	4,369,293
総資産額 (千円)			5,436,962	3,812,603	14,031,644
1株当たり純資産額 (円)			457.77	533.53	599.10
1株当たり当期 純利益金額又は 当期純損失金額( ) (円)			94.62	106.87	420.61
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			35.9	63.2	30.8
自己資本利益率 (%)			19.7		
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			2,694,960	849,177	1,188,134
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			926,582	2,795,709	8,741,491
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			2,014,171	1,133,492	12,360,998
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			3,962,965	1,451,570	3,882,943
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	[ ]	[ ]	30 〔3〕	53 〔1〕	89 〔3〕

- (注) 1. 当社は第7期より連結財務諸表を作成しております。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
3. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。  
4. 第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額を計上しているため、記載しておりません。  
5. 自己資本利益率は、第8期及び第9期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。



6. 第7期及び第8期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
7. 第9期の株価収益率は、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
8. 従業員数欄の「〔外書〕」は、臨時従業員数(派遣社員含む)の年間平均雇用人員であります。
9. 第7期、第8期及び第9期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
10. 第7期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本額に基づいて計算しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (千円)			2,000,000	1,000,000	108,225
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	869,641	736,285	422,846	588,745	1,325,927
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	872,009	737,891	420,359	229,829	1,328,729
資本金 (千円)	1,973,731	2,073,700	2,734,650	3,206,400	5,152,348
発行済株式総数 (株)	73,639	75,057	85,232	4,516,600	7,205,200
純資産額 (千円)	783,486	245,533	1,987,792	2,694,606	5,269,705
総資産額 (千円)	935,622	521,859	5,310,089	3,659,468	6,079,255
1株当たり純資産額 (円)	212.79	65.43	466.44	596.60	731.38
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期 純利益金額又は 当期純損失金額( ) (円)	239.79	197.06	103.75	51.41	279.87
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	83.7	47.0	37.4	73.6	86.7
自己資本利益率 (%)			37.6		
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	27 〔4〕	21 〔5〕	15 〔3〕	18 〔1〕	24 〔2〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第5期、第6期、第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。

3. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 自己資本利益率は、第5期、第6期、第8期及び第9期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 第5期、第6期、第7期及び第8期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

6. 第9期の株価収益率は、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

7. 第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第5期及び第6期の財務諸表については、監査を受けておりません。

8. 配当性向は、当社は配当を実施しておりませんので記載しておりません。

9. 従業員数欄の「〔外書〕」は、臨時従業員数(派遣社員含む)の年間平均雇用人員であります。

## 2 【沿革】

当社は、平成16年4月秋田県秋田市において未充足医療ニーズ(Unmet Medical Needs = UMN)を満たす新規医療用医薬品の研究開発及び製造販売を目的とする会社として設立いたしました。未充足医療領域における医薬品のパイオニアとなるべく、積極的に事業展開を図っております。

平成18年8月、米国Protein Sciences Corporation<sup>1)</sup>(以下、「PSC」といいます。)より、Baculovirus Expression Vector System(以下、「BEVS」といいます。)<sup>2)</sup>技術を用いた組換え<sup>3)</sup>インフルエンザHA<sup>4)</sup>ワクチンの、日本国内における独占的な開発、製造及び販売権を取得し、季節性組換えインフルエンザHAワクチン(多価<sup>5)</sup>)(開発コード:UMN-0502 以下、「UMN-0502」といいます。)、組換えインフルエンザHAワクチン(H5N1<sup>6)</sup>)(開発コード:UMN-0501 以下、「UMN-0501」といいます。)の開発を開始いたしました。また、平成18年10月に秋田研究所を開設し、当該パイプラインの基礎的な研究を開始いたしました。平成20年12月に、横浜本社を設置するとともに、平成21年7月には横浜研究所を開設し、研究開発体制の拡充を図りました。平成22年1月に株式会社IHIとUMN-0502及びUMN-0501原薬製造事業の協業に関する基本協定を締結し、原薬供給体制の整備を開始いたしました。平成22年4月に秋田県秋田市に組換えインフルエンザHAワクチン原薬<sup>7)</sup>製造施設(以下、「秋田工場」といいます。)の建設を開始するとともに、平成22年5月には株式会社IHIとの協業に関する基本協定に基づき、株式会社UNIGENを設立いたしました。また、平成22年9月にアステラス製薬株式会社とUMN-0502及びUMN-0501の共同事業化に関する提携を行うとともに、平成22年11月には、東アジア主要国における上記パイプラインの独占的事業化権を取得し、アジア市場への参入を図るべく事業展開を行っております。さらに、H5N1亜型以外のインフルエンザの世界的流行(パンデミック)に備え、組換えインフルエンザHAワクチン(H9N2<sup>8)</sup>)(開発コード:UMN-0901 以下、「UMN-0901」といいます。)の開発を開始いたしました。平成23年4月には秋田工場が稼働するとともに、平成25年5月には株式会社UNIGENが岐阜県揖斐郡池田町に建設中の実生産施設(以下、「岐阜工場」といいます。)が竣工し、当社グループとして製品供給体制の確立を図っております。平成24年1月には、フィンランドのタンペレ大学ワクチン研究センターのヴェシカリ教授・ブラゼヴィッチ博士より、組換えノロウイルスVLP(Virus Like Particle)<sup>9)</sup>+組換えロタウイルスVP6<sup>10)</sup>混合ワクチンの全世界における独占的事業化権を取得し、ウイルス性胃腸炎ワクチン(開発コード:UMN-2003 以下、「UMN-2003」といいます。)の開発を開始いたしました。また、これらの医療用医薬品事業に加えて、平成24年7月にアピ株式会社と秋田工場及び岐阜工場を活用したバイオ医薬品受託製造(Biopharmaceutical Contract Manufacturing Organization、以下、「BCMO」といいます。)事業の協業に関する契約を締結いたしました。平成24年12月には東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場するとともに、米国Catalent Pharma Solutions, Inc.とバイオ後続品の生産細胞株を非独占で供給を受ける契約、並びに韓国の日東製薬株式会社とUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の韓国での共同開発、独占的販売に関する契約を締結いたしました。また、平成25年3月にアピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社とがん領域における複数の抗体バイオ後続品の研究開発及び商業化を共同で実施すること及びその基本事項について合意し、意図契約書を締結するとともに、これに基づき平成25年6月には共同事業契約を締結いたしました。さらに、平成25年9月に台湾の國光生物科技股份有限公司とUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の台湾及び中国における商業化に関する優先交渉権を供与する基本合意書を締結いたしました。

当社設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
平成16年4月	未充足医療ニーズを満たす新規医療用医薬品の研究開発及び製造販売を目的として、秋田県秋田市に株式会社UMNファーマを設立
平成16年12月	東京支社を東京都港区に開設
平成17年6月	東京支社を東京都目黒区に移転
平成18年3月	東京支社を東京本社に名称を変更
平成18年6月	東京本社を東京都目黒区から東京都渋谷区に移転
平成18年8月	PSCと、組換えインフルエンザHAワクチンの日本における開発、製造及び販売に関する独占的実施権許諾契約を締結
平成18年10月	秋田大学医学部内に秋田研究所を開設
平成19年4月	石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)とUMN-0502及びUMN-0501の原薬製造プロセスに関する共同研究契約を締結
平成20年4月	秋田県秋田市に組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造施設用地を取得
平成20年6月	UMN-0501の第 / 相臨床試験を国内にて開始
平成20年8月	UMN-0501が希少疾病用医薬品(オーファンドラッグ) <sup>11)</sup> に指定 株式会社IHIプラントエンジニアリングとUMN-0502及びUMN-0501原薬製造施設の詳細設計に関する契約を締結
平成20年12月	東京本社を東京都渋谷区から神奈川県横浜市港北区に移転し横浜本社に名称を変更
平成21年10月	UMN-0501の第 / 相臨床試験を国内にて開始
平成22年1月	株式会社IHIとUMN-0502及びUMN-0501原薬製造事業の協業に関する基本協定を締結
平成22年4月	アピ株式会社とUMN-0502及びUMN-0501製剤化工程の委託に関する基本協定書を締結 秋田県秋田市にて組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造施設の建設を開始
平成22年5月	株式会社UNIGENを設立、当社連結子会社となる
平成22年7月	厚生労働省「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業(第一次分)に採択
平成22年9月	アステラス製薬株式会社と国内における細胞培養インフルエンザワクチン共同事業化に関する提携契約を締結
平成22年10月	UMN-0501のブースター <sup>12)</sup> 試験を開始
平成22年11月	PSCより、UMN-0502及びUMN-0501の中国・韓国・台湾・香港・シンガポールにおける独占的事業化権を追加取得
平成23年3月	アピ株式会社とUMN-0502及びUMN-0501の製剤化工程の独占的業務委託に関する「製造委託基本契約書」を締結
平成23年4月	秋田工場が稼働
平成23年8月	UMN-0501高用量試験を開始 UMN-0502第 / 相臨床試験を開始
平成23年12月	UMN-0502第 / 相臨床試験において免疫原性 <sup>13)</sup> 及び良好な忍容性 <sup>14)</sup> を確認
平成24年1月	UMN-2003の全世界における独占的事業化権をタンペレ大学ワクチン研究センターのヴェシカリ教授・プラゼヴィッチ博士より取得
平成24年2月	株式会社UNIGENが経済産業省「平成23年度国内立地推進事業費補助金」一次公募に採択 株式会社UNIGENが株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結
平成24年3月	BEVS技術を用いたバイオ医薬品原薬生産施設である岐阜工場の建設を開始
平成24年7月	UMN-0501の高用量試験において免疫原性及び良好な忍容性を確認 アピ株式会社とバイオ医薬品受託製造事業に関する「BCMO事業協業に関する基本合意書」を締結
平成24年10月	日東製薬株式会社とUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の韓国での共同開発、独占的販売に関する基本合意書を締結
平成24年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場 Catalent Pharma Solutions, Inc.とバイオ後続品の生産細胞株を非独占で提供を受ける契約を締結
平成25年3月	日東製薬株式会社とUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の韓国での共同開発、独占的販売に関する契約を締結 アピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社とがん領域における抗体バイオ後続品の研究開発及び商業化を共同で実施すること及びその基本事項に関する意図確認書を締結
平成25年4月	横浜本社を神奈川県横浜市港北区から神奈川県横浜市西区に移転
平成25年5月	岐阜工場が竣工
平成25年6月	アピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社とがん領域における抗体バイオ後続品に関する共同事業契約を締結
平成25年7月	和光純薬工業株式会社と抗体バイオ医薬品用培地の開発に関する覚書を締結
平成25年9月	國光生物科技股份有限公司とUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の台湾及び中国における商業化に関する優先交渉権を供与する基本合意書を締結

### 3 【事業の内容】

#### (1) 当社グループの事業概要

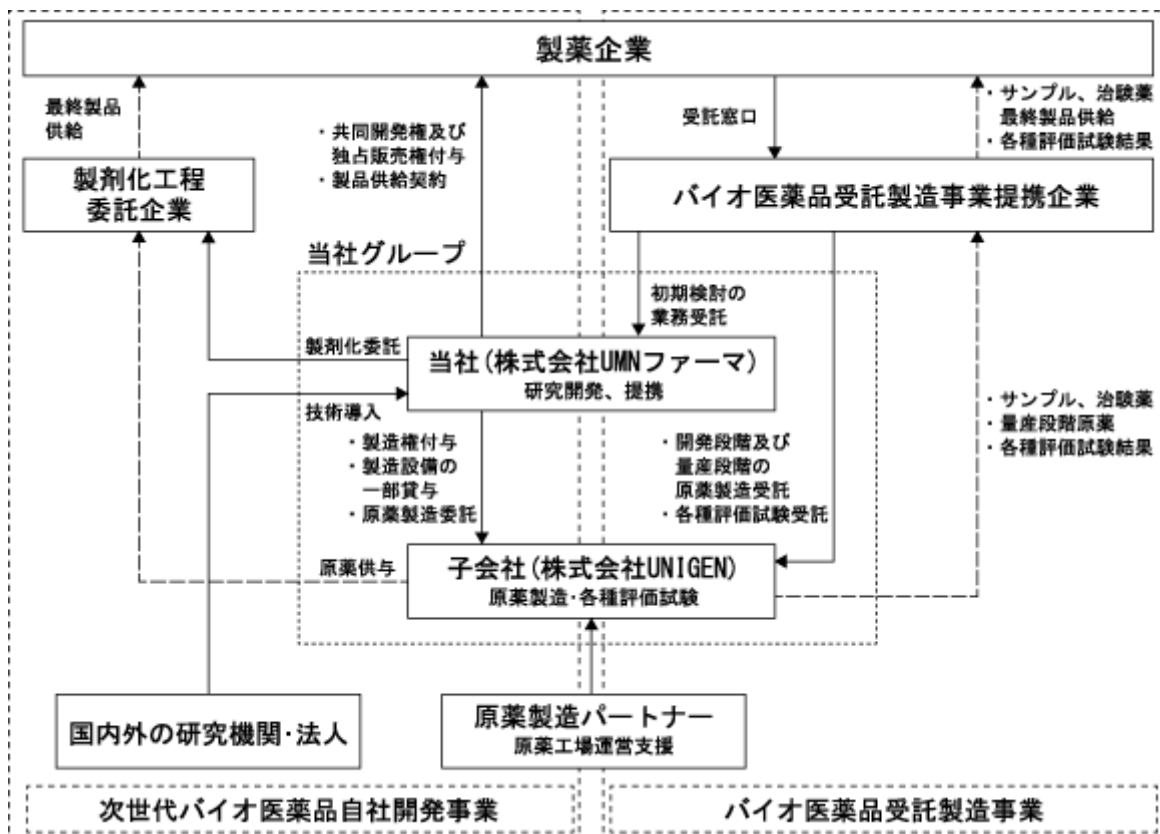
当社は、製薬業界で培った豊富な開発経験と幅広いネットワークを駆使し、満足な治療法や製造技術のない領域にて、革新的な医薬品を迅速に開発することを会社のミッションに掲げ、平成16年4月に設立されました。

当社グループは、当社及び連結子会社（株式会社UNIGEN）により構成されております。当社独自の製造プラットフォーム<sup>15)</sup>を保有することにより、次世代バイオ医薬品自社開発事業に加え、バイオ医薬品の製造も事業領域とするバイオファーマ企業であります。当該コンセプトを基に、開発パイプラインごとに対象疾患領域及び臨床現場の状況、競合する医薬品の状況などを総合的に勘案し、医薬品としての価値を最大化できる最適のタイミングで国内外の製薬企業と提携しライセンスアウトすることのみならず、自ら原薬を製造し製品を供給することで収益を確保していくビジネスモデルを基本としております。一方、バイオ医薬品受託製造事業については、当社グループが保有する横浜研究所、秋田工場及び岐阜工場、これら研究・生産施設に従事する製造ノウハウに長けた人材を活用し、開発初期から商用段階まであらゆる顧客ニーズに対応しつつ、高い品質の製品を供給していくビジネスモデルを基本としております。受注活動をバイオ医薬品受託製造事業提携企業とともにに行い、当該提携企業を通じて顧客に対して検討用サンプル、治験薬、製品、これらに係る各種評価試験結果等を供給いたします。

なお、当社グループは医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

以下に当社グループの事業系統図を示します。

< 当社グループの事業系統図 >



また、当社グループの事業の特徴は以下のとおりであります。

### 当社独自の製造プラットフォームを保有

当社は、PSCより、UMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901をはじめとする組換えインフルエンザHAワクチンに関する日本、中国、韓国、台湾、香港及びシンガポールにおける、独占的な開発、製造及び販売に関する権利を取得しております。また、タンペレ大学より、UMN-2003の全世界における独占的事業化権を取得しております。これら開発パイプラインの製造技術であるBEVSを製造プラットフォームと位置づけ、日本国内でBEVSによるバイオ医薬品の開発から製造までを一貫して担う体制を構築しております。生産体制の確立に当たり、平成22年1月に、組換えインフルエンザHAワクチンの原薬製造事業を共同で行うべく、株式会社IHIと当該事業の「協業に関する基本協定書」を締結いたしました。平成22年5月に、原薬製造事業を主な事業目的とする株式会社UNIGENを設立、当社連結子会社といたしました。平成22年6月に、当社及び株式会社IHIより株式会社UNIGENに対して増資を行い、原薬製造事業の協業活動を本格的に開始いたしました。平成22年7月に、厚生労働省「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業(第一次分)に採択され、当該助成金にて秋田県秋田市に組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造施設(秋田工場)の建設を開始、平成23年4月に稼働いたしました。また、平成24年3月には、インフルエンザワクチンをはじめとしたバイオ医薬品原薬を量産することを目的として岐阜県揖斐郡池田町に岐阜工場の建設を開始、平成25年5月に竣工いたしました。一方、新たなパイプラインであるUMN-2003は、BEVSにより製造したノロウイルスの組換えVLP及びロタウイルスの組換えウイルスタンパクを有効成分とするワクチンであります。VLPワクチンは、アジュバント<sup>16)</sup>を用いずに免疫原性を高める方法として注目を集めており、BEVSによるVLPワクチン原薬製造にも組換えインフルエンザHAワクチンで得られた知見を最大限に活用いたします。

### 感染症予防ワクチンを中心とする複数のパイプラインを開発

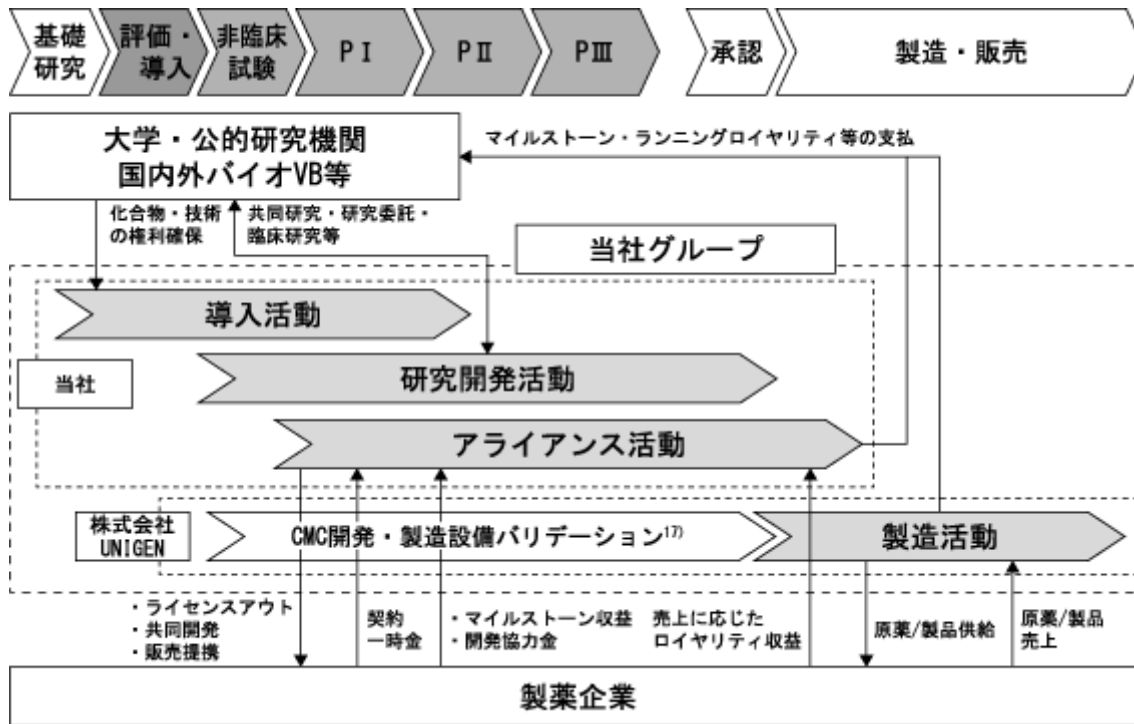
当社グループは、インフルエンザ、ノロウイルス、ロタウイルスなど、ウイルス感染症領域における複数の開発パイプラインを有しております。また当社は、自社にて前期臨床試験を行うだけでなく、後期臨床試験をライセンスアウト先と共同開発できる体制を整えており、かつ、秋田工場にて治験薬を供給する体制も整備しております。現在、日本国内において、UMN-0502及びUMN-0501をアステラス製薬株式会社と共同開発しております。また、流行するインフルエンザウイルスの動向を踏まえ、UMN-0901の開発も行っております。さらに、UMN-2003をパイプラインに加え、全世界のマーケットを目指して開発を開始しており、当社グループの製造プラットフォームであるBEVSを最大限に活用できる医薬品候補シーズ探索を積極的に実施しております。

### 単なるライセンスによる対価のみに留まらない収益構造の確立

下記図表に示すとおり、当社グループは、医薬品候補シーズの探索に当たり、市場性、上市の可能性や製造技術を十分検討いたします。一義的にはBEVSにて製造が可能な医薬品候補シーズを優先的に開発することで、製品供給による収益を実現することにより、当社資産から生まれる付加価値の最大化を目指しております。

また、基礎研究・臨床開発を進める過程において、新たな製造技術の導入も視野に入れながら、医薬品としての価値を最大化できる最適のタイミングにて、国内外の製薬企業と提携しライセンスアウトいたします。製薬企業との提携による契約一時金や、基礎研究・臨床開発・承認申請等の進捗状況によりマイルストーン収入を受けること、販売のライセンスアウトに伴う売上の一定率のロイヤリティ収入や販売目標達成時の一時金を得ることに加え、最先端のバイオ医薬品製造技術に基づく原薬製造による売上を得る等、単なる知的財産権の使用に係る収益のみに留まらない事業体制の整備を図っております。

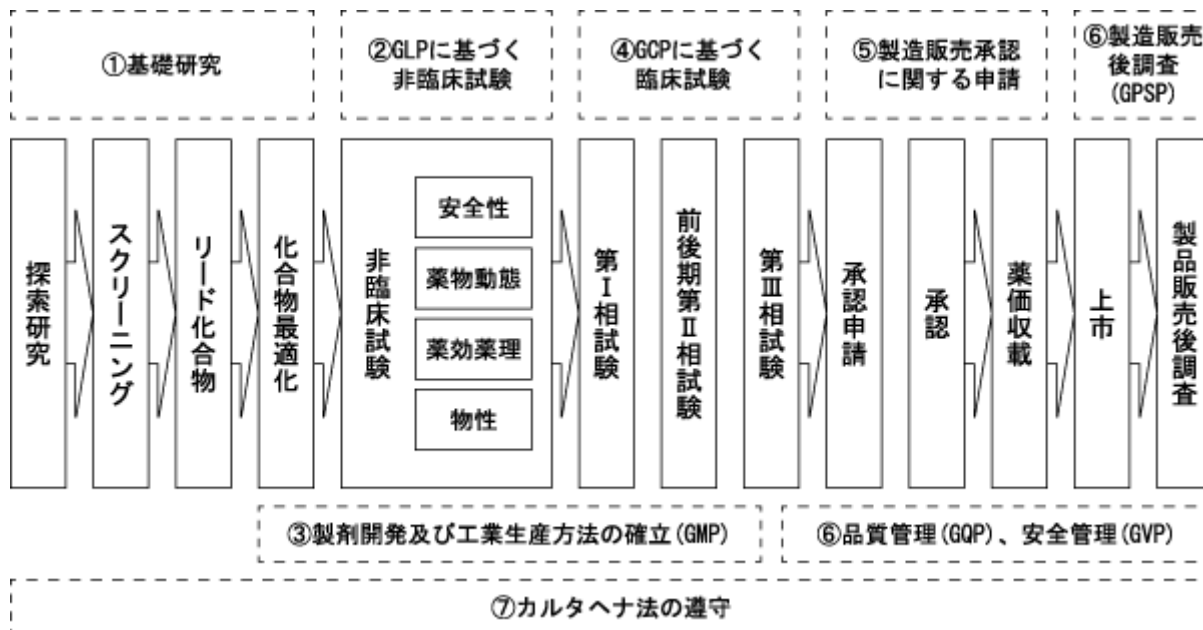
## &lt; 当社グループの事業モデル &gt;



## (2) 医薬品の研究開発プロセスと当社グループの事業が関連するプロセス領域について

医療用医薬品を製造、販売するためには厳格な規制が存在し、これら規制を遵守しながら開発を進めていかなければなりません。医療用医薬品が販売されるまでに実施される一般的な研究開発の目的及び内容並びに各段階における関連規制について説明いたします。

## &lt; 医薬品の開発プロセス &gt;



大別すると、基礎研究、GLPに基づく非臨床試験、製剤開発及び工業生産方法の確立(GMP)、GCPに基づく臨床試験、製造販売承認に関する申請、GQP、GVP及びGPSPの6つのステップに区分されます。さらに、バイオ医薬品製造のプロセスのひとつに遺伝子組換え技術が存在するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)の遵守、を加え、以下に各ステップについて詳細を記載いたします。

#### 基礎研究

ターゲットとする疾患を決定し、将来医薬品となる可能性のある物質を特定して、試験管内(以下、「in vitro」といいます。)もしくは動物(以下、「in vivo」といいます。)による疾患モデルを確立し、スクリーニングにかけて、リード化合物<sup>18)</sup>の選定を行います。当該リード化合物の物理的・化学的特性を確認した後、化学修飾<sup>19)</sup>を行い、in vivo実験により、高い安全性と有効性を有する開発候補化合物を選定いたします。その後、信頼性基準<sup>20)</sup>に基づき、大型哺乳動物などでより精緻に薬効・安全性の確認を行うとともに、投与方法や製造方法の検討を行うために、物性試験<sup>21)</sup>、薬物動態試験<sup>22)</sup>等を実施いたします。

#### GLPに基づく非臨床試験

GLP(Good Laboratory Practice)とは、臨床試験を始めるに当たって特にヒトでの安全性を推測できるデータを取得するものであり、単回毒性試験<sup>23)</sup>、反復毒性試験<sup>24)</sup>、がん原性試験<sup>25)</sup>、変異原性試験<sup>26)</sup>などを実施し、化合物の安全性に関するデータを収集いたします。一定の安全性の検証を行うための基準として、「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年3月26日厚生省令第21号 最終改正平成20年6月13日厚生労働省令第114号)に、試験方法、実施者、設備等が厳格に定められております。一連の非臨床試験データを揃え、臨床試験の目的及び具体的内容について治験届を当局に提出し、その内容について当局より確認を得た後に、臨床試験を開始することになります。

#### 製剤開発及び工業生産方法の確立

製剤開発は非臨床試験の前後より開始いたします。製剤の処方設計を行い、臨床試験に使用する治験薬を製造いたします。治験薬の製造には、治験薬GMP(Good Manufacturing Practice「治験薬の製造管理及び品質管理基準」及び「治験薬の製造施設の構造設備基準」(平成9年3月31日薬発第480号 最終訂正平成20年7月9日薬食発第0709002号))に従わなければなりません。さらに、上市後の製品の製造に向けて工業生産方法の確立が必要になります。そのためには、GMP「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(平成6年1月27日厚生省令第3号 最終改正平成16年12月24日厚生労働省令第179号)に定められた基準に従って製造を行う必要があり、当該GMPに準拠して製造がなされているかどうかについて当局からの査察等が実施されます。なお、GMP基準は医薬品製造業の許可要件並びに医薬品製造販売の承認要件となっております。GMP適合施設を保有するために、これら厳密な規制を完全にクリアする必要があります。



## GCP基準に基づく臨床試験

臨床試験については、GCP (Good Clinical Practice 「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年3月27日厚生省令第28号 最終改正平成24年12月28日厚生労働省令第161号))が定められており、医薬品の製造承認の申請に際し必要な臨床試験成績に関する各種資料の取得、管理、治験実施者の選定・依頼及び実施等について厳格な基準が定められております。

第 相臨床試験は、少数の健康人に与薬し、薬物動態や安全性の確認を行います。第 相臨床試験の前期では、少数患者に与薬し、安全性と有効性について確認を行います。この段階で、具体的な適応疾患及び投与用量のおおよその範囲について決定いたします。いわゆるPOC (Proof of Concept ヒトでの有効性の実証)は、前期第 相臨床試験にて相応の薬効が示唆された段階をいいます。それに続く後期第 相臨床試験では、対象数を増やして投与用量と効果の相関性を確認し、至適条件を決定いたします。第 相臨床試験では、一般臨床上、安全性と有効性が確認されるのに十分な数の患者に対して、類似薬もしくは偽薬(プラセボ)<sup>27)</sup>との二重盲検比較試験<sup>28)</sup>を実施し、その医薬品が治療に貢献するものであるか否かの最終的な確認を行います。

なお、医薬品の開発については、平成3年に日米欧の薬事規制当局及び製薬団体によって設立されたICH (International Conference on Harmonization of Technical Requirements for Registration of Pharmaceuticals for Human Use「医薬品規制ハーモナイゼーション国際会議」)によって、世界レベルで臨床試験データの融和が図られております。主に国や地域間で承認申請データを相互活用し新規医薬品開発を効率化しようとするものであり、平成10年、海外臨床試験データ受け入れに関するガイドラインが最終合意されたことにより、一定の確認試験を実施すること等を条件に、異なる地域での臨床試験データを共有した承認申請が可能となっております。

## 製造販売承認に関する申請

品質試験、非臨床試験及び臨床試験の資料をまとめて製造販売の承認申請を行います。医薬品の成分・分量、用法・用量、効能・効果、副作用等に関する審査を行ったうえで、厚生労働大臣が品目ごとに承認を与えます。また、業として医薬品を製造する者は、医薬品製造業の許可を受けなければなりません。

## GQP、GVP及びGPSP

医薬品の製造販売を行う場合、品質管理に関する基準としてGQP (Good Quality Practice 「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令」(平成16年9月22日厚生労働省令第136号 最終改正平成17年11月24日厚生労働省令第164号))を遵守する必要があります。

一方、GVP (Good Vigilance Practice「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令」(平成16年9月22日厚生労働省令第135号 最終改正平成25年3月11日厚生労働省令第26号))として、医療機関等からの自発報告や文献・学会報告等から副作用や感染症に関する情報等の安全性情報を収集し、評価・検討の上、安全確保措置を講じる必要があります。GQP及びGVPは医薬品製造販売業の許可要件となっております。

製造販売後、医薬品の有効性と安全性を再審査及び再評価するために必要な情報等の収集・分析・報告に関する管理及び実施体制が、GPSP (Good Post-marketing Study Practice 「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成16年12月20日厚生労働省令第171号 最終改正平成25年3月11日厚生労働省令第26号))に定められております。

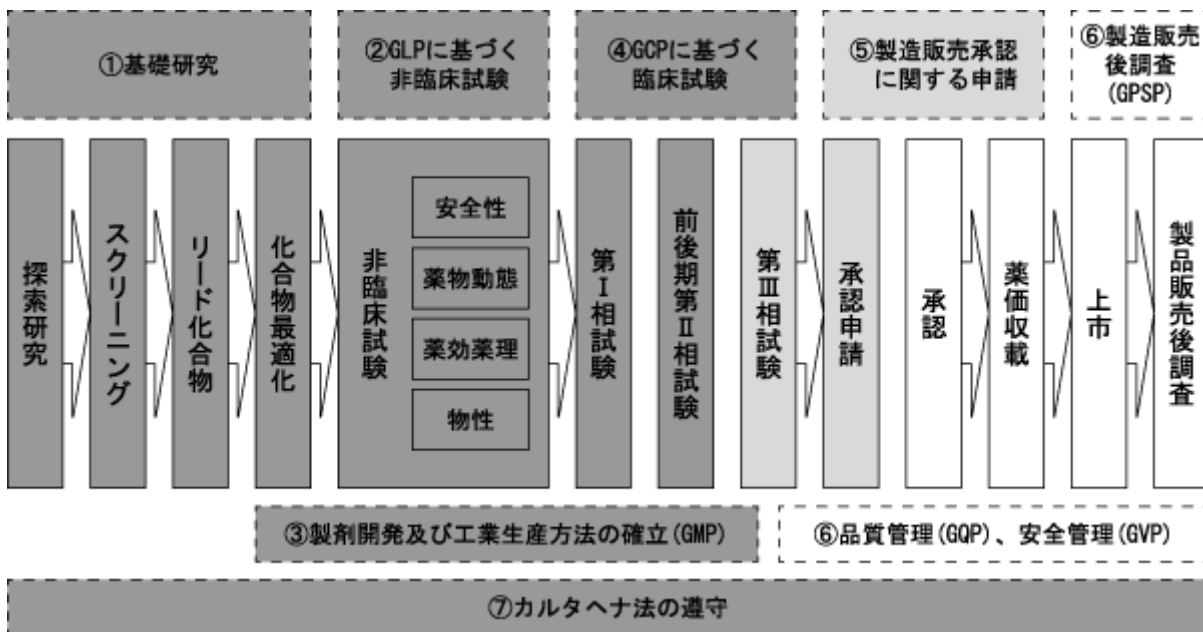
これらGQP、GVP及びGPSPは、医薬品製造販売業許可を取得する者がその責任を負うこととなります。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)の遵守

国際的に、生物多様性条約が平成4年に採択され、翌年より発効いたしました。これを受けて、平成12年には生物の多様性を守るため、遺伝子組換え生物等の安全な取り扱い等につき、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書が採択され、平成15年より発効しております。本議定書は平成25年7月現在、193の国及び地域が批准・締結をしております。通称「カルタヘナ法」は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」として、国際協調に基づき各国で立法化されており、日本では平成15年に法律が成立・公布され、平成16年より施行されております。これにより、遺伝子組換え生物の封じ込めが厳格に規定されており、違反した場合、罰則が存在いたします。遺伝子組換え生物を取り扱う研究室や工場の運営に当たっては、本法律の遵守が必須であります。

上記の医薬品の開発プロセスにおいて、当社が関連する領域は、医療用医薬品事業においては、基礎研究からカルタヘナ法の遵守までの領域のうち、品質管理、安全管理及び製造販売後調査以外の全てとなります。当社グループは、ヒトの生命に関連する医薬品を開発する企業として、これらの法令・規制を徹底的に遵守する体制を整備し、事業を進めております。

<当社グループが主に関連するプロセス領域と遵守すべき法令・規制等>



(注) 網掛け領域が、現時点における当社グループ事業に関連する開発プロセス領域となります。

### (3) 当社グループの製造プラットフォームについて

BEVSとは

BEVSは、標的インフルエンザウイルスHAタンパクの全長遺伝子を遺伝子組換え技術によってバキュロウイルス (*Autographa californica* Nuclear Polyhedrosis Virus)<sup>29)</sup> に挿入し、これを株化<sup>30)</sup> した昆虫細胞に感染させ、細胞内で目的のタンパクを大量に発現できることに大きな特徴を有しております。BEVSは、組込む遺伝子の種類が変わっても生産条件を大きく変える必要がない、柔軟で効率的な製造技術であり、一部のタンパクの大量生産に向くため、低コストでタンパク医薬品を作ることができることから、バイオ医薬品製造技術の中でも有望なものの一つであります。

当社の技術導入元であるPSCがBEVSを用いて開発した季節性インフルエンザワクチンFlublok®は、米国食品医薬品局 (Food and Drug Administration : FDA) より承認を得ており、製造技術として確固たる地位を築くに至っております。BEVSを用いて製造されたワクチンには、この他にも、平成23年にFDAにより承認された前立腺がん治療ワクチンProvenge® (Dendreon Corporation社製) や 型糖尿病に対する第 相臨床試験及び成人潜伏型自己免疫性糖尿病に対する第 相臨床試験を実施中の糖尿病治療ワクチンDiamyd® (Diamyd Medical AB社製) などがあります。ワクチン以外では、欧州医薬品庁 (European Medicines Agency : EMA) より承認されたりボ蛋白リパーゼ欠損症治療薬のGlybera® (UniQure BV社製) もBEVSを用いて製造されております。

当社が開発を行っているUMN-0502、UMN-0501、UMN-0901及びUMN-2003は、BEVSを用いて製造した組換えタンパク及び組換えVLPを有効成分とするワクチンであります。

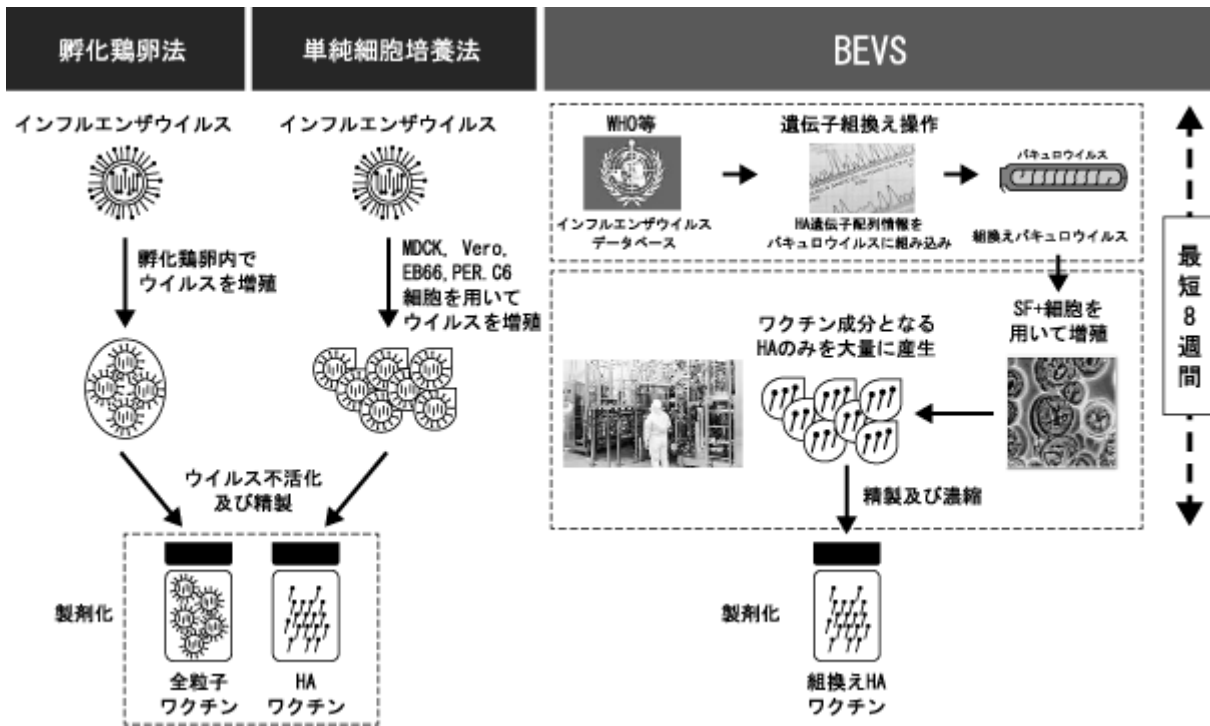
#### 他の製造技術との比較 インフルエンザワクチンの例

日本において製造販売されているインフルエンザワクチンは、孵化鶏卵中で増やしたウイルスを成分または全粒子の形で製剤化したものであります。しかし、この孵化鶏卵法では、インフルエンザの世界的流行 (パンデミック) が起こった場合、孵化鶏卵の供給が追いつかず、全国民へのワクチン供給に1年以上を要してしまうこと、細胞毒性の強いウイルスの場合には、野生型のウイルスは培養が困難であること、ウイルスの鶏卵培養への馴化<sup>31)</sup> に時間がかかること、及び抗原性が変化してしまう可能性があること等の問題点があり、それらを克服すべく細胞培養法によるインフルエンザワクチンの開発が進められております。

次世代の鶏卵を使用しない細胞培養による製造法には、BEVSの他に、イヌ腎臓尿管上皮由来細胞 (Madin-Darby canine kidney (MDCK) 細胞)、アフリカミドリザル腎臓上皮由来細胞 (Vero細胞)、ヒト胚網膜芽細胞 (PER.C6細胞)、アヒル胚由来幹細胞 (EB66細胞) 等を用いて増やしたインフルエンザウイルスを製剤化する方法が挙げられます。これらの細胞培養による製造方法は、インフルエンザウイルスをより増殖しやすいよう、鶏卵から他の哺乳動物の細胞系に置き換えたものであることから、インフルエンザウイルスそのものを用いることには変わりありません。

一方、当社グループのBEVSは、インフルエンザウイルスそのものを使用せずワクチンの成分であるHA遺伝子情報のみで製造が可能であり、組込む遺伝子の種類が変わっても生産条件を大きく変える必要がないため、短期間かつ大量に製造することができることから、インフルエンザワクチンの生産には非常に有利であると考えております。

## &lt; インフルエンザワクチン製造方法比較図 &gt;



## 当社とPSCとの契約について

当社は、平成18年8月に、日本におけるBEVSを用いた組換えインフルエンザHAワクチンの独占的な開発、製造及び販売権をPSCより取得し、BEVSに関する技術移管を行ってまいりました。当社の横浜研究所及び秋田研究所において実施した様々な研究開発活動により、培養と精製を中心とする工程を確立するに至るとともに、秋田県秋田市にPSCが保有するGMP製造施設と同様の培養規模である600Lスケール原薬製造設備である秋田工場を整備し、製造工程の技術移管を完了しております。また平成22年11月、当社はPSCとの間で本独占的事業化権を中国・韓国・台湾・香港・シンガポールに拡大する契約を締結しております。当社グループは、急速な経済発展が見込まれる一方で季節性やパンデミックインフルエンザ対策に力を注ぎつつあるこれらの国と地域において、開発・製造・承認申請・販売に係る各国の規制環境に合わせた事業展開を行うことが可能となっております。

## BEVSの発展性

BEVSは、インフルエンザワクチンへの適応性と応用性に非常に富んでおり、H5N1亜型以外に他の動物からヒトへの感染拡大が懸念されているインフルエンザウイルス株(H9N2亜型やH7N1亜型<sup>32)</sup>)に適用可能であります。さらに、インフルエンザウイルスのHA以外のターゲットであるノイラミニダーゼ(Neuraminidase、以下、「NA」といいます。)<sup>33)</sup>をBEVSにて生産し、HAとNAとを混合したワクチンの研究開発もなされております。またBEVSは、デング熱、西ナイル熱など複数の新興・再興感染症に対する組換えサブユニットワクチン、ノロウイルスワクチンなど組換えサブユニットワクチンをさらに発展させたVLPワクチン、がんなどを対象とするペプチド治療ワクチン、タンパク治療薬等へと幅広く応用できる可能性を有しております。

#### (4) 当社グループの開発・製造実施体制について

##### 当社グループの重点領域と人材について

当社グループでは、製造プラットフォームであるBEVSの価値を最大化することを目的に、基礎研究や臨床開発のみならず製品供給までを重点活動領域としております。そのため、当社グループの取締役及び研究・製造・生産・臨床開発の各組織は、製薬企業で長年研究開発や申請業務を経験した人材を中心に構成されております。各種ワクチンの開発及び承認申請経験を有する人材を臨床開発部に配置し、臨床試験を進めております。また、製造販売承認後、当社グループより製品供給を行うために、医療用医薬品工場の生産ライン部門、品質管理部門並びに品質保証部門にて実務経験のある人材を積極的に採用しており、GMPに準拠した医薬品製造施設の運営体制を構築しております。

##### 当社グループの研究施設と原薬製造施設について

多くの日本国民に安定した組換えワクチンを供給するため、BEVSの製造施設と研究室を国内に保有することが当社にとって必要不可欠であります。これまで、臨床開発だけでなく製造開発・生産施設建設にも資金を投入してまいりました。

現在、当社は2つの研究施設を有しております。秋田大学医学部内にある秋田研究所では、動物実験等の基礎的研究を行っております。また、横浜研究所では、BEVSを用いて、カルタヘナ法に準拠した20Lから250Lスケールまでのパイロット培養が可能な培養槽をもつ製造実験設備を保有し、製造工程となる培養及び精製に関する初期検討を実施しております。また品質管理・工程管理に関する評価試験法の研究も行っております。

また、当社グループは、秋田県秋田市御所野湯本の秋田新都市産業団地内に約13,000㎡の敷地内に延べ面積約3,000㎡<sup>2</sup>、600L培養槽3基を設置する治験薬GMP<sup>34)</sup>準拠のパイロットスケール原薬製造施設となる秋田工場を有しております。秋田工場は、平成22年7月より平成23年3月までを助成期間とした厚生労働省「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業(第一次分)における実験用生産施設整備事業の助成金にて整備し、平成23年4月より稼働しております。秋田工場の運営は株式会社UNIGENが行っており、徹底したGMP教育や管理教育を継続的に実施し、製造ライン要員の育成にも努めております。

さらに、株式会社UNIGENは、平成24年2月に経済産業省「平成23年度国内立地推進事業費補助金」の採択を受けるとともに、同月に株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンを組成、同年3月より岐阜県揖斐郡池田町にGMP適合予定の実生産施設として岐阜工場の建設を開始し、平成25年5月に竣工いたしました。岐阜工場は、延べ面積約14,000㎡に21,000Lスケール培養槽2基を設置し、相応の生産能力を有する生産施設であります。なお、岐阜工場は、上記スケール培養槽を最大で8基まで増設することが可能であり、秋田工場と同様にBEVS以外のバイオ医薬品の原薬製造にも転用可能な設計となっており、当社開発パイプライン以外のBCMO事業の拠点機能も担っております。

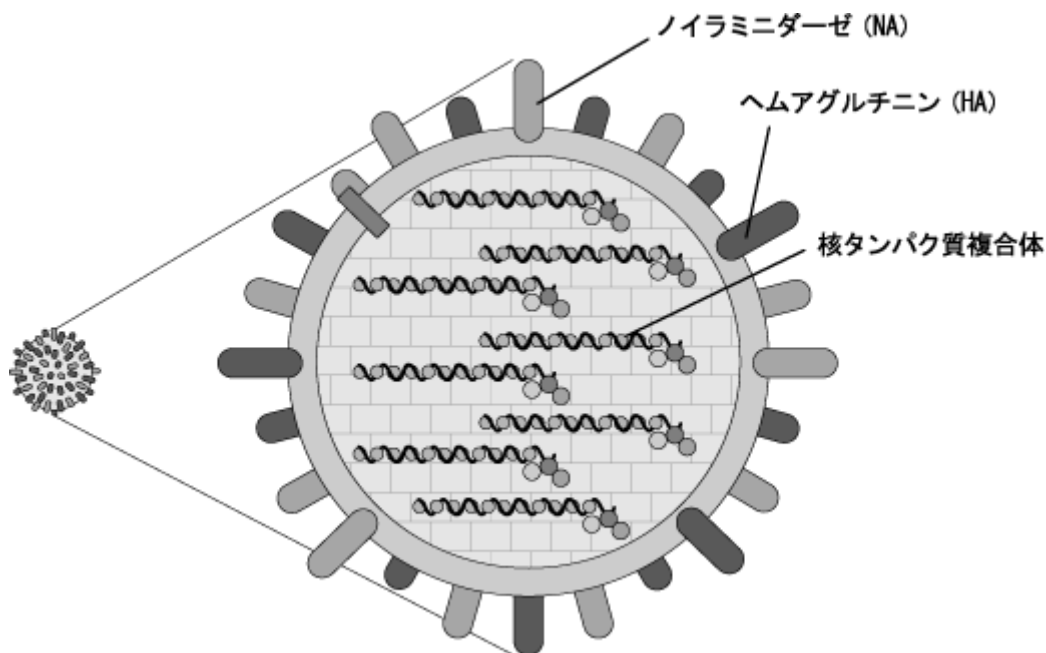


開発コード：UMN-0502(季節性組換えインフルエンザHAワクチン(多価))

UMN-0502は、一般的には季節性インフルエンザワクチンに当たるもので、毎年冬のシーズンに接種する予防ワクチンであります。

インフルエンザウイルスには、A・B・Cの3型があり、特にA型とB型は感染性が強く流行しやすいことからワクチンによる予防の対象となっております。これらのウイルス粒子表面にはHAとNAという2つの糖タンパクが存在しております。HAはインフルエンザウイルスが細胞に進入する際に機能するタンパクであり、NAは細胞内で増殖したウイルスが細胞外に出る際に機能するタンパクであります。これらが感染防御免疫の標的抗原とされております。A型に関しては、少なくとも16種類のHAが存在し、9種類あるNAとの組み合わせにより、ウイルスのタイプが決定されます。例えばH1N1インフルエンザウイルスは、HAの1番目の亜型とNAの1番目の亜型の組み合わせで構成されております。

#### <インフルエンザウイルスの構造>



UMN-0502は、主としてHAタンパクを抗原としてヒトに免疫応答を誘導する薬剤であり、H1N1の亜型、H3N2の亜型、B型のウイルス3株にあたる3種のHAが入った組換えインフルエンザHAワクチンであります。米国ではPSCがFlublok®の商標にてFDAより承認を取得しております。PSCが米国にて承認を取得するにあたり、第 相臨床試験までに実施した臨床試験は合計12試験あり、参考試験である医師主導試験を含め、合計4,163例の被験者に対してFlublok®(UMN-0502)が接種されております。検討したすべての用量での良好な安全性と忍容性が示されており、当社は次世代を担うインフルエンザワクチンになると考えております。

日本においては、アステラス製薬株式会社と共同で、平成23年8月より第 / 相臨床試験を実施いたしました。当該試験は、20歳以上50歳未満の健康な成人男女を対象とし、1群55例計3群165例に対して接種が行われ、平成23年12月に承認要件を満たす免疫原性と優れた忍容性が確認されました。当該試験結果を受けて、平成24年11月より65歳以上高齢者を対象とした第 相臨床試験を開始、平成24年12月には全例への接種を完了いたしました。結果、国内既承認孵化鶏卵ワクチンに対し、免疫原性において非劣性基準を満たすとともに、安全性に大きな問題がないことが確認されました。また、東アジア主要国への展開を開始しており、韓国においては、平成24年12月に締結した日東製薬株式会社との共同開発及び独占的販売に関する契約に基づき、PSC及びアステラス製薬株式会社が行った米国及び日本での臨床試験結果を活用し、早期承認を得べくブリッジング試験を積極的に進める計画であります。台湾及び中国においては、平成25年9月に國光生物科技股份有限公司に対して商業化に関する優先交渉権を供与する基本合意書を締結するに至っております。

開発コード：UMN-0501(組換えインフルエンザHAワクチン(H5N1))

UMN-0501は、近年世界的流行の危険性が指摘され、世界レベルでその対応が急務となっている高病原性鳥インフルエンザウイルスH5N1亜型に対する予防ワクチンであります。

インフルエンザウイルスの最も特徴的な性質は、毎年のように変異を起こすことであり、その程度により、ワクチンの効果は毎年のように変わります。変異には、「連続抗原変異」と「不連続抗原変異」があります。前者は遺伝子に大きな変化が起きているわけではないことから、ウイルス株の差によってワクチンの効果にあまり変化は見られません。しかしながら、不連続抗原変異の場合、突然変異によって遺伝子に大きな変化を伴うため人類には免疫がなく、しばしば世界的流行が起こります。この大流行は、一般的に「パンデミック」と呼ばれております。平成21年に新型インフルエンザA(H1N1)のパンデミックが起きたことは、記憶に新しい経験であります。近年H5N1をはじめとする高病原性鳥インフルエンザウイルスが出現しており、渡り鳥の感染死や家鶏への伝播が数多く報告されております。種を超えて鳥からヒトへ、さらにヒトの間で感染するようになる、致死率の高いパンデミックを起こす危険性が指摘されております。交通機関の発達した現代においてパンデミックが起こると、感染は特定地域に留まらず、極めて短期間かつ広範囲に感染者数が増加する可能性があります。したがって、流行するインフルエンザウイルスの亜型に適合したワクチンを短期間で製造し、できる限り多くのヒトに対して接種することが感染拡大予防のために重要であります。UMN-0501は、このようなパンデミック対応用の組換えインフルエンザHAワクチンであります。

当社は、平成20年6月よりUMN-0501の第 / 相臨床試験を開始いたしました。当該試験は、20歳から40歳の健康な男性を対象とし、1群25例計5群125例に対して接種が行われ、重篤な有害事象は観察されず安全性が確認されるとともに、アルミニウムアジュバント<sup>35)</sup>を用いずに免疫原性を確認いたしました。本成績は、平成21年2月スイス・ジュネーブにおいて開催された、世界保健機関(World Health Organization、以下、「WHO」といいます。)の高病原性鳥インフルエンザワクチン臨床試験の評価会議である「5<sup>th</sup> WHO Meeting on Evaluation of Pandemic Influenza Prototype Vaccines in Clinical Trials」にて発表いたしました。平成21年10月より実施された第 / 相臨床試験において、20歳から40歳の健康な男女90名を対象として、UMN-0501の免疫原性、安全性及び臨床用量の検討を行いました。解析結果では用量依存的な免疫原性が確認され、国際的に使用されているインフルエンザワクチンの有効性の評価基準をほぼ満たしました。また、接種による忍容性は良好であり、重篤な有害事象や高度な全身反応は試験期間を通じて観察されませんでした。日本においては、アステラス製薬株式会社と共同で、平成23年8月より第 / 相臨床試験を実施いたしました。当該試験は、20歳から40歳の健康な成人を対象とし、Part 1は1群10例計3群30例、Part 2は1群50例計3群150例に対して接種が行われ、平成24年3月に良好な免疫原性と優れた忍容性を確認しております。東アジア主要国においては、各規制当局との交渉によりますが、韓国においてはUMN-0502と同様に、日東製薬株式会社との共同開発及び独占的販売に関する契約に基づき、当社及びアステラス製薬株式会社の実施した日本での臨床試験結果を活用し、ブリッジング試験を実施する計画にしております。台湾及び中国においては、UMN-0502と同様に、國光生物科技股份有限公司に対して商業化に関する優先交渉権を供与する基本合意書を締結するに至っております。



開発コード：UMN-0901(組換えインフルエンザHAワクチン(H9N2))

UMN-0901は、UMN-0501と同様、パンデミックインフルエンザを引き起こしうるウイルスとして懸念されている、H9N2亜型インフルエンザウイルスに対するワクチンであります。WHOはH5N1亜型だけでなく、H9N2亜型に対するワクチンの開発も推奨しております。H9N2亜型は、主にアジア・中東諸国を中心に発生しており、中国におけるヒトへの感染例や、ブタ・鳥からのウイルス検出が報告されております。本株はH3N2亜型ウイルスと遺伝子の再集合<sup>36)</sup>を起こしやすく、変異によりヒトへの感染性が強くなる可能性が高いとされております。動物における毒性は弱く、ヒトに感染しても症状が軽く見分けにくいことが予想され、伝播しやすい傾向があると考えられます。しかしながら、日本において本亜型に対するワクチンの開発は未だに行われておりません。BEVSによるH9N2亜型のHA製造については、既にPSCにおいて実績があり、当社グループでも、UMN-0502やUMN-0501と同様、BEVSを用いて製造することが可能であると考えており、現在、早期に臨床試験を開始することを目的として非臨床試験を実施中であります。

開発コード：UMN-2003(組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6混合ワクチン)

UMN-2003は、ノロウイルス2遺伝子型のウイルス様粒子(Virus Like Particle:VLP)とロタウイルスのウイルスタンパク(VP6)を混合した、アジュバントを含まない3価ワクチンであります。

ノロウイルス、ロタウイルスともにウイルス性胃腸炎の主要な原因ウイルスであり、本ワクチン接種により、両ウイルスへの感染を一つのワクチンで予防することが期待されます。

ノロウイルスは、ウイルス遺伝子配列の相同性によって大きく2群(G<sub>1</sub>、G<sub>2</sub>)に分類され、G<sub>1</sub>はさらに15種類の遺伝子型G<sub>1-1</sub>~G<sub>1-15</sub>、G<sub>2</sub>はさらに20種類の遺伝子型G<sub>2-1</sub>~G<sub>2-20</sub>に分類されます。UMN-2003は、複数の遺伝子型のノロウイルスに対して交差免疫を発揮するよう設計され、G<sub>1-3</sub>とG<sub>2-4</sub>のVLPを含みます。

ロタウイルスの粒子は、3層のカプシド(殻)タンパクで覆われており、中間のカプシドを構成するタンパクVP6によって群(A群~G群)が決定されます。ヒトのロタウイルス感染症の病原体としては、A群が最も一般的であることから、UMN-2003は、A群のロタウイルスから得られたVP6の組換えタンパクをワクチン抗原としております。

UMN-2003の発明者は、フィンランドのタンペレ大学ワクチン研究センターのティモ・ヴェシカリ教授、ヴェスナ・ブラゼヴィッチ博士であり、当社は、UMN-2003の全世界における独占的事業化権を許諾されております。タンペレ大学におけるマウスを用いた試験ではBEVSで製造したノロウイルスVLPとロタウイルスVP6を混合接種することで、それぞれの抗原性に干渉することなく、高い免疫原性が確認されており、現在、非臨床試験を実施中であります。

毎年、全世界でノロウイルスにより約20万人、ロタウイルスでは約45万人が命を落としていると言われております(Emerg Infect Dis. 2008; Vaccine 2012)。先進国においては死に至るケースは少ないものの、医療経済的損失が甚大なためワクチンによる予防が求められておりますが、市販されたノロウイルスワクチンは未だありません。ロタウイルスに対する生ワクチンは多くの国で接種可能ですが、腸重積症を誘発する副反応の懸念が払拭できず、生ワクチンに代わる安全性の高いワクチンの開発が強く望まれております。

(6) 日本及び東アジアにおけるUMN-0502及びUMN-0501における事業提携について

下記により、当社はUMN-0502及びUMN-0501に関し、研究・開発・製造・販売の日本及び韓国におけるバリューチェーンを完成いたしました。

株式会社IHIとの提携について

平成22年1月、当社及び株式会社IHIは、当社が開発する日本初の組換えインフルエンザHAワクチン原薬の製造事業に関して、共同で事業運営を行う基本協定「協業に関する基本協定書」を締結いたしました。本協定に基づき、平成22年5月に組換えインフルエンザHAワクチンの原薬製造事業を目的とする株式会社UNIGENを設立し、当社連結子会社といたしました。平成22年6月に当社及び株式会社IHIと共同で増資を行い、BEVSを用いたバイオ医薬品原薬製造事業の協業活動を開始いたしました。ワクチン生産体制の構築に必要な培養技術や工業化開発などで相互に知見を蓄えており、原薬製造施設と工程の確立に関し相乗的な効果を発揮しております。株式会社UNIGENは、組換えインフルエンザHAワクチンの迅速な供給ニーズに対応するため、効率的な製造設備の運営を行うことを目指しております。

アピ株式会社との提携について

平成22年4月、当社及びアピ株式会社は、当社が開発する組換えインフルエンザHAワクチンの製剤化工程業務に関して包括提携を行う「基本協定書」を締結、アピ株式会社に対して製剤化工程業務を独占的に委託することを目的とする「製造委託基本契約書」を平成23年3月に締結しております。当該提携により、当社及び株式会社IHIが共同で製造する組換えインフルエンザHAワクチン原薬を、市場に供給する最終製品に仕上げるのが可能となりました。市場への安定供給を可能にするため、共同で製剤開発研究を行っております。

アステラス製薬株式会社との提携について

平成22年9月、当社及びアステラス製薬株式会社は、UMN-0502及びUMN-0501の日本における共同開発、独占販売に関し、「細胞培養インフルエンザワクチンの共同事業化契約」を締結いたしました。本契約に基づき、臨床試験はアステラス製薬株式会社が主体となって実施し、当社は臨床試験に供する治験薬をアステラス製薬株式会社に提供いたします。また、アステラス製薬株式会社が製造販売承認の申請を実施し、当社グループは製品に関する承認申請データを取得し、アステラス製薬株式会社に提供いたします。販売開始後は、当社グループがアステラス製薬株式会社に対して最終製品を供給し、アステラス製薬株式会社が独占的に販売を行います。

これら、共同事業化を進めるに当たって、当社及びアステラス製薬株式会社にて別途共同開発会議を設置し、重要な意思決定を行いながら開発を進める体制となっております。

また、当社は、提携に伴う一時金及びUMN-0502の第 / 相臨床試験終了に伴う開発マイルストーンペイメントを収受しており、今後もUMN-0502及びUMN-0501それぞれの開発進捗に応じてマイルストーンペイメントを収受いたします。また、UMN-0502については販売開始後に一定販売高に達した場合、その販売高に応じてマイルストーンペイメントを収受いたします。これとともに、当社はアステラス製薬株式会社に対して最終製品を合意された計算式に基づく価格にて供給し、また一定料率のランニングロイヤリティを収受いたします。

#### 日東製薬株式会社との提携について

平成24年12月、当社及び日東製薬株式会社は、UMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の韓国における共同開発及び独占的販売に関し、「Agreement For The Co-development And Commercialization Of Recombinant Influenza HA Vaccines In South Korea」を締結いたしました。本契約に基づき、臨床試験は、日東製薬株式会社が主体的に実施し、当社は臨床試験に供する治験薬を有償にて供給いたします。また、承認申請は日東製薬株式会社が実施いたします。販売開始後は、当社グループが日東製薬株式会社に対して原薬を供給し、日東製薬株式会社が最終製品化し、独占的に販売を行います。これにより、当社は、東アジア展開の第一歩として、韓国において、UMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901に関する開発・製造・販売のバリューチェーンを完成いたしました。

また、当社は、提携に伴う一時金を収受しておりますが、今後も開発段階に応じて開発マイルストーンペイメントを収受いたします。

#### (7) BCMO事業について

当社グループは、次世代バイオ医薬品自社開発事業において整備した横浜研究所及び秋田工場、並びに岐阜工場の施設群、これら施設に従事するバイオ医薬品生産・品質管理等のノウハウに長けた人材を活用して、BCMO事業の展開を開始いたしました。

平成24年7月に、アピ株式会社とバイオ医薬品受託製造事業に関する提携契約を締結し、原薬製造及び製剤化の一貫受注体制を確立するとともに、平成24年12月には、Catalent Pharma Solutions, Inc.と抗体医薬を対象としたバイオ後続品の生産株を非独占で供給を受ける契約を締結し、受注体制の整備を図ってまいりました。

これらの活動の結果、平成25年6月には、アピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社とがん領域における抗体バイオ後続品に関する共同事業契約を締結するに至っております。

当社グループの当該事業領域における強みは、以下の通りであります。

開発初期から商用生産まで顧客のあらゆるニーズに応えることが可能な生産体制を構築  
自社開発事業を通じてGMP生産や品質管理における開発ソリューションを提供  
岐阜工場において、季節性インフルエンザワクチンの生産時期である3月から7月を除く  
期間において受託生産を行うことによる高いコスト競争力

今後、これらの強みを生かして、単に受託に留まらず、開発的要素を有する受託事業を展開し、製品供給による収益に加えて製造に関するランニングロイヤリティも収受可能な事業を推進してまいります。

## 用語集

- 1) Protein Sciences Corporation  
昭和58年に設立された米国コネチカット州メリデンにあるバイオベンチャー企業。タンパク製造技術BEVS(Baculovirus Expression Vector System、下記用語集2)参照)に関する特許を保有しており、医薬品用タンパク製造のための施設を有し、予防ワクチン、治療薬、診断薬の研究開発及びタンパク受託生産を主な事業としている。同社は、平成21年6月に、米国・保健社会福祉省(Department of Health and Human Services:HHS)と総額1億4,700万ドルにのぼるインフルエンザワクチン開発契約を締結している。
- 2) BEVS(Baculovirus Expression Vector System)  
当社グループの開発パイプラインの製造プラットフォームとなる基盤技術。  
「3 事業の内容(3)当社グループの製造プラットフォームについて BEVSとは」にて詳細を記載しております。
- 3) 組換え  
ある種の成分を生産することを目的として、その成分の基となる遺伝子配列を違う種類の生物の遺伝子配列に組み込むこと。
- 4) HA(Hemagglutinin ヘムアグルチニン)  
in vitroにて赤血球の凝集体を作らせる働きを有する糖タンパクで、インフルエンザをはじめとするウイルスや細菌等の表面に存在する。ウイルスは、ヘムアグルチニンの働きにより、細胞に感染する。HA1とHA2からなるモノマー(単量体)がトリマー(三量体)を形成する構造をとる。
- 5) 多価  
医薬品の有効成分が、2つ以上含まれるものをいう。
- 6) H5N1  
A型インフルエンザウイルス表面には、ヘムアグルチニン(HA)とノイラミニダーゼ(NA、下記用語集33)参照)があり、インフルエンザウイルスはHAとNAの種類によってHとNの番号が付される。A型インフルエンザウイルスにおいては、HAが少なくとも16種類(H1~H16)、NAは9種類(N1~N9)存在している。H5N1は、H5とN1の組み合わせをもつウイルス株であることをいう。
- 7) 原薬  
医薬品の成分のなかで、目的とする効果を示す化学成分のことで、医薬品の有効成分といわれるもの。
- 8) H9N2  
用語集6)に記載するH5N1と同様に、H9とN2の組み合わせをもつウイルス株であることをいう。
- 9) VLP(Virus Like Particle)  
ウイルスの外殻のみを持ち、内部にはウイルスゲノムを持たない中空のウイルス様粒子のこと。ウイルスゲノムを持たないことから宿主内で増殖できないが、外殻に対する抗体産生を誘導する。VLPは、組換えタンパクの単一分子と比べはるかに大きく、樹状細胞やマクロファージなどの抗原提示細胞に病原体の如く貪食されやすいため、アジュバントなしで強力な免疫を誘導する抗原として期待されている。世界で広く使用されているヒトパピローマウイルスワクチン「サーバリックス®」はBEVSで製造されたVLPワクチンである。
- 10) ロタウイルスVP6  
当社が開発中のロタウイルスに対するワクチンの成分。  
「3 事業の内容(5)当社の開発パイプライン(開発中の品目) 開発コード:UMN-2003(組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6混合ワクチン)」に詳細を記載しております。
- 11) 希少疾病用医薬品(オーファンドラッグ)  
薬事法第77条の2に基づき、対象患者数が本邦において5万人未満であること、医療上特にその必要性が高いものなどの条件に合致するものとして、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するものである。
- 12) ブースター  
追加免疫効果のこと。体内で一度獲得された免疫機能が、再度抗原を接種することにより、更に免疫機能が高まることをいう。
- 13) 免疫原性  
生体に投与した時、抗体の産生をもたらす性質のこと。通常、細菌やウイルスなどの外来病原体や人為的な注射などで体内に入るタンパク質がこのような性質をもつ。

- 14) 忍容性  
医薬品を投与した場合、明白な有害作用（副作用）が被験者にとってどれだけ耐えうるかの程度を示す。忍容性が高いとは、全身性・局所性の副反応が少なく、与薬の継続に支障をきたさないことを意味する。
- 15) 製造プラットフォーム  
当社グループの重要な事業の一つは製造であります。BEVSは、ワクチン等の医薬品の製造技術であり、当社の製造面を支えるプラットフォーム技術と位置付けております。
- 16) アジュバント  
ワクチンなどの抗原と一緒に注射され、その抗原性を増強するために用いられる薬品のこと。
- 17) 製造設備バリデーション  
製造所の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法が期待されている結果を与えることを検証し、これを文章化することをいう。
- 18) リード化合物  
最終的な医薬品を導出する出発点となる化合物。生理活性を有し、その化学構造は医薬品としての有効性や薬物動態における要素を改良していくための出発点となる。開発を進めるために、化学構造を改良する必要がある。
- 19) 化学修飾  
ある物質に化学反応によって新しい原子団などを結合させること。低分子医薬品の場合、有効性の向上、安定性の向上、副作用の軽減等を目的として、様々な化学修飾の検討を経て候補化合物が決定される。
- 20) 信頼性基準  
薬事法施行規則第43条に定められる「申請資料の信頼性の基準」をいう。
- 21) 物性試験  
医薬品候補物質の構造、物理的・化学的性質、安定性、品質などを検証し、医薬品としての規格を決定することを目的とした試験。
- 22) 薬物動態試験  
医薬品候補物質及びその代謝物の吸収・分布・代謝・排泄といった体内動態を検討し、安全域を推測するとともに、ヒトでの投与量や回数を推定することを目的とした試験。
- 23) 単回毒性試験  
医薬品候補物質を単回投与し、その毒性を質的量的側面から明らかにすること。
- 24) 反復毒性試験  
医薬品候補物質を複数回投与し、毒性変化を示す量、毒性の内容、及び安全域を明らかにすること。
- 25) がん原性試験  
医薬品候補物質ががんを引き起こす要因になるかどうかを明らかにすること。
- 26) 変異原性試験  
生物の遺伝情報（DNAあるいは染色体）に変化を引き起こす作用を有する物質または物理的作用（放射線など）の性質あるいは作用の強さを明らかにすること。
- 27) 偽薬（プラセボ）  
真の医薬品と外見上は全く一緒であるが、医薬品としての有効成分が一切入っていない偽物の薬をいう。
- 28) 二重盲検比較試験  
被験者に割り付けられた治験薬（被験薬あるいは偽薬）を、被験者だけでなく、医師を含む治験実施スタッフや治験依頼者も知らないように進める試験（Double Blind Study）。統計的にデータの信頼性を担保するための医薬品の臨床試験デザインの一つである。
- 29) バキュロウイルス（Baculovirus）  
核多角体病ウイルス（NPV）と顆粒病ウイルス（GV）の2属に分けられるDNAウイルス。ビリオン（細胞外に存在し、感染性を有する完全なウイルス粒子）は大型の棒状をしている。種特異性が高く、節足動物（大部分はチョウ目の幼虫）に感染する。ヒトの細胞では感染増殖をしない。ヒトを含む哺乳動物に対しては病原性がなく安全である。
- 30) 株化  
長期間にわたって、生体外で維持され、一定の安定した性質を有する状態に至った細胞を細胞株という。株化した細胞は、継代培養が可能となる。

- 31) 馴化(じゅんか)  
高病原性鳥インフルエンザウイルスは、鳥類の細胞に強い毒性を持つため、ワクチン製造に際し孵化鶏卵に感染させると胚が死んでウイルスが増殖しない。また、毒性の強くないインフルエンザウイルスであっても、鶏卵内での増殖が遅くワクチン製造に支障が出る場合がある。これらの場合に、ウイルスを孵化鶏卵にて迅速に増殖できるよう適応させることを馴化と呼ぶ。
- 32) H7N1  
用語集6)H5N1、8)H9N2と同様に、H7とN1の組み合わせをもつウイルス株であることをいう。
- 33) ノイラミニダーゼ(Neuraminidase :NA)  
動物の種々の臓器、微生物、ウイルスに存在する酵素で、シアル酸を糖タンパクや糖脂質から切り離す作用を有する。インフルエンザウイルスのもつノイラミニダーゼは、ウイルス表面にあるHAと宿主細胞表面のシアル酸の結合を切断することで、ウイルスが細胞外に放出され増殖することが可能となる。
- 34) 治験薬GMP  
製造販売承認前に実施する治験において使用されるサンプルを製造する場合に適用されるGMP省令をいう。
- 35) アルミニウムアジュバント  
用語集16)アジュバントのうち、水酸化アルミニウム(Alum)を用いたもの。一般的に、Alumの添加によりワクチンによる効果のみならず副反応も増加する。
- 36) 遺伝子の再集合  
異なる2種類のインフルエンザウイルスが混合感染した時に、感染細胞内で遺伝子分節(A型インフルエンザウイルスは8種類のRNA遺伝子分節から成る)が様々な組合せで再集合(遺伝子再集合, reassortment)をおこし、別の組み合わせの遺伝子をもった遺伝子再集合体(reassortant)が出現すること。

## 4 【関係会社の状況】

平成24年12月31日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 [被所有]割合 (%)	関係内容
(連結子会社)  株式会社UNIGEN	秋田県秋田市	1,000,500	医療用医薬品原 薬の製造・販売	50.25	設備の賃貸借 従業員の出向及び 出向受入 役員の兼任 4名 債務保証をしてお ります。

- (注) 1. 特定子会社であります。  
2. 本有価証券届出書提出日現在、上記連結子会社の資本金は1,500,500千円であります。また、議決権の所有[被所有]割合は50%であり、兼任している役員は2名であります。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

当社グループの事業は、医療用医薬品事業並びにこれらの付帯事業の単一事業であるため、以下に関しては当社及び連結子会社に分類し、記載いたします。

平成25年8月31日現在

会社名	従業員数(名)
当社	33
株式会社UNIGEN	64
合計	97

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。  
2. 最近日までの1年間において従業員数が25名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

## (2) 提出会社の状況

平成25年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
33	40.6	2.5	5,788

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。  
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は、単一事業であるため、セグメントに関連付けた記載を省略しております。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第9期連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要を背景に緩やかな回復傾向が見られましたが、欧州債務危機による世界経済の下振れや雇用情勢の悪化などの影響を受け、先行きに関して不透明な状況で推移いたしました。

わが国医薬品業界においては、医療費抑制策により医療用医薬品市場の伸びが鈍化しており、グローバル医薬品開発による世界市場での展開が一層重要になっております。

このような環境の中にあって、当社グループは、アステラス製薬株式会社と提携したUMN-0502、UMN-0501及びWHOがH5N1とともにパンデミック発生の可能性を指摘しているH9N2亜型に対するUMN-0901の開発に経営資源を重点的に配分し研究開発を進めてまいりました。UMN-0502については、アステラス製薬株式会社が、国内において65歳以上の高齢者1,060例を対象とした第Ⅲ相臨床試験を開始し、平成24年12月に全例の接種完了をアステラス製薬株式会社とともに発表いたしました。また、UMN-0501についても、第Ⅲ相臨床試験において、免疫原性と安全性が確認されたことを平成24年3月にアステラス製薬株式会社とともに発表し、第Ⅲ相臨床試験に向けた準備を開始いたしました。当社が権利を有する東アジア地域への展開の第一歩として、平成24年12月に、韓国の日東製薬株式会社とUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901について、韓国における共同開発及び独占販売に関する提携契約を締結し、この締結に係る一時金を計上するに至りました。

これら既存の開発プロジェクトに加えて、開発パイプラインの拡充を図るため、平成24年1月に、フィンランド・タンペレ大学ワクチン研究センターのティモ・ヴェシカリ教授、ヴェスナ・ブラゼヴィッチ博士と、UMN-2003の全世界における独占的事業化権に関するライセンス契約を締結し、基礎研究を開始いたしました。

生産施設については、当社連結子会社である株式会社UNIGENが、組換えインフルエンザHAワクチンをはじめとするバイオ医薬品の国内生産拠点を整備する目的で申請しておりました、経済産業省「平成23年度国内立地推進事業費補助金」一次公募対象企業に、平成24年2月に採択されたことを受けて、同年3月より、当社グループにおける生産拠点として、岐阜県揖斐郡池田町にて岐阜工場の建設を開始し、各設備の設置及び建屋部分が完成いたしました。また、秋田県秋田市に建設した秋田工場では、UMN-0502のGMP(Good Manufacturing Practice、以下、「GMP」といいます。)体制下での試験製造を実施、当社の技術導入元である米国PSCと同規格の原薬製造を行うことが可能となりました。これらの生産施設整備に係る活動により、国内におけるUMN-0502及びUMN-0501の開発・販売パートナーであるアステラス製薬株式会社、韓国におけるUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901に販売・開発パートナーである日東製薬株式会社に対する製品供給体制の整備が着実に進んでおります。



これらの生産施設の稼働率向上を目指し、当社開発パイプライン以外のBCMOを行うべく、平成24年7月にアピ株式会社と「BCMO事業協業に関する基本合意書」を締結し、新規事業として活動を開始いたしました。平成24年12月には、米国Catalent Pharma Solutions, Inc.より、バイオシミラー生産細胞株を非独占にて提供を受ける契約を締結し、受託製造体制の整備を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は108,225千円(前年同期比89.2%減)となりました。一方、提携先との各開発パイプラインの研究開発、秋田工場における試製造費用及び岐阜工場への設備投資を積極的に進めたことにより、営業損失は2,072,550千円(前連結会計年度の営業損失1,075,803千円)、経常損失は2,652,395千円(前連結会計年度の経常損失1,080,083千円)、当期純損失は1,996,917千円(前連結会計年度の当期純損失477,744千円)となりました。

なお、当社グループは、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績に関する記載を省略しております。

第10期第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、昨年後半の政権交代以後、大胆な金融緩和策と新政権による経済政策への期待などから円安及び株価の上昇などが見られたものの、欧州の債務問題や世界経済の減速等の不安要素は解消されておらず、不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境の中にあって、当社グループは、UMN-0502、UMN-0501、UMN-0901及びUMN-2003の開発に資源を重点的に配分し研究開発を進めてまいりました。

UMN-0502については、平成25年1月に技術導入元であるPSCの季節性組換えインフルエンザHAワクチン「Flublok®」が、米国食品医薬品局(Food and Drug Administration: FDA)より18歳から49歳までを対象として承認を取得いたしました。これにより、日東製薬株式会社との契約に基づき、マイルストーンペイメントを収受いたしました。また、アステラス製薬株式会社が、国内において実施した65歳以上の高齢被験者1,060例を対象とした第Ⅲ相臨床試験にて国内既承認孵化鶏卵ワクチンの免疫原性及び安全性と比較検討した結果、UMN-0502は国内既承認孵化鶏卵ワクチンに対し、免疫原性において非劣性基準を満たすとともに、安全性に大きな問題がないことが確認されました。UMN-2003については、横浜研究所にて組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6の原薬製造プロセスを確立するに至りました。

生産施設については、当社連結子会社である株式会社UNIGENが、平成24年2月に経済産業省「平成23年度国内立地推進事業費補助金」一次公募対象事業に採択され、平成24年3月より岐阜県揖斐郡池田町にて建設を開始した岐阜工場が、平成25年5月に竣工いたしました。その後21,000L主培養槽を用いたUMN-0502原薬の試験製造を実施し、商業生産スケールでの一定量のHAタンパクの精製が可能なことを確認いたしました。

また、新たな事業収益の柱とすべくアピ株式会社と推進しているバイオ医薬品受託製造(Biopharmaceutical Contract Manufacturing Organization)事業においては、平成25年3月に締結したアピ株式会社及び株式会社ヤクルト本社とがん領域における複数の抗体バイオ後続品の研究開発及び商業化を共同で実施すること及びその基本事項について合意した意図確認書に基づき、平成25年6月に共同事業契約を締結いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、24,331千円となりました。一方、提携先と各開発パイプラインの研究開発、岐阜工場への設備投資を積極的に進めたことにより、営業損失は1,497,687千円、経常損失は1,641,025千円、四半期純損失は1,166,159千円となりました。

なお、当社は第9期第3四半期連結累計期間から四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

また、当社グループは、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績に関する記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第9期連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,431,372千円増加し、3,882,943千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は、1,188,134千円(前年同期は849,177千円の減少)となりました。これは主に税金等調整前当期純損失2,652,395千円、売上債権の減少額941,775千円等を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、8,741,491千円(前年同期は2,795,709千円の減少)となりました。これは主に有形固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は、12,360,998千円(前年同期は1,133,492千円の増加)となりました。これは主に長期借入れによる収入8,402,500千円、株式上場に伴う公募増資及びオーバーアロットメントの売出しに係る第三者割当増資による収入3,863,274千円を計上したこと等によるものであります。

第10期第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ446,180千円減少し、3,436,763千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失1,641,025千円や売上債権の減少額108,225千円等により、2,195,138千円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出2,991,735千円を計上したこと等により、3,013,324千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入れによる収入650,000千円及び長期借入れによる収入3,025,000千円のほか、株式の発行による収入651,487千円等により、4,762,283千円の収入となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは、研究開発を主体としており、現時点においては生産活動を行っていないため、生産実績の記載はしていません。

### (2) 受注実績

当社グループは現時点において受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

### (3) 販売実績

第9期連結会計年度及び第10期第2四半期連結累計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

第9期連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第10期第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	
販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)	前年同期比(%)
108,225	10.8	24,331	-

- (注) 1. 第9期第3四半期連結会計期間から四半期連結財務諸表を作成しているため、第10期第2四半期連結累計期間における前年同期比は記載していません。  
2. 第8期、第9期連結会計年度及び第10期第2四半期連結累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第8期連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		第9期連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第10期第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
アステラス製薬株式会社	1,000,000	100.0	-	-	-	-
日東製薬株式会社	-	-	108,225	100.0	22,167	91.1

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
4. 当社グループは、単一事業であるため、セグメントに関連付けた記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

#### (1) 当社グループの特徴と現状の認識について

当社グループは、次世代バイオ医薬品の自社開発機能のみならず、製造プラットフォームを有するバイオファーマ企業としてバイオテクノロジー関連技術・製品の開発を行うとともに、日本国内において組換えインフルエンザHAワクチン原薬生産施設の整備に取り組んでおります。また、平成24年6月より各生産施設を活用したバイオ医薬品受託製造事業の展開を図っております。

現在、展開を図っている次世代バイオ医薬品自社開発事業においては、「既存パイプラインUMN-0501、UMN-0502及びUMN-0901(組換えインフルエンザHAワクチン)、UMN-2003(組換えノロウイルスVLP+組換え口タウイルスVP6混合ワクチン)の推進」、「組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造施設の整備」、「組換えインフルエンザHAワクチンの東アジア地域への展開」、「基盤技術を活かしたパイプラインの拡充」に経営資源を集中し、事業展開を行うことが重要であると考えております。医薬品開発の実行や生産施設の整備においては、研究開発に関連する様々なリスクが存在しております。そのため、研究開発体制の強化、GMPに準拠した組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造体制の整備を積極的に実施する必要があります。

今後の主要事業のひとつとして現在創生期にあるバイオ医薬品受託製造事業においては、開発初期から商用生産まであらゆる顧客ニーズに対応可能な体制を整備するとともに、顧客が要求する品質基準を満たすサービスを提供すべく、人材の教育訓練を継続的に行っていくことが重要であると考えております。これらの課題を達成し、当社グループの事業目的を実現するためには、人材、研究開発、施設への先行投資が必要であり、それを支える収益基盤の確立及び財務基盤の強化が重要であると考えております。また、経営の質を高めるために、内部統制システムの強化やIR活動の推進も重要な課題であると認識しております。

上述のとおり、当社グループは、経営基盤をより一層強固なものにし、企業価値を最大化するために、対処すべき当面の課題を以下のように考え、各対応策の実行に努めてまいります。

一方、バイオ医薬品受託製造事業において想定されうる顧客ニーズは、極めて多岐にわたることから、受託体制の整備を積極的に行うとともに、当社グループが実施する受託業務の信頼性を確保していく体制を拡充していく必要があります。また、顧客が要求する基準以上の品質を保つことを第一義とする受託業務を行うにあたり、優秀な人材のさらなる確保、継続的な教育訓練を実施することによる組織力の向上を図ってまいります。

#### (2) 対処すべき当面の課題の内容及び具体的な取組状況

##### 既存パイプラインの確実な推進

当社グループの収益基盤を確立するためには、現在実行中の組換えインフルエンザHAワクチンの開発を確実に進め、事業化することが直近の最も重要な課題であると考えております。

当社は、アステラス製薬株式会社との「細胞培養インフルエンザワクチンの共同事業契約書」に基づき、UMN-0502及びUMN-0501の共同開発を確実に推進してまいります。

当社は、アステラス製薬株式会社との役割分担に従い、臨床試験に用いる治験薬の提供をはじめとして、主にCMC(Chemistry, Manufacturing and Control:化学・製造および品質管理)関連業務を遂行いたします。また、これら2つのパイプラインを確実に推進するため、特にCMC関連の研究開発を担当する人材を積極的に確保していく方針であります。

UMN-0901につきましては、早期に臨床試験を開始すべく非臨床試験を着実に推進し、UMN-2003につきましては、非臨床試験に向けた基礎研究を積極的に実施してまいります。

また、韓国においても、日東製薬株式会社との「Agreement For The Co-development And Commercialization Of Recombinant Influenza HA Vaccines In South Korea」に基づき、国内と同様に、UMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の共同開発を推進すべく、スムーズな治験薬の供給等を行ってまいります。

#### 組換えインフルエンザHAワクチン原薬生産施設の整備

日本国内でワクチン事業を展開するためには、国内における製造施設の整備が課題となります。当社は、厚生労働省「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業(第一次分)の助成金にて、秋田県秋田市に秋田工場を建設いたしました。既に性能適格性評価を実施、今後は臨床試験に供する治験薬を供給する拠点として活用してまいります。また、UMN-0502の商業化及び新型インフルエンザ発生時のUMN-0501の供給に向けて、当社連結子会社である株式会社UNIGENが岐阜県揖斐郡池田町に岐阜工場を建設いたしました。

これら原薬製造施設の運営は、株式会社UNIGENが行いますが、生産施設稼働後のGMPに準拠した工場運営に係る体制構築、工場稼働率の維持・向上、600L培養規模となる秋田工場から21,000L培養規模となる岐阜工場への円滑な技術移管に留意していく必要があります。

当社グループは、秋田工場や岐阜工場の運転資金の確保のみならず、岐阜工場の立ち上げ及び本格稼働に向けた人材確保・生産体制の構築等を積極的に行っております。

#### 組換えインフルエンザHAワクチンの東アジア地域への展開

当社は日本のみならず、中国・韓国・台湾・香港・シンガポールにおける組換えインフルエンザHAワクチンの独占的事業化権を有しております。既に韓国においては、日東製薬株式会社と共同開発及び独占的販売権について提携しておりますが、これらの地域においては高成長が期待されており、当社グループの成長をさらに加速するためには、これらの地域への展開が重要な課題となります。各国の製造・開発・承認・販売に係る規制環境に合わせ、ライセンスアウト、合弁会社設立または日本からの輸出等、各国のビジネス環境に合致した最適の手段を選択し、積極的に事業展開を行ってまいります。

#### 基盤技術を活かしたパイプラインの拡充

当社グループの企業価値を持続的に向上させていくためには、パイプラインを拡充することにより、医薬品開発におけるリスク分散と将来の収益機会の確保が重要であると考えております。当社が保有する製造プラットフォームであるBEVSには、多種多様なタンパクを製造できるという特徴を有することから、既存パイプラインのみならず、その他のワクチン、さらにはタンパク製剤への応用展開が可能であります。

当社の役職員には、国内外の大手製薬企業での豊富な経験と実績を有する人材が複数おり、大学をはじめとする各種研究機関との広範な人的ネットワークを有しております。新たなパイプラインを開始するにあたり、このような人的ネットワークを介していち早く有望なワクチンやタンパク製剤を中心とした新薬の情報を得るのみならず、開発の可能性及び懸念されるリスク等の分析・評価に関する精度を高め、より価値の高いパイプラインを確保することが、結果として当社の企業価値向上をもたらすものと考え、今後も研究開発を担当する優秀な人材を積極的に獲得してまいります。

#### バイオ医薬品受託製造事業の積極的な展開

バイオ医薬品受託製造事業は、当社グループの各原薬生産施設、人材、製造に関する知見を活用した事業であります。平成24年7月にアピ株式会社と、バイオ医薬品受託製造事業の協業に関する契約を締結、また平成24年12月に米国Catalent Pharma Solutions, Inc.より、バイオ後続品生産細胞株を非独占にて提供を受ける契約を締結し、マーケティング活動を開始しております。平成23年における世界の医薬売上上位10位のうち4品目がバイオ医薬品であり(出所:セジテム・ストラテジックデータ株式会社「世界の大型医薬品売上高ランキング」より)、40%を占めるまでに成長しております。一方、バイオ医薬品の特許有効期間が過ぎれば、バイオ後続品が順次市場に投入されることとなります。確立された生産体制を簡単に得ることができること、生産施設保有リスクを低減できること、研究開発に特化することで経営資源の集中化ができること、製造に関する蓄積されたノウハウを活用することによりコストの低減が見込めることから、バイオ後続品市場への参入を考えている企業が、バイオ医薬品受託製造企業へ製造を委託する事例が今後増えると考えられます。

当社グループは、最先端のバイオ医薬品生産施設、高度なバイオ医薬品製造ノウハウをもった人材、自社開発品の生産プロセスの開発経験に基づく提案力を自社の強みとしており、アピ株式会社の営業ルートを通じて、今後成長が見込まれるバイオ医薬品受託製造事業に進出することを決定いたしました。

一方、バイオ医薬品受託製造事業において想定される顧客ニーズは、極めて多岐にわたることから、受託体制の整備を積極的に行うとともに、当社グループが実施する受託業務の信頼性を確保していく体制を拡充していく必要があります。また、顧客が要求する基準以上の品質を保つことを第一義とする受託業務を行うにあたり、優秀な人材のさらなる確保、継続的な教育訓練を実施することによる組織力の向上を図ってまいります。

#### 財務基盤の強化

当社グループは、既存パイプラインの開発の推進、組換えインフルエンザHAワクチンをはじめとするバイオ医薬品原薬生産施設の整備、パイプラインの拡充、バイオ医薬品受託製造事業における追加設備投資、人材の確保や教育訓練等、事業活動に必要な資金を継続的に外部より調達する必要があります。

これまで当社グループでは、研究開発に係る資金につきましては、事業会社との戦略的提携や製薬企業との共同事業に伴う権利許諾への対価、第三者割当増資、上場に際しての公募調達等により資金を調達してまいりました。また、商用原薬生産施設となる岐阜工場の建設資金に充当することを目的として、当社連結子会社である株式会社UNIGENにおいて、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとし、平成24年2月に総額10,500,000千円のシンジケートローン契約を金融機関等10社とまた、同年9月には、2,500,000千円のシンジケートローン契約を金融機関等4社とそれぞれ締結し、設備資金を調達してまいりました。今後も財務基盤強化のために、製薬企業等との提携による開発協力金の確保や金融機関等を通じた資金調達の可能性等を適時検討してまいります。

#### 内部統制システムの強化

当社グループは、業務の有効性・効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、事業活動に関わる法令等の遵守を促進し、資産の保全を図るため、内部統制システムを維持してまいります。また、リスク管理、コンプライアンス体制等の充実により、内部管理体制のより一層の強化を目指してまいります。

## IR活動の推進

当社グループは、株主・投資家等の当社のステークホルダーと双方向のコミュニケーションを重視し、経営の一層の改善に役立てるために、企業情報を正確、公平かつ適時・適切に発信するよう努め、信頼と正当な評価を得ることを目指してまいります。



#### 4 【事業等のリスク】

以下に、当社グループの事業その他に関して、リスク要因と考えられる主な事項を記載いたしております。また、当社として必ずしも重要とは考えていない事項についても、投資判断のうえで、あるいは当社の事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、積極的に開示しております。当社といたしましては、以下のようなリスク事項が現実のものとして発生する可能性を十分に認識したうえで、経営の安定性の観点から、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応と影響の最小化に最大限努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項記載以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社株式への投資に関する全リスクを網羅したものではないことにご留意いただく必要があります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 医薬品開発に関する一般的なリスク

###### 医薬品開発の不確実性について

当社グループは、医薬品開発及び製造を主業務としております。一般的に、医薬品の研究開発期間は、基礎研究段階から承認取得に至るまで長期間を要し、相当規模の研究開発投資が必要と考えられます。さらに、その成功の可能性は、他産業に比して極めて低いものとされております。当社グループの提携済みパイプライン及び新規開発パイプラインは、いずれも未だ開発途中であり、様々な開発リスクが存在しております。したがって、当社グループの提携済みパイプラインは、医薬品として上市に至るかどうかは不確定であり、新規開発パイプラインについても想定どおりに開発が進められるとは限りません。これらの不確実性は当社の財務状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

###### ワクチン販売予測の不確実性について

現在、インフルエンザワクチンの需要は、高齢化の進行、予防医療に対する意識の向上、行政のサポートなどにより、継続的に伸長していくと想定されております。しかしながら、患者数が予測可能で使用対象が比較的明らかな治療薬と異なり、季節ごと、国と地域ごとに流行状況が異なること等により、インフルエンザワクチンの需要には、さまざまな不確実要素が存在いたします。UMN-2003は、同効のワクチンが市場に存在しないノロウイルス及び生ワクチンからの切り替えが必要なロタウイルスワクチンの混合ワクチンであること、販売する国と地域が将来の販売パートナーに依存することなど、需要予測には、さまざまな不確実要素が存在いたします。また、予期されない副反応などにより、ワクチンの安全性、有効性に疑念が生じることによって、需要が減退し、当社グループの事業戦略及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

###### ワクチンの返品に関する製造業者負担について

日本におけるワクチン販売においては、返品は製造業者が引き取る商習慣となっております。返品を最小化するべく、需要予測を正確に見積もる努力をするものの、それぞれの医療機関の需要予測が大きく外れた場合、需要と供給のバランスが崩れ、ワクチンが偏在することにより、返品が生じる結果、返品に係る引当金を一定額計上することになります。返品割合が多く見積もられる場合、当社グループの将来の利益が減少する可能性があります。

ワクチン出荷までのリードタイムの長さについて

日本において、季節性インフルエンザワクチンは、国家検定というプロセスを経るため、製造から出荷までのリードタイムが約2ヵ月間と通常の医薬品に比べ、長くなっており、かつ、販売期間は約3ヵ月間に限られるため、需要が急速に高まった場合、供給が追いつくまでに時間がかかり、需給ギャップが生じやすく、供給過剰による返品または供給過少による欠品により、経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

## (2) 当社事業遂行上のリスク

PSCからの技術導入契約における契約解除の可能性について

平成18年8月に締結したPSCとの日本における独占的ワクチン開発、製造及び販売権に係る契約において、契約解除条項は、以下のとおりとなっております。

- a 一方に重大な契約違反があった場合、90日前までの通知で他方が解約できる。
- b 当社は、90日前までの書面による通知でいつでも契約を終了させることができる。

この他に契約解除条項は付されておりませんので、当該条項に該当する事象が発生する可能性は極めて低いと考えておりますが、何らかの理由により当該条項に抵触した結果、契約が解除された場合、当社グループの中心的事業である組換えインフルエンザHAワクチン事業を中止せざるを得なくなる可能性があります。事業中止に伴い、アステラス製薬株式会社との提携が解消され、事業継続が困難になるのみならず、生産設備の除却等が発生する場合、多大な費用を計上することになり、当社グループの事業存続に大きな影響を与える可能性があります。

特定の製薬企業との提携契約への依存について

当社グループが現時点で有している製薬企業との販売提携契約は、アステラス製薬株式会社と平成22年9月に締結したUMN-0502及びUMN-0501に関する「細胞培養インフルエンザワクチンの共同事業契約書」、日東製薬株式会社と平成24年12月に締結したUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901に関する「Agreement For The Co-development And Commercialization Of Recombinant Influenza HA Vaccines In South Korea」のみであります。これらの契約が解除その他の理由で終了した場合や、同契約で予定されている開発や販売活動の全部または一部が何らかの理由で停止した場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、同契約に基づく事業活動に関する提携先の経営判断が当社グループにとって合理的と言えないものであるなど、当社の想定と異なった場合には、当社グループの希望どおりの事業活動ができず、もしくは制約を受ける可能性があり、結果として、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、提携先企業が今後主体的に行う臨床試験及び承認申請の結果が、当社グループの事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼします。当社グループとしては、提携先企業をサポートし、臨床試験を成功させ承認を得ることを目標とするものの、当社グループのコントロールできない何らかの事情により、承認申請の時期が遅延する、審査期間が想定より長期化する、もしくは承認されない可能性があり、結果として、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

加えて、今後の当社の販売計画は提携先企業の販売計画に依存しており、当社グループのコントロールできない何らかの事情により、同社の経営方針や販売計画の変更、経営環境の悪化等により販売計画を達成できない等の可能性があります。

#### 株式会社IHIとの提携契約への依存について

当社は、組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造事業を株式会社IHIと共同で行う「協業に関する基本協定書」、「基本協定書の変更に関する覚書」及び「基本協定書の変更に関する覚書の修正覚書」を、それぞれ平成22年1月、平成24年4月、同年10月に締結しており、共同で株式会社UNIGENを運営しております。同契約が解除その他の理由で終了した場合や、同契約で予定されている共同事業の全部または一部が何らかの理由で停止した場合には、当社グループの原薬製造に支障が生じる可能性があり、事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### アピ株式会社との提携契約への依存について

当社は、アピ株式会社と組換えインフルエンザHAワクチン製剤化工程業務に関する包括提携に関し「基本協定書」を平成22年4月に締結、また、製造委託業務について具体的に定めた「製造委託基本契約書」を平成23年3月に締結しております。

「製造委託契約基本契約書」は、有効期間が同契約の締結日より10年間となっており、その1年前に双方のいずれかが解除を申し出ない限り、2年間の自動延長が付されております。同契約が期間満了、もしくは解除その他の理由で終了した場合や、同契約で予定されている委託業務の全部または一部が何らかの理由で停止した場合には、当社の組換えインフルエンザHAワクチン製造に支障が生ずる可能性があり、事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、上述のとおり、当社は、アピ株式会社と独占的な製剤化工程業務の委託契約を締結しております。アピ株式会社は、医薬品の製造及び製剤化工程の受託実績が多数あり、優れた品質管理ノウハウの下、受託事業を行っております。しかしながら、当社が委託する製剤化工程において、当社及びアステラス製薬株式会社が要求する品質が維持できない場合、アステラス製薬株式会社に対する供給量が減少するため、当社の売上が減少する可能性があります。また、アステラス製薬株式会社に対する供給責任が果たせない結果、当社との販売提携契約が解消される可能性があります。

#### 販売の季節変動性について

当社のUMN-0502は、販売期間が年後半の約3ヵ月間と非常に限られているため、UMN-0502販売以降は第2四半期までは売上はほとんど計上されず、営業損失が継続し、第3四半期及び第4四半期で営業利益が計上されることとなります。また、キャッシュ・フローについても、製造活動時期が第2四半期及び第3四半期に集中することから、当該時期はマイナスが継続し、第4四半期及び翌連結会計年度の第1四半期に売掛金を回収することとなります。

#### 競合他社について

細胞培養系インフルエンザワクチンは、当社の他に、一般財団法人阪大微生物病研究会、一般財団法人化学及血清療法研究所、武田薬品工業株式会社、北里第一三共ワクチン株式会社及びデンカ生研株式会社等が日本国内において開発を行っております。海外においては、当社の技術導入元であるPSCが、平成25年1月に季節性組換えインフルエンザHAワクチン「Flublok®」についてFDAより承認を取得しておりますが、Novartis International AG、Baxter International Inc.が細胞培養系インフルエンザワクチンの販売を行っており、また、GlaxoSmithKline plc、Sanofi Pasteur SA、Novavax, Inc.等が開発を行っております。今後、これら競合ワクチンが、当社が開発、製造及び販売の権利を保有する地域にて製造販売承認を得る結果、既存の鶏卵インフルエンザワクチンとともに、多数の競合製品が市場に存在することになる可能性があります。有効性、安全性において競合ワクチンとの差別化が図れず、他社製品に比較して劣る場合、当社が想定する獲得シェアを下回り、当社の売上及び利益に大きな影響を与える可能性があります。

#### 製造に関する不確実性について

当社は、UMN-0502及びUMN-0501について、米国にてFDAの査察を受け承認された工場で生産された製品を治験用サンプルとして輸入し、臨床試験に供しております。また、今後将来において日本国内で製造した製品を供給することを目的として、秋田県秋田市に組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造施設(秋田工場)を保有し、加えて、岐阜県揖斐郡池田町に実生産施設(岐阜工場)を保有しております。現在、秋田工場においては、当社の連結子会社である株式会社UNIGENにより治験薬GMPに適合するための運転時適格性確認を実施し、治験薬GMP体制下での運営体制を確立しております。なお、将来においては、岐阜工場にて製造された製品を基にアステラス製薬株式会社、日東製薬株式会社がそれぞれ日本、韓国において個別に承認申請を行います。承認後は、アステラス製薬株式会社に対して最終製品を、日東製薬株式会社に対しては原薬を供給する予定であります。

現時点において、秋田工場では製造実績を積み重ねつつあるものの、岐阜工場での最終的な製品製造には至っておらず、品質面・製造コスト面においても検証を行っているところであります。アステラス製薬株式会社の承認申請前に、岐阜工場にて製造業許可を当局に申請する予定であります。当局の判断によっては、施設の仕様変更または製造手順の変更を求められることにより、製造業許可が予定どおり得られない可能性があります。

また、販売開始後において、製造量や生産効率によって製造原価が想定以上に上昇する可能性があります。なお、医薬品を販売するにあたっては、安定供給の責任があることから、一定規模以上の製造能力を保有し、また、製造委託を行うことが求められております。一方、需要予測に基づく生産計画もしくは製造委託量を決定する必要があり、需要予測と実際の販売量に大幅な乖離が生じた場合、当社の収益に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### 原材料調達に関するリスクについて

組換えインフルエンザHAワクチンの原薬製造にあたっては、培養に必要な培地、精製カラム樹脂、精製バッファーなどの多数の原材料を必要とします。また、製剤化工程にあつては、バイアル、ゴム栓、包装資材等を必要とします。これらの原材料の調達は、複数業者からの購買を基本とし、一定水準の原材料在庫を確保する方針ではありますが、当社が要求する量が供給されない場合、製品を安定的に供給できない可能性があります。また、一部の原材料には有効期限が設定されていることから、大規模な原材料の廃棄ロスが発生した場合、当社の収益に影響を及ぼす可能性があります。

### 賠償問題発生リスクについて

医薬品の臨床開発を実施する際には、薬剤による副作用などに伴う賠償問題が発生するリスクがあります。これに関し当社は、必要と認める損害保険への加入などによって、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限にすべく対応しております。しかしながら、賠償額が当該保険により保障される範囲を超える可能性は否定できず、その場合には財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

また、医薬品の開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが内在します。当社グループは将来、開発または製造したいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、または臨床試験、製造及び販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負い、当社グループの業務及び経営成績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、製造物責任賠償請求がなされることによるイメージ低下により、当社グループ及び当社グループの医薬品に対する信頼が損なわれ、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

### 新規パイプラインについて

当社グループは、今後さらに新規パイプラインを拡充する計画であり、研究開発費は今後も増加することが想定されます。現在の開発品の上市等による収益確保に至るまでには、一定の期間が必要であり、当面の間、累積損失は増大するものと想定されます。

### 特許に関する訴訟及びクレームのリスクについて

当社グループのパイプラインに関連する主な特許の状況は以下の表のとおりであります。

パイプライン	発明の名称	所有者	出願番号/登録番号
UMN-0502/0501/0901	インフルエンザ血球凝集素多価ワクチンの製造方法	プロテインサイエンシーズ	特許3757318号
UMN-0502/0501/0901	インフルエンザ血球凝集素多価ワクチンの製造方法	プロテインサイエンシーズ	特許4031478号
UMN-0502/0501/0901	インフルエンザ血球凝集素多価ワクチンの製造方法	プロテインサイエンシーズ	特許3918949号
UMN-0502/0501/0901	インフルエンザ血球凝集素多価ワクチンの製造方法	プロテインサイエンシーズ	特願2009-023520
UMN-2003	NOROVIRUS CAPSID AND ROTAVIRUS VP6 PROTEIN FOR USE AS COMBINED VACCINE	VESIKARI, TIMO et al.	PCT/FI/2001/050880

本有価証券届出書提出日現在において、当社グループの開発及び製造に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟及びクレームが発生した事実はありません。

また、当社グループは今後発生し得るこのような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては弁護士との相談や特許事務所を通じた特許調査を適宜実施しており、現時点において、当社グループの事業が第三者の特許権等に抵触する可能性は低いものと認識しております。

しかしながら、当社グループのような研究開発型の企業にとって、差止請求、損害賠償請求、実施料請求等の知的財産権侵害問題の可能性を完全に排除することは困難であります。また、当社グループが第三者との法的紛争に巻き込まれた場合、解決に時間及び多大な費用を要する可能性があり、さらに、当社グループが第三者から差止請求権や損害賠償請求権を行使されたり、高額な実施料を請求されたりすることにより、当社グループの事業戦略や経営成績、財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 特許の確保に関するリスクについて

当社グループが職務発明の発明者である役職員等から特許を受ける権利を譲り受けた場合、当社グループは発明者に対して特許法第35条第3項に定める「相当の対価」を支払わなければなりません。これまでに対価の支払いについて発明者との間で問題が生じたことはありませんが、対価の相当性につき紛争が発生する可能性を将来にわたり完全に排除することはできません。紛争が生じた場合や発明者に追加の対価を支払わなければならない場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす恐れがあります。

また、当社グループが過去に譲り受けた特許及び出願特許について、当社グループまたは前保有者が第三者により使用権や担保権の主張を受ける可能性を完全に排除することはできず、かかる主張を受けた場合には、当社グループの事業戦略、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 法規制の改正に関するリスクについて

今後、当社グループが開発する組換えタンパク医薬品の製造販売承認、医薬品製造に関連する許認可並びに関連する法令の大幅な改正、または新たな法律が制定される可能性があります。これらの改正、制定により、新たな臨床試験や設備投資が発生する可能性があり、これまで投資した既存固定資産の除却等が発生する可能性があります。

#### 海外展開に関するリスクについて

当社が権利を取得している中国・韓国・台湾・香港・シンガポールにおいて、規制当局における医薬品の製造販売許可要件が大きく変更となる可能性があります。特にインフルエンザワクチンに関する許認可の運用については、各国ともに流動的であることから、当社が現在想定する事業展開計画に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、開発、製造及び販売に係る提携形態によって、海外展開のための投資額が想定よりも多大となる可能性があります。さらに、合意した経済条件によっては、想定する売上及び利益計画を大幅に下回る可能性があります。

#### ヴェシカリ教授・プラゼヴィッチ博士とのライセンス契約における契約解除の可能性について

平成24年1月に締結したヴェシカリ教授・プラゼヴィッチ博士との組換えノロウイルス・ロタウイルス混合ワクチンの全世界における独占的事業化権に係る契約において、契約解除条項は、以下のとおりとなっております。

「一方に回復出来ない義務違反があった場合、60日前までの通知で他方が解約できる。」

この他に契約解除条項は付されておりませんので、当該条項に該当する事案が発生する可能性は極めて低いと考えておりますが、何らかの理由により当該条項に抵触した結果、契約が解除された場合、当社グループの新たなパイプラインであるノロウイルス・ロタウイルスの混合ワクチンに関する事業を中止せざるを得なくなる結果、当社グループの事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 会社組織に関するリスク

#### 業歴が浅いことについて

当社は、医療用医薬品の研究開発、製造、販売を主な事業目的として、平成16年に設立された業歴の浅い会社であり、現時点まで、提携によるマイルストーンペイメント収入は計上されたものの、製品売上による事業収益はまだ計上しておりません。

今後、生産施設での製造許可の取得及び提携先による承認取得後の製品出荷に至るまでの間に未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、当社グループの業績に影響を及ぼすと考えられる外部環境の変化についても予想することは現状では困難であると思われれます。

#### 小規模組織であることについて

当社グループの人員は、平成25年8月31日現在、常勤取締役3名、子会社常勤取締役3名、従業員97名であります。また、このうち研究開発部門は78名であります。当社グループの研究開発活動は、基礎研究から臨床開発まで様々な研究開発段階において提携企業との共同研究、業務委託企業の積極活用により、目的を達成できる体制を構築しておりますが、今後の製造体制の確立、パイプラインの充実に対応するため、製造部門及び研究開発部門の人員増強を計画しております。

しかしながら、何らかの理由で、提携関係または業務受託企業との関係が解消された場合や、計画どおり人員が確保できなかった場合、あるいは既存人員の流出が生じた場合には、当社グループの活動に支障が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

#### 少数の事業推進者への依存について

当社グループの事業戦略を達成するためには、取締役をはじめとする、当社グループの事業戦略を推進する各部門の責任者に大きく依存するところがあります。今後も当社グループは優秀な人材の確保及び社内教育に努めてまいりますが、人材の確保及び社内人材の教育が計画どおりに進まない場合、または人材の流出が生じた場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に支障をきたす可能性があります。当社グループは、少数の事業推進者に過度に依存しない体制を構築すべく経営組織の強化を図っておりますが、当面は依存度の高い状態で推移するため、何らかの理由で、当社グループにおける業務遂行に支障をきたした場合、当社グループの事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 研究開発における外部への委託について

当社グループは、自社資源の有効活用及び機動的な事業運営を図るため、研究開発における定型業務の一部について外部に委託しております。

業務委託先において、担当者の異動、事業規模の縮小による人員減、経営状況の悪化による事業停止等が生じた場合、委託業務の進捗が大幅に遅れることにより、当社の研究開発業務の進捗に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、上記の委託業務を他の委託先に切り替える場合、切り替えに一定の期間を要することから、同様に研究開発業務の進捗に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### 天変地異について

当社グループは、研究開発活動は神奈川県横浜市港北区及び秋田県秋田市にて行っており、生産施設は秋田県秋田市に、また、実生産施設は岐阜県揖斐郡池田町に所在しております。これらの地域において、大規模災害等があった場合、当社グループが保有する設備の破損等により製品供給に支障をきたし、当社グループの業績及び財務状態に影響を受ける可能性があります。

#### 情報管理に関するリスクについて

当社グループの研究または開発途上の知見、技術、ノウハウ等、重要な機密情報が流出した場合には、当社グループの事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このリスクを低減するため、当社グループは役職員、取引先との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するなど、厳重な情報管理に努めております。しかしながら、役職員、取引先等により、これらが順守されなかった場合には、重要な機密情報が漏えいする可能性があり、かかる場合には当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

#### (4) 業績等に関する事項

##### 経営成績の推移(過年度における業績推移)について

当社グループの主な売上高は、提携時に受領する契約一時金収入、提携済みパイプラインの開発進捗に応じたマイルストーンペイメント収入、上市後に当社が、提携先に正味販売価格の一定率にて製品を供給することにより得られる製品売上による収入であります。しかしながら、これらの売上高は、提携済みパイプラインの開発進捗、組換えインフルエンザHAワクチンのアジア展開及びノロウイルス・ロタウイルス混合ワクチンを含む新規開発パイプラインの提携の有無、さらに提携済みパイプラインの上市後の販売量に大きく依存しており、過年度において毎年経常的に収益を計上しているものではないため、上記のように売上、経常利益または経常損失、当期純利益または当期純損失の推移は安定しておりません。また、当社グループは、平成22年5月に株式会社UNIGENを設立し、運営を開始した結果、連結業績において不安定さが増しております。さらに当社は、平成16年4月に設立したばかりの会社であり、上市された製品がなく、全て研究開発段階にあることから、過年度の財務状況、経営指標及び今後開示する四半期毎の業績は、業績比較並びに今後の業績予想を判断する材料としては不十分であります。

当社グループは、これまで開発パイプラインの承認を目指して研究開発活動に重点的に取り組んでまいりました。第7期において連結ベースにて当期純利益を計上しておりますが、単体の当期純利益を下回っており、第7期以外は、当期純損失を計上しております。今後も引き続き研究開発投資を行う計画であり、研究開発の進捗等によって業績に大きな影響を与える可能性があります。



#### マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社グループは、研究開発及び製造を主な事業領域とするバイオベンチャー企業であり、製品の販売が開始され、一定の製品供給量に達し、安定的な収益を計上できる体制に至るまでは、開発進捗に応じたマイルストーンペイメント収入が見込まれるものの、当社グループが保有する生産施設立上げのためのバリデーション、製造能力向上のための設備増強、新規開発パイプラインの導入並びに研究開発に係る投資が先行することになります。当社グループは、連結初年度である第7期は当期純利益を計上したものの、第8期及び第9期は当期純損失を計上し、単体においても、同様の期に当期純損失を計上しており、マイナスの繰越利益剰余金を計上しております。

当社グループは、UMN-0502及びUMN-0501及びUMN-0901のアジア展開、UMN-2003を含む新規開発パイプラインの提携に伴う一時金及び開発の進捗に伴うマイルストーンペイメントの収受により利益の確保を目指してまいりますが、将来において計画どおりに提携等が実現できなかった場合、当期純利益を計上できない可能性があります。また、提携済みパイプラインの臨床開発または製造工場のバリデーションが計画どおりに進展しない結果、利益計上時期が遅れることにより、マイナスの繰越利益剰余金がプラスに転じる時期が遅れる可能性があります。

#### 資金繰りについて

当社グループは、研究開発のみならず組換えインフルエンザHAワクチンをはじめとするバイオ医薬品の原薬生産施設を有するため、研究開発に加えて生産施設のバリデーション及び継続的な設備投資のための資金を必要としております。計画どおりに事業が進展しない結果、想定した時期に資金を確保できなかった場合には資金が不足し、その資金繰りの状況によっては、当社グループの事業存続に影響を及ぼす可能性があります。

#### 税務上の繰越欠損金について

本有価証券届出書提出日現在において、当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社グループの業績が順調に推移する結果、繰越欠損金が解消され課税所得控除が受けられなくなった場合、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられることとなり、現在想定している当期純利益もしくは当期純損失及びキャッシュ・フローの計画に影響を与える可能性があります。

#### (5) シンジケートローンにおける財務制限条項及びUMN-0502開発スケジュール遵守条項について

当社連結子会社である株式会社UNIGENは、岐阜工場建設資金の安定的な資金調達を目的として、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとして平成24年2月に金融機関等10社と総額10,500,000千円のシンジケートローン契約を、同年9月に金融機関等4社と総額2,500,000千円のシンジケートローン契約をそれぞれ締結しております。シンジケートローン契約において、財務制限条項が付されております。また、当社が計画するUMN-0502の開発スケジュール遵守条項が付されております。これらの条項に抵触した場合、3分の2超の貸付人の請求により、債務の返済を求められることとなります。この場合、当社グループの財政状況及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 助成金の返還リスクについて

当社の秋田工場及び横浜研究所における主要設備は、平成22年7月に採択された厚生労働省「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業(第一次分)にて交付を受けた助成金にて整備しております。本助成金交付要綱において、本助成事業にて購入した設備については、当社が責任をもって適切に管理監督を行い、効率的な運用に努める必要があります。また、本助成金交付要綱には、交付の目的として「事業実施団体が、新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制を整備し、新型インフルエンザの発生・流行時に必要なワクチンをより迅速に製造できる体制を確保するとともに、有効性や安全性の高い新型インフルエンザワクチンの開発・生産を推進するために必要な経費に対して、新型インフルエンザ基金から助成を行うことにより、国民の保健衛生の向上に寄与すること」が明記されており、当該目的外に使用しないことが規定されております。

当社は、当局の了承を得て、連結子会社である株式会社UNIGENに秋田工場を貸与し、当社とともに秋田工場の管理監督を実施しております。今後も交付目的に合致した運用をしておりますが、当局の監査の結果、管理監督に不備が見つかった場合や、目的外使用と認定される等により助成金の全部または一部の返還命令を受けた場合には、当社の資金計画及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(7) 為替変動リスクについて

当社の売上原価の一部及び研究開発費の一部について外貨建取引が含まれておりますが、為替予約等による為替リスクヘッジは行っておりません。短期間に行き替相場が大幅に変動した場合、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 配当政策について

当社は、研究開発における先行投資を継続して行っているため、創業以来、株主に対する利益配当及び剰余金配当による利益還元を実施しておりません。今後につきましても、企業価値を確固たるものにするために、既存開発パイプラインの進展及び新規パイプラインの充実化を図ることが重要なことから、積極的に研究開発資金を投入してまいります。したがって、当面は利益配当を実施せず、内部留保を行い、研究開発活動の充実化に備えた資金確保を優先いたします。しかしながら、株主への利益還元についても重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状況を考慮し、当社の経営成績及び財政状態、事業計画等を総合的に勘案した上で、利益配当を検討していくこととなります。一方、当社グループの業績が計画どおりとならない結果、利益配当原資を確保できず、利益配当時期が遅延するなどの可能性があります。

(9) 調達資金の使途について

当社グループは、今後、提携済みパイプラインの臨床試験に係る一部の費用、組換えインフルエンザHAワクチンのアジア展開、新規パイプラインの研究開発に加えて、組換えインフルエンザHAワクチンを安定的に供給するため継続的に原薬製造施設の整備及び増強を行う必要があります。多額の資金を必要としております。

当社が、平成24年12月に実施した公募増資資金の使途については、主に組換えインフルエンザHAワクチンをはじめとするバイオ医薬品原薬生産施設の建設費用に充当する計画であります。しかしながら、資金需要の発生時期及びその規模について大幅に変更される可能性があります。また原薬生産施設への投資資金が計画どおり回収できない場合、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) VC等の当社株式保有比率について

一般的に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を市場にて売却しキャピタルゲインを得ることであることから、VC等は当社の株式公開後において所有する株式の一部または全部を売却することが想定されます。当該株式売却により、短期的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

(11) 当社株式価値の希薄化について

当社は、今後の機動的な事業資金の確保を目的として、平成25年9月30日開催の取締役会において、アステラス製薬株式会社を割当予定先とする第三者割当による株式の発行並びに野村證券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該株式の発行並びに新株予約権が発行され、行使が行われた場合、1株当たりの株式価値を希薄化することになる可能性があります。

(12) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社及び当社グループの役員、従業員及び社外協力者に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプションによる新株予約権の発行を行っております。

平成25年8月31日現在における当社の発行済株式総数は7,651,700株となっておりますが、これに対して、新株予約権による潜在株式数は118,000株であり、1.54%に相当いたします。これらの新株予約権が行使された場合、発行済株式数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、今後も優秀な人材確保のために、インセンティブプランとしてストック・オプションを新たに発行する可能性があります。今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

## (1) 技術導入契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	Protein Sciences Corporation (PSC)	米国	UMN-0502 UMN-0501 UMN-0901	平成18年 8月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>BEVSによる組換えタンパク製造技術を用いた遺伝子組換え型インフルエンザHAワクチンの、日本における独占的な開発・製造ならびに販売権をPSCが許諾</li> <li>一時金、マイルストーンペイメント・一定料率のロイヤリティを株式会社UMNファーマが支払</li> </ul>	期間の定めなし
				平成22年 10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>BEVSによる組換えタンパク製造技術を用いた遺伝子組換え型インフルエンザHAワクチンの、中国・韓国・台湾・香港・シンガポールにおける独占的な開発・製造ならびに販売権をPSCが許諾</li> <li>一時金、マイルストーンペイメント・一定料率のロイヤリティを株式会社UMNファーマが支払</li> </ul>	期間の定めなし
当社	Timo Vesikari, Vesna Blazevic	フィンランド	UMN-2003	平成24年 1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノロウイルスとロタウイルスの抗原を含むワクチンの全世界での独占的商業化権を特許所有者が許諾</li> <li>一時金、マイルストーンペイメント・一定料率のロイヤリティを株式会社UMNファーマが支払</li> </ul>	特許期間満了まで

## (2) UMN-0502及びUMN-0501の日本国内での共同開発及び販売に関する契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	アステラス製薬株式会社	日本	UMN-0502 UMN-0501	平成22年 9月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>UMN-0502及びUMN-0501の日本での共同開発、独占的販売権のアステラス製薬株式会社への許諾</li> <li>今後の開発は主としてアステラス製薬株式会社が進めるとともに、当該開発費用を全て負担</li> <li>開発期間中の治験薬等は株式会社UMNファーマが無償提供</li> <li>株式会社UMNファーマは最終製品まで生産を手掛け、アステラス製薬株式会社に供給し、アステラス製薬株式会社が販売</li> <li>契約締結一時金・マイルストーンペイメント・販売高に応じた一定料率のロイヤリティをアステラス製薬株式会社が支払</li> </ul>	期間の定めなし

## (3) UMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の韓国国内での製剤製造、輸入、共同開発及び販売に関する契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	日東製薬株式会社	韓国	UMN-0502 UMN-0501 UMN-0901	平成24年 12月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>UMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の韓国での製剤製造、輸入、共同開発、独占的販売権の日東製薬株式会社への許諾</li> <li>開発は主として日東製薬株式会社が進めるとともに、当該開発費用を全て負担</li> <li>開発期間中の治験薬等は株式会社UMNファーマが有償提供</li> <li>株式会社UMNファーマは、原薬の生産を手掛け、日東製薬株式会社に供給し、日東製薬株式会社が製剤製造及び販売、あるいは、株式会社UMNファーマは、最終製品までを手掛け、日東製薬株式会社に供給し、日東製薬株式会社が販売</li> <li>契約締結一時金・マイルストーンペイメント・販売高に応じた一定料率のロイヤリティを日東製薬株式会社が支払</li> </ul>	期間の定めなし

## (4) 組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造及び製剤化委託に関する契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	株式会社IHI	日本	UMN-0502 UMN-0501	平成22年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>組換えインフルエンザHAワクチン原薬の製造子会社を共同で設立</li> <li>両社の関係強化と本事業の着実な推進のため、株式会社IHIは、株式会社UMNファーマと資本関係を構築</li> <li>組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造設備を秋田県秋田市に建設し、平成24年の生産開始を予定</li> </ul>	期間の定めなし
当社	アビ株式会社	日本	UMN-0502 UMN-0501 その他組換えインフルエンザHAワクチン	平成23年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>組換えインフルエンザHAワクチンの製剤工程を独占的にアビ株式会社に対して委託</li> <li>製剤工程業務、最終製品及び中間製品の製造管理及び品質管理業務をアビ株式会社が受託</li> <li>株式会社UMNファーマは、上記委託を実施するために、製剤工程以下の本製造における独占的製剤製造実施権をアビ株式会社に対して無償で許諾。ただし、アビ株式会社が安定的及び継続的に供給ができない事実が発生し、又はその虞があるとどちらか一方が判断した場合は、非継続かつ限定的に他の第三者に製剤工程業務を委託することができる</li> <li>パンデミックの際に国よりパンデミックインフルエンザワクチンの製造指示があった場合、有事が収束するまでの間、対象となる品目の製造及び関連業務を優先して取り組む</li> </ul>	平成23年3月25日より10年間、但し、期間満了の1年前までに双方のいずれからも終了の意思表示がない限り、本契約は2年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## (5) 組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造に関する変更契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	株式会社IHI	日本	バイオ医薬品	平成24年 4月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>協業範囲をBEVSを用いたインフルエンザワクチン原薬製造事業に留まらず、BEVSを用いたバイオ医薬品原薬製造事業とする</li> <li>株式会社UNIGENに対し、株式会社UMNファーマが自社で開発するBEVSを用いたバイオ医薬品原薬の製造を委託する</li> <li>株式会社IHIが要請した場合、株式会社UNIGENの出資比率を株式会社IHI50%、株式会社UMNファーマ50%に変更することに合意する</li> </ul>	期間の定めなし

## (6) 組換えインフルエンザHAワクチン原薬製造に関する変更契約の修正契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	株式会社IHI	日本	バイオ医薬品	平成24年 10月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社IHIは、株式会社UMNファーマに対して非常勤取締役候補者1名を推薦することができる</li> <li>株式会社IHIが取締役候補者を推薦することができる期間は、平成24年2月29日付締結「保証委託契約書」に基づく債務保証委託期間とする</li> </ul>	債務保証残高がゼロになる時まで

## (7) 保証委託契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社 及び 子会社	株式会社IHI	日本	-	平成24年 2月29日	・株式会社UNIGENを借入人とし、株式会社UMNファーマを連帯保証人とし、株式会社三井住友銀行をエージェントとして構成される全貸付人との間で締結された平成24年2月29日付「シンジケートローン契約」に基づき、株式会社UNIGEN及び株式会社UMNファーマは、株式会社UNIGENが各貸付人に対して負担するシンジケートローン契約に限定した特定債務について、金5,000,000千円を保証上限額として株式会社IHIに債務保証を委託する	債務保証残高がゼロになる時まで

## (8) BCMO事業提携契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社 及び 子会社	アピ株式会社	日本	-	平成24年 7月13日	・開発段階にある遺伝子組換え技術を用いたバイオ医薬品の原薬製造、製剤製造及びこれらに係る評価試験等の第三者からのバイオ医薬品受託製造事業(BCMO事業)及びBCMO事業に係る営業活動を共同で実施する	期間の定めなし

## (9) 共同事業契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
当社	アピ株式会社 株式会社ヤクルト本社	日本	抗体バイオ 後続品	平成25年 6月20日	・がん領域における抗体バイオ後続品の研究・開発・製造・販売を共同で実施する	期間の定めなし

## 6 【研究開発活動】

第9期連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

当社グループは、自社開発事業においては、主にバイオ医薬品の研究開発活動並びにBEVS技術を用いたUMN-0502、UMN-0501、UMN-0901及びUMN-2003の量産体制の構築を行っております。また、バイオ医薬品受託製造事業においては、Catalent Pharma Solutions, Inc.から供給を受けた抗体医薬品の生産細胞株を用いて、商用生産に向けた各種検討を行っております。

当連結会計年度の研究開発費は、1,649,171千円であります。

なお、当社グループは、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一事業セグメントであるため、セグメント別の研究開発活動の状況及び研究開発費の金額に関する記載を省略しております。

### (1) 研究開発体制

各種動物実験等を行う基礎研究部門については、秋田大学医学部内にある秋田研究所を拠点としております。また、BEVS技術を用いた量産体制の構築を目的とした初期検討にあたっては、横浜研究所を拠点として当社研究部門が中心となり研究開発を行っております。また、秋田工場の治験薬GMP製造体制の整備に係る各種活動については、当社連結子会社である株式会社UNIGENが中心となって、医薬品製造の関連法令に則り進めております。非臨床開発及び臨床開発については、非臨床開発部門及び臨床開発部門が実施しております。非臨床開発に係る試験の一部については、経験豊かなアウトソーシング先に委託しており、また、臨床開発についても、経験豊かなCROに対して一部業務を委託しております。また、治験用サンプルについては、PSCより輸入し、臨床試験に供しております。これら一連の開発業務について品質を担保するため、信頼性保証部を独立部門として設置し、業務監査を行い、法令遵守に務めております。

平成24年12月31日現在、当社グループの研究開発人員は70名(従業員のみ)となっておりますが、経験豊富な取締役が各部門を適切にマネジメントするとともに、各部門間の連携を密接に行い、効率のかつ効果的な研究開発活動の推進を行っております。

また、東アジアへのUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901の事業展開活動、継続的な新規パイプラインの導入活動、及びバイオ医薬品受託製造事業に係る事業開発部を中心として積極的に推進しております。

### (2) 組換えインフルエンザHAワクチンの研究開発活動

UMN-0502については、臨床試験開始に必要なとされる非臨床試験が全て終了しており、平成23年8月より、共同開発先であるアステラス製薬株式会社と共同で第Ⅰ相臨床試験を行い、良好な免疫原性及び安全性に関する結果が得られました。平成24年11月より、65歳以上高齢者1,020例を対象とした既存鶏卵ワクチンとの非劣性を検討することを目的とした第Ⅱ相臨床試験を開始し、平成24年12月には全例への接種が完了しております。

UMN-0501については、平成22年7月に厚生労働省の「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業(第一次分)として採択され、本事業の一部として、より迅速かつ、より大量のワクチンを製造するための各種検討を行っております。臨床開発につきましては、平成21年に実施した第 相臨床試験の被験者を対象として、第 相臨床試験で用いたワクチンの製造時に使用したH5N1亜型インフルエンザウイルス株とは異なるクレード(分類群)に属するH5N1亜型ウイルス株を用いて製造したワクチンを追加接種することによる免疫の賦活化(ブースター効果)を確認するための臨床試験を実施し、現在、データを考察しているところであります。パンデミックの発生時、いち早く新しいワクチンを接種しても、十分な量の抗体を産生するためには相応の時間がかかるため、UMN-0501のブースター効果が認められれば、パンデミック発生前にあらかじめUMN-0501で免疫しておけば、追加のワクチン接種により短時間で高い免疫が得られ、感染しても重症化、死亡の回避が可能になることが期待されます。平成23年8月より、共同開発先であるアステラス製薬株式会社とともに、第 相臨床試験(高用量)を実施し、良好な免疫原性と優れた忍容性を確認しております。

アステラス製薬株式会社との共同開発に関しては、研究開発遂行のための共同会議体を設置し、製造販売承認申請に向けた研究開発活動を共同で推進しております。

さらに、H5N1亜型以外のインフルエンザパンデミックに備え、H9N2亜型に対する予防ワクチンであるUMN-0901の開発にも着手しております。

### (3) 組換えノロウイルスVLP+組換えロタウイルスVP6混合ワクチンの研究開発活動

UMN-2003については、ワクチン接種量と免疫原性の関係を確認する非臨床試験をタンペレ大学ワクチン研究センターで実施しております。また、原薬製造工程及び規格試験方法の確立・製剤化の検討を当社横浜研究所にて実施し、原薬製造に必要な工程を確立いたしました。早期に臨床試験を開始すべく、当社にて確立した原薬製造工程を基に、非臨床試験及び臨床試験実施に必要な原薬製造を、PSCにて実施しております。

### (4) BEVSを用いた原薬製造拠点の整備

当社グループにおける中長期事業基盤であるBEVS技術について、技術導入元からの技術移転を完了するとともに、日本国内における原薬製造拠点の整備に注力してまいりました。秋田工場は、生産開発研究施設及び治験薬GMP製造施設として、当社が開発する組換えインフルエンザHAワクチンの供給体制を整備するための基盤となります。なお、秋田工場の建設費用の大部分は、前述の厚生労働省「新型インフルエンザ開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業(第一次分)助成金にて整備を行っております。

また、当社連結子会社の株式会社UNIGENが岐阜県揖斐郡池田町において、より大規模な実生産スケールの製造施設となる岐阜工場を建設いたしました。なお、岐阜工場は、経済産業省「平成23年度国内立地推進事業費補助金」一次公募対象企業に採択されており、建設資金の一部について補助を受ける見込みであります。

当社グループでは、当該設備の立上げを確実に行うべく、医薬品生産経験のある人材の重点的な配置、人材強化に努めるとともに、継続した人材確保を進め、GMP医薬品原薬工場としての体制整備を図っております。また、ワクチン上市後における安定供給を目的とした製造能力の強化に積極的に取り組んでおります。



ワクチン上市後のアステラス製薬株式会社による販売に向け、当社グループで製造した組換えインフルエンザHAワクチン原薬の製剤化工程について、アピ株式会社と包括的な業務提携を行っており、人材交流も含めた製剤化工程検討活動を行っております。なお、韓国市場については、日東製薬株式会社に対して原薬を輸出、日東製薬株式会社が製剤化を行い販売する計画であります。

(5) バイオ医薬品受託製造の研究開発活動

Catalent Pharma Solutions, Inc.より、抗体医薬品の生産細胞株を入手し、培養及び精製条件の最適化及び先発品との同等性評価を当社横浜研究所にて実施しております。

第10期第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は、総額1,218,761千円であります。

なお、当社グループは、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一事業セグメントであるため、セグメント別の研究開発費の金額に関する記載を省略しております。

また、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループにおける財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの分析は、以下のとおりであります。  
なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績、適切な仮定に基づいて合理的に判断しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

### (2) 経営成績の分析

第9期連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

第9期連結会計年度において、日東製薬株式会社との契約に基づき、UMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901に係る契約締結一時金を收受し、売上高は108,225千円(前年同期比89.2%減)となりました。

売上総利益は、技術導入元に対して上記契約に基づく収益に係る支払ロイヤリティ17,316千円を計上したことにより90,909千円となりました。

販売費及び一般管理費は2,163,459千円となりました。このうち研究開発費は1,649,171千円、その他の販売費及び一般管理費は514,287千円であります。研究開発費については、主なものとして、外注費が713,635千円、給与手当が251,195千円、消耗品費が219,889千円発生いたしました。その他の販売費及び一般管理費については、主なものとして、役員報酬が125,607千円、給料手当が119,314千円、支払手数料が56,308千円発生いたしました。

この結果、営業損失は2,072,550千円(前連結会計年度の営業損失1,075,803千円)、経常損失は2,652,395千円(前連結会計年度の経常損失1,080,083千円)、当期純損失は1,996,917千円(前連結会計年度の当期純損失477,744千円)となりました。

第10期第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

当第2四半期連結累計期間の売上高は、24,331千円となりました。一方、提携先と各開発パイプラインの研究開発、岐阜工場への設備投資を積極的に進めたことにより、営業損失は1,497,687千円、経常損失は1,641,025千円、四半期純損失は1,166,159千円となりました。

なお、当社は、第9期第3四半期連結累計期間から四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

また、当社グループは、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績に関する記載を省略しております。

(3) 財政状態に関する分析

第9期連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

(資産)

当連結会計年度末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて、1,398,754千円増加し、4,190,259千円となりました。これは主として現金及び預金が2,431,372千円増加したものの売掛金が941,775千円減少したことなどによるものであります。

当連結会計年度末の固定資産は、前連結会計年度末に比べて、8,820,285千円増加し、9,841,384千円となりました。これは主として、岐阜工場等に係る有形固定資産が8,200,000千円増加したことなどによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて、692,238千円増加し、1,316,200千円となりました。これは主として、1年内返済予定の長期借入金が900,000千円増加したこと、預り金が151,635千円減少したことなどによるものであります。

当連結会計年度末の固定負債は、前連結会計年度末に比べて、7,981,695千円増加し、8,346,150千円となりました。これは主に、長期借入金7,810,000千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末と比べて、1,545,105千円増加し4,369,293千円となりました。これは主に、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,945,948千円増加したものの、当期純損失1,996,917千円を計上したことによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況に関する分析

第9期連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,431,372千円増加し、3,882,943千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は1,188,134千円(前年同期は849,177千円の減少)となりました。これは主に税金等調整前当期純損失2,652,395千円、売上債権の減少額941,775千円等を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は8,741,491千円(前年同期は2,795,709千円の減少)となりました。これは主に有形固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、12,360,998千円(前年同期は1,133,492千円の増加)となりました。これは主に長期借入れによる収入8,402,500千円、株式上場に伴う公募増資及びオーバーアロットメントの売出しに係る第三者割当増資による収入3,863,274千円を計上したこと等によるものであります。

第10期第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ446,180千円減少し、3,436,763千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失1,641,025千円や売上債権の減少額108,225千円等により、2,195,138千円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出2,991,735千円を計上したこと等により、3,013,324千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入れによる収入650,000千円及び長期借入れによる収入3,025,000千円のほか、株式の発行による収入651,487千円等により、4,762,283千円の収入となりました。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、国内においては、アステラス製薬株式会社と細胞培養インフルエンザワクチンの共同事業化契約を締結しております。また、韓国においては、日東製薬株式会社とUMN-0502、UMN-0501及びUMN-0901に関して「Agreement For The Co-development And Commercialization Of Recombinant Influenza HA Vaccines In South Korea」を締結しております。組換えインフルエンザHAワクチンが上市されるまでの間、これらの契約に従い、一定の開発進捗に応じて対価を収益に計上することになりますが、当該収益に関しては、長期間に渡る組換えインフルエンザHAワクチン開発に係る対価であるため、将来における収益の收受時期及びその額は不確実であり、安定的収益ではありません。また、平成24年12月31日時点におきまして、当社グループは、上記2社以外の製薬企業等との提携契約を締結しておりませんので、当面の収益は当該契約に基づく対価が主な収益となるため、当該開発の進捗状況が当社グループの損益に大きな影響を及ぼします。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、当社グループが行っている事業環境について、入手可能な情報と経験に基づいた仮定により、経営判断を行っております。わが国の医療産業においては、医療制度改革に基づく市場環境の変化、ワクチン産業内での競争環境の変化が生じることが予想されております。当社が開発する製品が、これらの環境変化に対応し、市場にて一定のポジションを獲得できるよう、引き続き提携先との共同開発に注力するとともに、供給責任を果たせるよう製造体制のさらなる充実及び製造能力の強化に努めてまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社グループでは、当連結会計年度において完成前の投資も含め、総額8,933,625千円の設備投資を実施いたしました。その主なものは岐阜工場のリース資産191,323千円と建設仮勘定8,610,000千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社グループの事業は、医療用医薬品事業及びこれらの付帯事業の単一事業であるため、設備投資等の概要をセグメント別に区別しておりません。

第10期第2四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

当第2四半期連結累計期間において、総額5,506,341千円の主に岐阜工場に係る設備投資を実施いたしました。

なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社グループの事業は、医療用医薬品事業及びこれらの付帯事業の単一事業であるため、設備投資等の概要をセグメント別に区別しておりません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成24年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	建物附属設備	構築物	機械及び装置	工具器具備品		合計
横浜本社 (神奈川県 横浜市 港北区)	医薬品の 研究開発 及び関連 する事業	本社機能		5,162			1,661	6,824	18
秋田工場 (秋田県 秋田市)	医薬品の 研究開発 及び関連 する事業	生産設備	(注)3 403,145	(注)3 2,022	(注)3 3,220	(注)3 11,042	(注)3 5,618	425,049	
横浜研究所 (神奈川県 横浜市 港北区)	医薬品の 研究開発 及び関連 する事業	研究設備		7,238		0	21,546	28,784	3
秋田研究所 (秋田県 秋田市)	医薬品の 研究開発 及び関連 する事業	研究設備					75	75	3

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 取得価額から圧縮記帳額(建物407,235千円、建物附属設備1,033,324千円、構築物32,257千円、機械及び装置941,546千円、工具器具備品480,124千円)を直接控除しております。  
 4. 秋田工場の従業員数が0名となっておりますが、株式会社UNIGEN従業員13名が従事しております。  
 5. 秋田工場は株式会社UNIGENに賃貸しております。

## (2) 国内子会社

平成24年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)	
				建物附属 設備	構築物	機械及び 装置	工具器具 備品	リース資産	その他		合計
株式会社 UNIGEN	秋田本社 (秋田県 秋田市)	医薬品の 研究開発 及び関連 する事業	生産 設備	2,884		70,861	86,820			160,566	25
	岐阜工場 (岐阜県 揖斐郡 池田町)	医薬品の 研究開発 及び関連 する事業	生産 設備	203	1,028		2,712	188,661	8,610,000	8,802,605	27

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記のその他以外の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 帳簿価額のうち「その他」は、建設仮勘定であります。  
4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備はありません。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】(平成25年8月31日現在)

## (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,651,700	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	7,651,700		

(注) 発行数には、平成25年9月1日から本有価証券届出書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第2回新株予約権(平成17年7月29日臨時株主総会特別決議に基づく平成17年9月30日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	40(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注)1、4	(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	560(注)2、4	560(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成19年7月29日 至平成27年7月28日	自平成19年7月29日 至平成27年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 560 資本組入額 280 (注)2、4	発行価格 560 資本組入額 280 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行1株当り払込金額} \times \text{又は処分株式発行数} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。



3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2)新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3)新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、または特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
4. 当社は、平成18年9月13日付で1株につき10株、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

第3回新株予約権(平成17年7月29日臨時株主総会特別決議に基づく平成18年1月24日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	30(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000 (注)1、4	(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	560(注)2、4	560(注)2、4
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月29日 至 平成27年7月28日	自 平成19年7月29日 至 平成27年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 560 資本組入額 280 (注)2、4	発行価格 560 資本組入額 280 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式発行数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権行使日において当社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、または特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
4. 当社は、平成18年9月13日付で1株につき10株、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

#### 第4回新株予約権(平成17年7月29日臨時株主総会特別決議に基づく平成18年6月16日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500 (注)1、5	2,500 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	560(注)2、5	560(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月29日 至 平成27年7月28日	自 平成19年7月29日 至 平成27年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 560 資本組入額 280 (注)2、5	発行価格 560 資本組入額 280 (注)2、5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権行使日において当社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは 1 年以内に上場をする見込みである場合、または特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、当該発行価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、当該発行価額より上記 1 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 当社は、平成18年9月13日付で1株につき10株、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

第5回新株予約権(平成17年12月29日臨時株主総会特別決議に基づく平成18年6月16日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	140(注)1	52(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000 (注)1、4	26,000 (注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700(注)2、4	700(注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成19年12月29日 至平成27年12月28日	自平成19年12月29日 至平成27年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 700 資本組入額 350 (注)2、4	発行価格 700 資本組入額 350 (注)2、4
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行} \times \text{1株当り払込金額} + \text{又は} \times \text{又は}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{又は} \text{処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2)新株予約権発行時において、当会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3)新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、または特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
4. 当社は、平成18年9月13日付で1株につき10株、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権(平成18年7月12日臨時株主総会決議に基づく平成18年9月22日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	145(注)1	106(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,500 (注)1、5	53,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800(注)2、5	800(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成20年9月23日 至平成28年7月12日 (注)4	自平成20年9月23日 至平成28年7月12日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 400 (注)2、5	発行価格 800 資本組入額 400 (注)2、5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするとき(新株予約権、新株予約権付社債、その他普通株式の取得を請求できる権利の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式発行数} \times \text{1株当たり払込金額} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると当社の取締役会で認めた場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権行使日において当社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みであると当社が判断した場合、または特定の会社を買収されることを当社の株主総会又は取締役会において決定している場合であることを要する。
4. 行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
5. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

第7回新株予約権(平成18年7月12日臨時株主総会決議に基づく平成18年10月2日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	40(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注)1、5	(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800(注)2、5	800(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月3日 至 平成28年7月12日 (注)4	自 平成20年10月3日 至 平成28年7月12日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 400 (注)2、5	発行価格 800 資本組入額 400 (注)2、5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするとき(新株予約権、新株予約権付社債、その他普通株式の取得を請求できる権利の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式発行数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると当社の取締役会で認めた場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権行使日において当社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは 1 年以内に上場をする見込みであると当社が判断した場合、または特定の会社を買収されることを当社の株主総会又は取締役会において決定している場合であることを要する。

4. 行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

5. 当社は、平成23年 8 月24日付で 1 株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

## 第8回新株予約権(平成18年11月24日臨時株主総会決議に基づく平成19年6月14日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	49(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,500 (注)1、6	(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,680(注)2、6	1,680(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成21年6月15日 至平成28年11月24日 (注)4	自平成21年6月15日 至平成28年11月24日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,680 資本組入額 840 (注)2、6	発行価格 1,680 資本組入額 840 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行または自己株式の処分をするとき(新株予約権、新株予約権付社債、その他普通株式の取得を請求できる権利の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{又は} \times \text{又は}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。



3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権発行時において、当会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると当会社の取締役会で認めた場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みであると当会社が判断した場合、または特定の会社を買収されることを当会社の株主総会又は取締役会において決定している場合であることを要する。
  - (4) 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人(執行役員を含む。)、嘱託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
  - (5) 新株予約権者が新株予約権の要領、新株予約権に関して当会社と締結した契約又はその他当会社と新株予約権者間で締結した契約(委任、請負等契約の内容は問わない)に違反した場合は、新株予約権を行使できない。
4. 行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当会社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、当該発行価額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

## 第9回新株予約権(平成19年6月14日臨時株主総会決議に基づく平成19年6月14日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	450(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	225,000 (注)1、5	(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,680(注)2、5	1,680(注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成19年6月14日 至平成28年11月24日 (注)4	自平成19年6月14日 至平成28年11月24日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,680 資本組入額 840 (注)2、5	発行価格 1,680 資本組入額 840 (注)2、5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、行使価格の調整を当社が必要と認めるときは、当社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。  
新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結したライセンス契約に違反した場合は、新株予約権を行使できない。
4. 行使期間の開始日が当社の休業日にあたる場合は、その翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合はその前営業日を最終日とする。
5. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

## 第10回新株予約権(平成18年11月24日臨時株主総会決議に基づく平成19年11月15日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	84(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000 (注)1、6	(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,680 (注)2、6	1,680 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成20年11月25日 至平成28年11月24日 (注)4	自平成20年11月25日 至平成28年11月24日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,680 資本組入額 840 (注)2、6	発行価格 1,680 資本組入額 840 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わない。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権、新株予約権付社債、その他普通株式の取得を請求できる権利の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は 処分株式発行数} \times \text{又は 処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権発行時において、当会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
  - (4) 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人(執行役員を含む。)、嘱託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
  - (5) その他の条件は、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当会社及び被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。
4. 行使期間の最終日が会社の休業日にある場合には、その前営業日を最終日とする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当会社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、当該発行価額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

## 第11回新株予約権(平成22年1月26日臨時株主総会決議に基づく平成22年3月29日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	60(注)1	50(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000 (注)1、6	25,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200(注)2、6	2,200(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、当社が他社との合併をする場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使により新株式を発行又は交付する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式発行数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当会社の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
  - (4) 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人(執行役員を含む。)、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
  - (5) その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。
4. 行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当会社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を助案の上、上記1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

## 第12回新株予約権(平成22年1月26日臨時株主総会決議に基づく平成22年3月29日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	16(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000 (注)1、6	(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200(注)2、6	2,200(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、当社が他社との合併をする場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使により新株式を発行又は交付する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式発行数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2)新株予約権発行時において、当会社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3)新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
  - (4)新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人(執行役員を含む。)、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
  - (5)その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。
4. 行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当会社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を助案の上、上記1に準じて決定する。
  - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5)新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。



## 第13回新株予約権(平成22年1月26日臨時株主総会決議に基づく平成22年7月16日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	6(注)1	4(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000 (注)1、6	2,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200(注)2、6	2,200(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、当社が他社との合併をする場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使により新株式を発行又は交付する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式発行数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2)新株予約権発行時において、当会社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3)新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
  - (4)新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人(執行役員を含む。)、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
  - (5)その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。
4. 行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当会社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を助案の上、上記1に準じて決定する。
  - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5)新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

## 第14回新株予約権(平成22年1月26日臨時株主総会決議に基づく平成22年8月13日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	50(注)1	9(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)1、6	4,500 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200 (注)2、6	2,200 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、当社が他社との合併をする場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使により新株式を発行又は交付する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は} \times \text{又は}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{又は} \text{処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権発行時において、当会社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
  - (4) 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人(執行役員を含む。)、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
  - (5) その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。
4. 行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当会社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を助案の上、上記1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

## 第15回新株予約権(平成22年1月26日臨時株主総会決議に基づく平成22年8月31日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1	10(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注)1、6	5,000 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200 (注)2、6	2,200 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、当社が他社との合併をする場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使により新株式を発行又は交付する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は} \times \text{又は}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{又は} \text{処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2)新株予約権者は、新株予約権行使時においても当会社の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3)新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
  - (4)新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人(執行役員を含む。)、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
  - (5)その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。
4. 行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当会社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を助案の上、上記1に準じて決定する。
  - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5)新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

## 第16回新株予約権(平成22年1月26日臨時株主総会決議に基づく平成22年8月13日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	2(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000 (注)1、6	(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200 (注)2、6	2,200 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、当社が他社との合併をする場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使により新株式を発行又は交付する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は} \times \text{又は}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{又は} \text{処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権発行時において、当会社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
  - (4) 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人(執行役員を含む。)、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
  - (5) その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。
4. 行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当会社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を助案の上、上記1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。



## 第17回新株予約権(平成22年1月26日臨時株主総会決議に基づく平成22年8月13日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年8月31日)
新株予約権の数(個)	6(注)1	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000 (注)1、6	(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,200 (注)2、6	2,200 (注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4	自平成24年1月27日 至平成32年1月26日 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6	発行価格 2,200 資本組入額 1,100 (注)2、6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在及び提出日の前月末現在、500株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、当社が他社との合併をする場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使により新株式を発行又は交付する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{又は} \times \text{又は}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{又は} \text{処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1)新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (2)新株予約権発行時において、当会社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
  - (3)新株予約権行使日において当会社がある証券取引所において上場をしている場合、もしくは1年以内に上場をする見込みである場合、又は特定の会社に対する買収が決定している場合であることを要する。
  - (4)新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合、又は新株予約権者が当会社と競業関係にある相手先の取締役、執行役、監査役、使用人(執行役員を含む。)、囑託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと当会社取締役会が認めた事由が生じた場合は、新株予約権は行使できない。
  - (5)その他の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当会社および被割当者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。
4. 行使期間の開始日が当会社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当会社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件にそって再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を助案の上、上記1に準じて決定する。
  - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5)新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 当社は、平成23年8月24日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額が調整されております。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年8月22日 (注)1	1,418	73,639	99,969	1,973,731	99,969	1,642,731
平成21年2月13日 (注)2	1,418	75,057	99,969	2,073,700	99,969	1,742,700
平成22年1月28日 (注)3	4,545	79,602	249,975	2,323,675	249,975	1,992,675
平成22年5月28日 (注)4	2,928	82,530	161,040	2,484,715	161,040	2,153,715
平成22年12月29日 (注)5	2,702	85,232	249,935	2,734,650	249,935	2,403,650
平成23年3月8日 (注)6	5,100	90,332	471,750	3,206,400	471,750	2,875,400
平成23年8月24日 (注)7	4,426,268	4,516,600		3,206,400		2,875,400
平成24年8月21日 (注)8	270,100	4,786,700	499,685	3,706,085	499,685	3,375,085
平成24年12月10日 (注)9	2,150,000	6,936,700	1,285,700	4,991,785	1,285,700	4,660,785
平成24年12月27日 (注)10	268,500	7,205,200	160,563	5,152,348	160,563	4,821,348
平成25年1月1日～ 平成25年8月31日 (注)11	446,500	7,651,700	327,050	5,479,398	327,050	5,148,398

- (注) 1. 有償第三者割当  
発行価格 141,000円  
資本組入額 70,500円  
割当先 株式会社IHIプラントエンジニアリング
2. 有償第三者割当  
発行価格 141,000円  
資本組入額 70,500円  
割当先 株式会社IHIプラントエンジニアリング
3. 有償第三者割当  
発行価格 110,000円  
資本組入額 55,000円  
割当先 株式会社IHI
4. 有償第三者割当  
発行価格 110,000円  
資本組入額 55,000円  
割当先 株式会社IHI、アピ株式会社 他1名
5. 有償第三者割当  
発行価格 185,000円  
資本組入額 92,500円  
割当先 株式会社IHI
6. 有償第三者割当  
発行価格 185,000円  
資本組入額 92,500円  
割当先 アピ株式会社
7. 株式分割(無償交付)  
分割の割合 1株につき50株の割合
8. 有償第三者割当  
発行価格 3,700円  
資本組入額 1,850円  
割当先 アピ株式会社 他4名
9. 有償一般募集(ブックビルディング方式)  
発行価格 1,300円 引受価額 1,196円  
発行価額 1,105円 資本組入額 598円
10. 有償第三者割当  
発行価格 1,196円  
資本組入額 598円  
割当先 野村證券株式会社
11. 新株予約権の権利行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

平成25年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		10	18	66	49	13	7,148	7,304	
所有株式数(単元)		15,581	2,263	11,067	4,224	40	43,319	76,494	2,300
所有株式数の割合(%)	0.00	20.37	2.96	14.47	5.52	0.05	56.63	100.00	

## (6) 【大株主の状況】

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	607,300	7.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	585,900	7.65
株式会社IHI	東京都江東区豊洲3-1-1	453,250	5.92
アピ株式会社	岐阜県岐阜市加納桜田町1-1	400,000	5.22
京大ベンチャーNVCC1号有限責任投資組合	東京都港区赤坂7-1-16	159,000	2.07
エムエルピーエフエス カस्टディー アカウント 常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング	149,000	1.94
株式会社IHIプラントエンジニアリング	東京都江東区豊洲3-1-1	141,800	1.85
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	130,300	1.70
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	111,500	1.45
小野寺 里子	大阪府高槻市	111,400	1.45
計		2,849,450	37.24

(注) JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成25年7月4日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成25年6月28日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	639,500	8.36

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,649,400	76,494	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 2,300		
発行済株式総数	7,651,700		
総株主の議決権		76,494	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が50株含まれております。

## 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

## ( 8 ) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を付与することを下記株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

## 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

## ( 第 2 回新株予約権 )

決議年月日	平成17年7月29日 臨時株主総会特別決議 (平成17年9月30日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名、当社従業員2名、社外協力者2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第3回新株予約権)

決議年月日	平成17年7月29日 臨時株主総会特別決議 (平成18年1月24日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名、当社従業員2名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

(第4回新株予約権)

決議年月日	平成17年7月29日 臨時株主総会特別決議 (平成18年6月16日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員1名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上



## (第5回新株予約権)

決議年月日	平成17年12月29日 臨時株主総会特別決議 (平成18年6月16日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6名、当社監査役1名、当社従業員6名、社外協力者2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

## (第6回新株予約権)

決議年月日	平成18年7月12日 臨時株主総会決議 (平成18年9月22日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名、当社監査役3名、当社従業員10名、社外協力者3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## (第7回新株予約権)

決議年月日	平成18年7月12日 臨時株主総会決議 (平成18年10月2日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員1名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## (第8回新株予約権)

決議年月日	平成18年11月24日 臨時株主総会決議 (平成19年6月14日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名、当社従業員6名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## (第9回新株予約権)

決議年月日	平成19年6月14日 臨時株主総会決議 (平成19年6月14日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## (第10回新株予約権)

決議年月日	平成18年11月24日 臨時株主総会決議 (平成19年11月15日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## (第11回新株予約権)

決議年月日	平成22年1月26日 臨時株主総会決議 (平成22年3月29日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## (第12回新株予約権)

決議年月日	平成22年1月26日 臨時株主総会決議 (平成22年3月29日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## (第13回新株予約権)

決議年月日	平成22年1月26日 臨時株主総会決議 (平成22年7月16日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## (第14回新株予約権)

決議年月日	平成22年1月26日 臨時株主総会決議 (平成22年8月13日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	同上

## (第15回新株予約権)

決議年月日	平成22年1月26日 臨時株主総会決議 (平成22年8月31日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (第16回新株予約権)

決議年月日	平成22年1月26日 臨時株主総会決議 (平成22年8月13日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(第17回新株予約権)

決議年月日	平成22年1月26日 臨時株主総会決議 (平成22年8月13日 取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は創業以来配当を実施していません。

当社は医薬品の開発を行っており、企業価値を確固たるものにするために、既存開発パイプラインの進展及び新規パイプラインの充実化を図ることが重要なことから、積極的に研究開発資金を投入してまいります。したがって、当面は利益配当を実施せず、内部留保を行い、研究開発活動の充実化に備えた資金確保を優先いたします。しかしながら、株主への利益還元についても重要な経営課題と認識しており、当社の経営成績及び財政状態、事業計画等を総合的に勘案した上で、利益配当を検討していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えておりますが、当社は、剰余金の配当につき、会社法第454条第5項に基づく中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
最高(円)					1,730
最低(円)					1,173

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

2. 当社株式は、平成24年12月11日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	4,945	9,830	9,700	5,930	4,400	3,545
最低(円)	3,020	2,865	5,180	2,315	3,240	2,251

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。



## 5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長兼社長		平野 達義	昭和34年4月6日	昭和59年4月 平成7年12月 平成15年4月  平成16年4月 平成18年4月  平成21年1月 平成21年4月 平成22年5月 平成23年3月 平成24年3月 平成25年3月  平成25年8月	信越化学工業株式会社入社 日本トイザラス株式会社入社 同社 執行役員経営企画室長兼財務部長 同社 取締役兼最高財務責任者 財務本部長兼経営企画室長 同社 代表取締役副社長兼最高財務責任者 当社入社 財務部長 当社 取締役CFO 株式会社UNIGEN 代表取締役社長 同社 取締役 当社 代表取締役社長 当社 取締役 株式会社UNIGEN 代表取締役社長(現任) 当社 代表取締役会長兼社長(現任)	(注)3	
取締役	臨床開発部長	中田 文久	昭和43年2月18日	平成4年4月  平成19年2月  平成22年3月 平成22年4月 平成22年8月 平成23年8月	日清製粉株式会社(現株式会社日清製粉グループ本社)入社 グラクソ・スミスクライン株式会社入社 当社入社 臨床開発部薬事担当部長 当社 薬事部長 当社 取締役(現任) 当社 臨床開発部長(現任)	(注)3	
取締役	財務部長	橋本 裕之	昭和43年7月2日	平成3年4月  平成13年5月 平成14年3月  平成18年8月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年12月	藤沢薬品工業株式会社(現アステラス製薬株式会社)入社 株式会社BCJコンサルティング入社 先端科学技術エンタープライズ株式会社 取締役 当社入社 経営企画部マネージャー 当社 財務部長(現任) 当社 取締役(現任) 株式会社UNIGEN 取締役	(注)3	13,000
取締役		伊藤 正春	昭和21年1月11日	昭和45年4月  平成9年6月  平成11年1月 平成14年2月  平成14年7月  平成17年1月  平成17年2月	エーザイ株式会社入社 開発本部調査室 ファイザー株式会社入社 参事・第一臨床開発部長 同社 市販後臨床統括部長 同社 市販後臨床・薬事統括部長兼市販後調査管理責任者 味の素ファルマ株式会社(現味の素製薬株式会社)入社 研究開発部門担当取締役 有限会社リーベンス 取締役社長(現任) 当社 取締役(現任)	(注)3	37,500
取締役		成清 勉	昭和35年3月9日	昭和57年4月  平成16年7月  平成20年10月  平成22年4月  平成22年6月 平成24年3月 平成24年4月	石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI)入社 同社 技術開発本部管理部技術企画グループ部長 同社 経営企画部新事業企画グループ部長 同社 新事業推進部企画管理グループ部長 株式会社UNIGEN 取締役(現任) 当社 取締役(現任) 株式会社IHI 新事業推進部バイオプロジェクトグループ担当部長(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)	
監査役 (常勤)		高木 淳一	昭和30年11月15日	昭和54年4月 平成9年10月 平成19年8月 平成21年4月 平成22年5月	松下電器貿易株式会社(現パナソニック株式会社)入社 株式会社CSK(現SCSK株式会社)入社 理事 当社 取締役財務部長 当社 常勤監査役(現任) 株式会社UNIGEN 監査役(現任)	(注)4		
監査役		加藤 久満	昭和19年6月13日	昭和44年9月 平成元年9月 平成4年4月 平成8年4月 平成15年4月 平成16年9月 平成18年3月	東芝情報システム株式会社入社 同社 医用情報システム部部长 同社 オープンシステム営業部部长 同社 製造システム営業部部长 インターネットタウン株式会社入社 神奈川県土整備経理課入庁 当社 監査役(現任)	(注)4		
監査役		加藤 凱信	昭和11年12月7日	昭和30年4月 昭和34年12月 平成12年2月 平成17年6月 平成18年7月	野村證券株式会社入社 東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 ビー・エヌ・ピー信託銀行株式会社(後にビー・エヌ・ピー・パリバ信託銀行株式会社 現株式会社新銀行東京)入社ファーストバイスプレジデント NPO法人C.P.I.教育文化交流推進委員会理事(現任) 当社 監査役(現任)	(注)4		
計								50,500

- (注) 1. 取締役伊藤正春及び取締役成清勉は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役加藤久満及び監査役加藤凱信は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成24年10月23日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成24年10月23日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

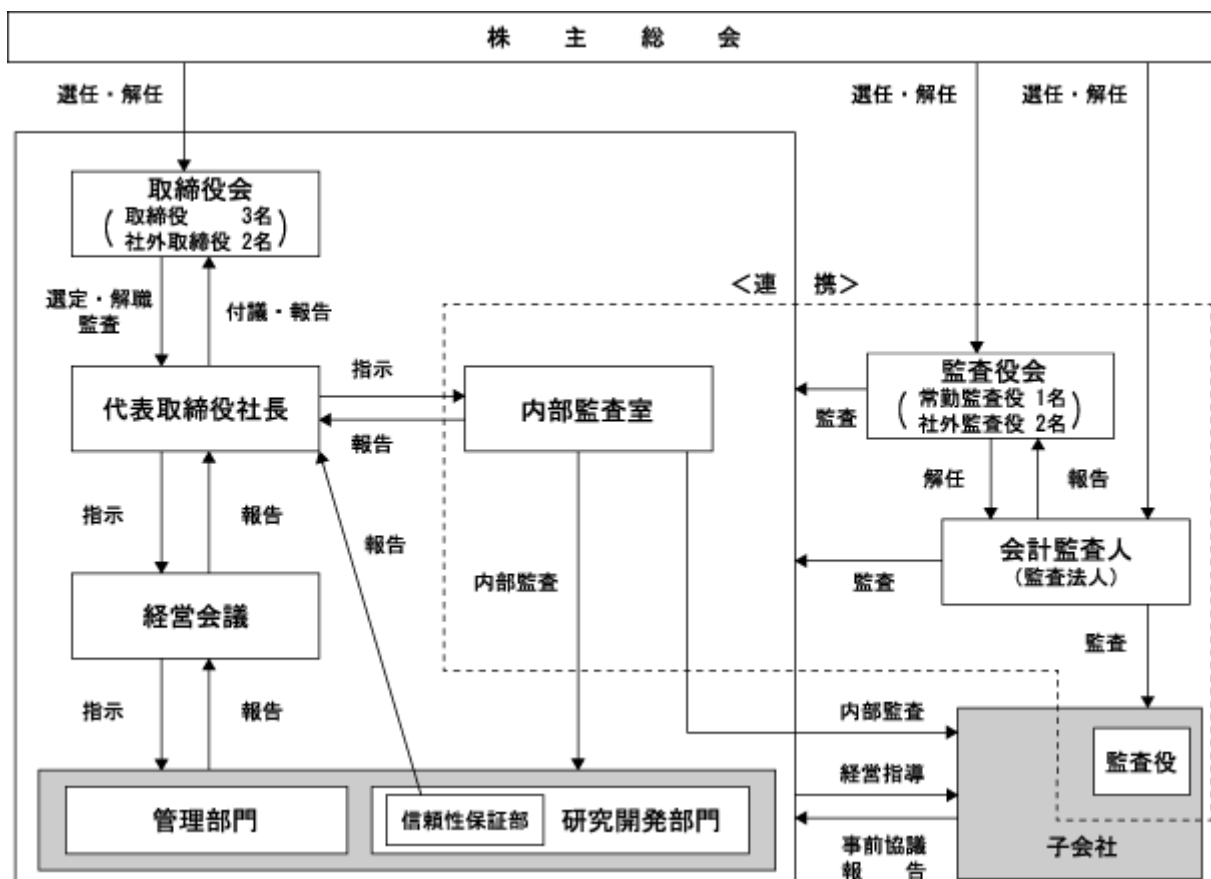
##### a. 基本的な考え方

当社は、最先端のバイオ技術を駆使して次世代のバイオ医薬品を広く社会へ提供することが使命であります。この使命を着実に果たすことが、永続的な社業の生成発展、及び企業価値の向上につながり、ひいては広く社会や株主の皆様への責任を果たせるものと考えております。かかる使命を果たすためには、「企業経営の適法性」及び「企業経営の効率性の確保」を担保するコーポレート・ガバナンスの体制構築が必須であり、経営上の重要課題と認識しております。

また、株主や投資家の皆様に対しては、公正かつタイムリーな情報開示を進めるとともに、決算説明会等における積極的なIR活動を通じて、一層の経営の透明性向上に努めてまいります。

##### b. 企業統治の体制の概要

当社グループの企業統治体制の概要図は以下のとおりであります。



当社は、監査役会設置会社として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を決定機関として設置するほか、経営会議、内部監査室を設置して、経営の適法性、効率性を担保する体制を構築しております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は5名(うち社外取締役2名)により構成し、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。医薬業界で豊かな経験と実績を有する人材、新規事業育成・推進に造詣と実績を有する人材を社外取締役に起用することにより、多角的な視点を取り入れ、事業の拡大発展、着実な企業価値向上に向けて最適な意思決定を行うことのできる仕組みを構築しております。「取締役会規程」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。取締役会では、「経営の適法性」及び「経営の効率性」の観点から当社グループの業務執行に関する意思決定を行い、取締役の職務執行を監督しております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)で構成されております。「監査役会規程」に基づき、毎月1回定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、取締役の法令、定款及び規程等の遵守状況を把握し、「監査役監査規程」に則り監査計画に基づいて業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。各監査役は取締役会へ出席するとともに、監査役会等にて各取締役及び幹部社員、内部監査室、信頼性保証部等から直接報告を受けております。また、各監査役はその担当分野を中心に実施した日常の監査結果を監査役会へ持ち寄り、情報共有を行っております。加えて、会計監査人とも連携して、適正な監査の実施に努めております。

当社は、取締役会の合議制による意思決定と監査役会設置によるコーポレート・ガバナンスが経営機能を有効に発揮できるシステムと判断し、上記体制を採用しております。

(c) 経営会議

経営戦略及び経営の重要な案件についてより深く討議を行うため、「経営会議規程」に基づき、代表取締役社長及び常任取締役により構成される経営会議を設置し、必要に応じて関係する者を交えて、原則月1回開催しております。経営会議は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ全社ならびに各部門の経営課題等を審議するとともに、業務執行に係る協議及び報告が適宜行われ、業務執行状況のチェック機能を果たしております。さらに、経営会議においては、取締役会上程前の議案について審議が行われることで、経営課題の最終決定に至る過程の透明性及び精度が高まるとともに、効率的な会社運営が図られております。なお、経営会議で行われた業務遂行に係る協議及び報告の内容は、取締役会にて報告されております。また常勤監査役は、オブザーバーとして経営会議に出席しております。

c. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社取締役会は、事業の専門性に鑑み、健全かつ効率的な事業運営を行うため社内取締役を中心に構成されております。一方で、医薬業界で豊かな経験と実績を有する人材、新規事業育成・推進に造詣と実績を有する人材を社外取締役に起用し、社外監査役を含む監査役会の経営監視機能により、経営の意思決定に係る客観性及び透明性の確保が実現できるものと考え、上記企業統治体制を採用しております。

d. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第5項及び会社法施行規則第100条の規定に則り、平成18年5月19日開催の取締役会において当社の業務の適性を確保するための体制(内部統制システムの構築に関する基本方針)について決議し、平成19年3月16日、平成22年12月17日、平成23年2月10日開催の取締役会において見直しを実施いたしました。かかる基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムの体制に関して定め、運用しております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員及び従業員は、当社が上場会社であることならびに人の生命・身体に係る医薬品事業の当事者であることを強く意識し、会社法、金融商品取引法、金融商品取引所規則、薬事法及び関連規則、その他の法令の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」等の諸規程を制定し、重要な会議等の場で継続的に周知徹底を図っております。

監査役、内部監査室、信頼性保証部及び会計監査人は、当社の役員及び従業員の職務の執行が関係法令及び規則、定款・規程等を遵守して行われているかを監視し、相互の連携を図るとともに、適宜、社長及び取締役会へ報告するなど、業務の適性を確保する体制を整備、運用しております。

「内部通報規程」に基づき内部通報システムを構築し、法令・定款等違反行為を未然に防止する体制を整えております。

株主・投資家に対しては、「ディスクロージャー規程」に基づき適時開示体制を整備、構築することにより、経営の透明性の向上を図ることに努めております。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で一切の関係を遮断すべく、「反社会的勢力排除規程」を制定し、そのための体制整備を行い、運用を徹底しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会その他重要な会議の意思決定に係る議事録や、「職務権限規程」に基づいて決裁された文書等、取締役の職務に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)は、関連資料を含めて「文書管理規程」に定められた方法、期間に準じて適切に保存及び管理をしております。

内部監査室、信頼性保証部及び監査役が定期的に重要な文書の管理、保管状況を監査するとともに、必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態を維持しております。

(c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクに関しては、経営課題とともにリスクを洗い出し、常にリスクを最小限にすることを意識しつつ、業務執行及び意思決定を行っております。

リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、総務部管掌役員をリスク管理統括責任者としてリスク管理体制を構築し、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化し、役員及び従業員へ周知徹底をいたしております。また、内部監査室が内部監査を実施することで、運用体制を強化いたしております。

当社の重要な資産である情報に関しては、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、情報ネットワークシステムのセキュリティ体制を強化するとともに、役員及び従業員に対して情報セキュリティポリシー等のルールの周知を行い、厳格な情報管理体制を構築しております。

新型インフルエンザのパンデミック、大地震などの突発的緊急事態に対しては、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとり、緊急事態に迅速に対応いたします。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの事業の社会的使命、経営目標、事業戦略が常に明確にされ、それを基に「中期経営計画」、「年度事業計画」ならびに「年度予算」が策定され、役員及び従業員で共有いたしております。

職務の執行にあたっては、最低月1回開催される経営会議等において役員、幹部社員で情報共有が行われ、議論を尽くしたうえで取締役会へ上程されるなど、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築しております。

取締役会決議に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等において、執行の手続きが明確かつ簡明に定められ、効率的な業務執行を可能にしております。

(e) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、事業開発部が子会社の重要な意思決定、事業進捗状況等の管理を行い、グループ全体の経営効率の向上、最適化を図っております。

グループ全体の内部統制の実効性を高めるため、内部監査室が定期的子会社の内部監査を実施し、内部統制システムの整備、運用状況を監査し、社長、監査役会へ報告いたしております。

子会社の監査役が親会社の監査役会で定期的に監査結果を報告し、情報共有を図っております。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在は、監査役の職務を補助するスタッフはおりませんが、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当社従業員を配置いたします。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査役付の従業員を置いた場合は、その独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要といたします。なお、当該従業員は、業務の執行に係る役職を兼務いたしません。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告事項は、以下のとおりといたします。

イ 内部統制システムの整備状況及びその運用状況

ロ 業績及び業績見込みの内容、重要開示書類の内容

ハ 会社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実

ニ その他監査役が報告を求める事項

取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報共有を行っております。

(i) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、定期的に社長及び各担当役員より報告を受け、情報交換を行っております。

監査役は、内部監査室、信頼性保証部の年次監査計画及び監査の実施状況に関して適宜報告を受け、指摘、提言事項について意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図っております。

監査役及び内部監査室は、会計監査人の監査計画及び監査結果の報告を受ける等、相互の連携かつ牽制を図っております。

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができます。

#### e. リスク管理体制の整備の状況

当社は、医薬品の研究・開発・製造・販売を主な事業とする企業として、さまざまな潜在的なリスクが存在しております。これらのリスクを適切に管理するために、上述の内部統制システムのもとに「リスク管理規程」を定めて、リスク管理を遂行する体制を整え、リスク発生時の迅速な情報収集及び指揮命令体制を確立することにより、リスク対応力の強化を図っております。

事業活動全般にわたり発生する可能性のあるさまざまなリスクのうち、経営上の重大なリスクに関しては、関連部署と事業開発部においてリスク分析及びその対応策等の検討を行い、また必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで、経営会議及び取締役会において当該リスクに関する情報の共有化ならびにリスク回避の方策に関する審議・決定を行っております。

リスク管理に関連して、コンプライアンスに関する事項については、重要な契約、法的判断に関して、法律事務所と顧問契約を締結し、適宜相談して助言・指導を受ける体制を整えております。また従業員には、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営に当たるよう、日常の会議等で指導しております。

また、定期的実施される内部監査室による内部監査を通じて、さまざまなリスクを未然に防止するよう努めるとともに、リスク管理体制の有効性を検証しております。

さらに、企業運営において重要な経営リソースである情報システムに関しては、情報システム部が中心となり、当該システムに係るリスク回避策として、システム障害時の早期復旧のためのセキュリティ対策、コンピューターウイルスの侵入やハッカーの妨害を回避するために必要と考えられる対策を講じております。

#### 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室長は内部監査計画書を作成し、代表取締役社長の承認を得た後、被監査部門に対して通知を行い、会社の業務及び財産の状況を監査し、業務の適法性及び効率性に資することを目的に内部監査を実施しております。各部門の業務活動が法令、定款、諸規程に準拠して執行されているかを検証し、内部監査の終了時にはその結果を代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は、監査報告書に基づき対処処置を必要とする事項については被監査部門へ改善指示書により指示命令をするとともに、その改善状況について報告を受け、確認をしております。また、監査役に対しても内部監査の計画及び結果等に関して適宜報告し、意見交換を行うなど連携を深めております。

当社の監査役会は、監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)が「監査役会規程」に基づき、毎月1回、定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、取締役の法令、定款及び規程等の遵守状況を把握し、「監査役監査規程」に則り監査計画に基づいて、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。各監査役は取締役会へ出席するとともに、監査役会等にて各取締役及び幹部社員、信頼性保証部等から直接報告を受けております。また、各監査役はその担当分野を中心に実施した日常の監査結果を監査役会へ持ち寄り、情報共有を行っております。

当社では、内部監査室長が内部監査の計画及び結果等に関して監査役会で定期的に報告し意見交換をするなど、内部監査室と監査役会との連携を構築しております。

さらに、内部監査室は会計監査人と定期的に意見交換を行い、課題・改善事項についても共有を図り、内部監査室と会計監査人との間の連携を強化しております。

監査役会は、会計監査人より期末の監査結果の報告を受け、意見交換を行う他に、期中監査及び四半期レビューの結果に関しても報告を受け、意見交換を行うなど、監査役会と会計監査人との連携も強化しております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査室と積極的に意見及び情報交換を行うことにより緊密な連携を図っております。

#### 社外取締役及び社外監査役

取締役伊藤正春氏と成清勉氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役加藤久満氏と加藤凱信氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

取締役伊藤正春氏は、エーザイ株式会社等で医薬品開発に携わるなど、医薬業界で豊かな経験、知見並びに実績を有しております。また、取締役成清勉氏は、当社の主要大株主であり事業協力会社である株式会社IHIの幹部社員であり、同社にて新規事業育成・推進に造詣と実績を有しております。

社外取締役は、取締役会での議案審議等において、適宜必要な発言をすることにより、取締役会における監視・牽制の機能を果たすほか、外部の幅広い知見に基づく助言・提言により取締役会が適切かつ柔軟な経営判断を下すための機能を果たしております。

監査役加藤久満氏は、東芝情報システム株式会社での勤務、ベンチャー企業経営の経験を通じ、また、監査役加藤凱信氏は、東洋信託銀行株式会社(現、三菱UFJ信託銀行株式会社)における勤務経験等を通じ、企業の内部統制システムの構築、運用に経験と知見を有しております。

社外監査役は、保有する専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行う機能を有しております。

伊藤正春氏は、当社株式37,500株を保有しております。それ以外の人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準または方針はありませんが、社外取締役伊藤正春氏、社外監査役加藤久満氏及び加藤凱信氏の3名を、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、客観的に独立性の高い社外取締役及び社外監査役の確保に努めております。

当社の社外取締役は、取締役会において監査役会から監査役監査並びに会計監査人監査の結果につき報告を受け連携し、社外監査役は、会計監査人及び内部監査室から適宜必要な報告を受け、意見交換を行うとともに取締役会では議案等に対し適宜質問や監査上の所感を述べ、実質的な意見交換を行っており、情報の収集及び課題の共有を図っております。



役員の報酬等

- a. 第9期連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)における提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額(千円)			対象となる 役員の人数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役(注1) (社外取締役を除く)	87,810	87,810			6
監査役 (社外監査役を除く)	9,600	9,600			1
社外役員	3,600	3,600			3

- (注) 1. 平成24年3月に辞任した取締役1名を含んでおります。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年8月31日開催の臨時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人給与を除く役員報酬を年額144,000千円以下と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年3月29日開催の第2回定時株主総会において月額1,000千円以下と決議いただいております。  
4. 期末日現在の取締役は7名、監査役は3名であります。

- b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

- c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

- d. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

- (a) 取締役の報酬について

取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。

- (b) 監査役の報酬について

監査役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

- a. 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄

貸借対照表計上額の合計額 144,086千円

- b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

最近事業年度の前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Protein Sciences Corporation	3,025,818	129,374	営業上の取引関係を維持・強化するため

最近事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Protein Sciences Corporation	3,025,818	144,086	営業上の取引関係を維持・強化するため

- c. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属し、その氏名及び監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

業務執行社員 片岡久依

業務執行社員 勢志 元

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 3名 その他 1名

社外取締役及び社外監査役の責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨、当社定款第30条(社外取締役)及び第40条(社外監査役)に定めております。また、当該契約に基づく賠償責任の限度額を200万円以上で予め定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

ただし、現状当社の社外取締役及び社外監査役との間にかかる契約の締結は行っておりません。

#### 取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### a. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### b. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨、定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	10,000	2,700	14,000	1,600
連結子会社			2,000	
計	10,000	2,700	16,000	1,600

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制の構築に関する指導助言業務及び株式公開に向けた支援業務であります。

(最近連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式公開に向けた各種アドバイザー・サービス及び「監査人から引受幹事会社への書簡」作成業務等であります。

## 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査人員数、監査日程等を勘案の上、決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。  
なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。  
なお、第9期連結会計年度及び第9期事業年度に係る監査報告書は、平成25年3月29日提出の有価証券報告書に添付されたものによっております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。  
なお、第10期第2四半期連結会計期間及び第10期第2四半期連結累計期間に係る四半期レビュー報告書は、平成25年8月14日提出の四半期報告書に添付されたものによっております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、会計基準等の内容把握や変更等について適切に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し情報収集を図り、同機構が行う研修等に参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,451,570	<sup>1</sup> 3,882,943
売掛金	1,050,000	108,225
原材料及び貯蔵品	41,551	33,979
前渡金	66,770	32,516
未収消費税等	163,124	91,948
その他	18,488	40,647
流動資産合計	2,791,505	4,190,259
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	<sup>2</sup> 461,955	<sup>2</sup> 465,487
減価償却累計額	20,065	40,582
建物及び構築物（純額）	441,889	424,904
機械及び装置	<sup>2</sup> 44,213	<sup>2</sup> 123,093
減価償却累計額	6,868	41,189
機械及び装置（純額）	37,345	81,904
工具、器具及び備品	<sup>2</sup> 193,569	<sup>2</sup> 232,179
減価償却累計額	57,384	113,744
工具、器具及び備品（純額）	136,184	118,434
リース資産	3,528	191,323
減価償却累計額	1,940	2,661
リース資産（純額）	1,587	188,661
建設仮勘定	179,256	8,781,150
有形固定資産合計	796,263	9,595,055
無形固定資産		
ソフトウェア	<sup>2</sup> 37,656	<sup>2</sup> 39,342
その他	722	635
無形固定資産合計	38,378	39,977
投資その他の資産		
投資有価証券	129,374	144,086
長期前払費用	3,347	1,447
敷金及び保証金	53,734	60,817
投資その他の資産合計	186,457	206,350
固定資産合計	1,021,098	9,841,384
資産合計	3,812,603	14,031,644

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	200,000	1,100,000
リース債務	705	25,354
未払金	203,801	136,252
未払法人税等	14,784	22,629
前受金	38,000	-
預り金	162,648	11,013
資産除去債務	-	6,565
その他	4,021	14,385
流動負債合計	623,961	1,316,200
固定負債		
長期借入金	-	<sup>1</sup> 7,810,000
リース債務	882	165,192
長期預り金	<sup>3</sup> 338,522	<sup>3</sup> 340,332
繰延税金負債	5,444	7,350
資産除去債務	19,605	13,591
その他	-	9,684
固定負債合計	364,454	8,346,150
負債合計	988,416	9,662,350
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,206,400	5,152,348
資本剰余金	2,875,400	4,821,348
利益剰余金	3,665,213	5,662,131
株主資本合計	2,416,586	4,311,564
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,856	5,075
その他の包括利益累計額合計	6,856	5,075
少数株主持分	414,457	52,652
純資産合計	2,824,187	4,369,293
負債純資産合計	3,812,603	14,031,644

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間  
(平成25年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,436,763
売掛金	-
仕掛品	4,184
原材料及び貯蔵品	415,892
前渡金	67,755
その他	783,936
流動資産合計	4,708,533
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	6,348,943
機械及び装置(純額)	6,825,122
工具、器具及び備品(純額)	215,614
リース資産(純額)	682,797
建設仮勘定	1,050
有形固定資産合計	14,073,528
無形固定資産	459,295
投資その他の資産	242,870
固定資産合計	14,775,694
資産合計	19,484,228
負債の部	
流動負債	
短期借入金	650,000
1年内返済予定の長期借入金	3,016,250
未払金	1,741,032
未払法人税等	16,884
資産除去債務	-
その他	124,268
流動負債合計	5,548,435
固定負債	
長期借入金	8,906,250
長期預り金	340,332
資産除去債務	166,548
その他	698,743
固定負債合計	10,111,874
負債合計	15,660,309



(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間  
(平成25年6月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	5,479,398
資本剰余金	5,148,398
利益剰余金	6,827,043
自己株式	197
株主資本合計	3,800,555
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	17,991
その他の包括利益累計額合計	17,991
少数株主持分	5,371
純資産合計	3,823,918
負債純資産合計	19,484,228

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
売上高	1,000,000	108,225
売上原価	160,000	17,316
売上総利益	840,000	90,909
販売費及び一般管理費	<sup>1, 2</sup> 1,915,803	<sup>1, 2</sup> 2,163,459
営業損失( )	1,075,803	2,072,550
営業外収益		
受取利息	823	283
助成金収入	-	94,107
サンプル売却収入	3,340	-
固定資産受贈益	1,946	-
その他	494	3,649
営業外収益合計	6,603	98,040
営業外費用		
支払利息	4,045	72,307
株式交付費	6,802	30,721
為替差損	36	1,963
支払手数料	-	572,891
営業外費用合計	10,884	677,885
経常損失( )	1,080,083	2,652,395
特別利益		
助成金収入	3,173,225	-
特別利益合計	3,173,225	-
特別損失		
固定資産圧縮損	2,801,041	-
固定資産除却損	2,334	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,418	-
特別損失合計	2,805,795	-
税金等調整前当期純損失( )	712,652	2,652,395
法人税、住民税及び事業税	5,095	5,700
法人税等調整額	5,444	872
法人税等合計	10,539	4,827
少数株主損益調整前当期純損失( )	723,192	2,657,222
少数株主損失( )	245,448	660,305
当期純損失( )	477,744	1,996,917

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失( )	723,192	2,657,222
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,856	11,932
その他の包括利益合計	6,856	11,932
包括利益	730,048	2,645,290
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	484,600	1,984,985
少数株主に係る包括利益	245,448	660,305

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
売上高	24,331
売上原価	4,104
売上総利益	20,227
販売費及び一般管理費	1,517,915
営業損失( )	1,497,687
営業外収益	
受取利息	553
為替差益	990
その他	1,293
営業外収益合計	2,837
営業外費用	
支払利息	104,148
株式交付費	6,112
支払手数料	35,914
営業外費用合計	146,174
経常損失( )	1,641,025
税金等調整前四半期純損失( )	1,641,025
法人税、住民税及び事業税	16,886
法人税等調整額	53,028
法人税等合計	69,915
少数株主損益調整前四半期純損失( )	1,710,940
少数株主損失( )	544,781
四半期純損失( )	1,166,159

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	1,710,940
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	12,915
その他の包括利益合計	12,915
四半期包括利益	1,698,025
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,153,243
少数株主に係る四半期包括利益	544,781

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	2,734,650	3,206,400
当期変動額		
新株の発行	471,750	1,945,948
当期変動額合計	471,750	1,945,948
当期末残高	3,206,400	5,152,348
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	2,403,650	2,875,400
当期変動額		
新株の発行	471,750	1,945,948
当期変動額合計	471,750	1,945,948
当期末残高	2,875,400	4,821,348
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	3,187,469	3,665,213
当期変動額		
当期純損失( )	477,744	1,996,917
当期変動額合計	477,744	1,996,917
当期末残高	3,665,213	5,662,131
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	1,950,830	2,416,586
当期変動額		
新株の発行	943,500	3,891,896
当期純損失( )	477,744	1,996,917
当期変動額合計	465,755	1,894,978
当期末残高	2,416,586	4,311,564
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	-	6,856
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,856	11,932
当期変動額合計	6,856	11,932
当期末残高	6,856	5,075
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	-	6,856
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,856	11,932
当期変動額合計	6,856	11,932
当期末残高	6,856	5,075

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	162,406	414,457
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	252,051	361,805
当期変動額合計	252,051	361,805
当期末残高	414,457	52,652
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	2,113,236	2,824,187
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	943,500	3,891,896
当期純損失( )	477,744	1,996,917
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	245,195	349,872
当期変動額合計	710,951	1,545,105
当期末残高	2,824,187	4,369,293

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	712,652	2,652,395
減価償却費	156,790	124,087
受取利息	823	283
支払利息	4,045	72,307
支払手数料	-	572,891
株式交付費	6,802	30,721
助成金収入	3,173,225	94,107
固定資産除却損	2,334	-
固定資産圧縮損	2,801,041	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,418	-
売上債権の増減額( は増加)	1,050,000	941,775
預り金の増減額( は減少)	-	151,635
その他	36,055	68,219
小計	1,999,323	1,088,417
利息の受取額	792	325
利息の支払額	4,045	71,204
助成金の受取額	1,156,360	57,917
法人税等の支払額	2,961	5,071
その他	-	81,682
営業活動によるキャッシュ・フロー	849,177	1,188,134
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	2,614,655	8,719,266
無形固定資産の取得による支出	43,355	13,883
投資有価証券の取得による支出	136,231	-
差入保証金の差入による支出	290	9,864
敷金の差入による支出	92	1,025
敷金の回収による収入	372	3,806
長期前払費用の取得による支出	1,457	1,259
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,795,709	8,741,491
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の返済による支出	300,000	-
長期借入れによる収入	-	8,402,500
長期借入金の返済による支出	-	200,000
株式の発行による収入	936,697	3,863,274
少数株主からの払込みによる収入	497,500	296,400
リース債務の返済による支出	705	1,175
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,133,492	12,360,998
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	2,511,394	2,431,372
現金及び現金同等物の期首残高	3,962,965	1,451,570



	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
現金及び現金同等物の期末残高	<sup>1</sup> 1,451,570	<sup>1</sup> 3,882,943

## 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

当第2四半期連結累計期間

(自平成25年1月1日

至平成25年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失( )	1,641,025
減価償却費	108,311
受取利息	553
支払利息	104,148
支払手数料	35,914
株式交付費	6,112
売上債権の増減額( は増加)	108,225
その他	765,446
小計	2,044,314
利息の受取額	488
利息の支払額	104,897
法人税等の支払額	19,695
その他	26,718
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,195,138
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	2,991,735
無形固定資産の取得による支出	3,800
敷金の差入による支出	18,292
その他	504
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,013,324
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	650,000
長期借入れによる収入	3,025,000
長期借入金の返済による支出	12,500
リース債務の返済による支出	45,507
株式の発行による収入	651,487
少数株主からの払込みによる収入	494,000
その他	197
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,762,283
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	446,180
現金及び現金同等物の期首残高	3,882,943
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,436,763

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社UNIGEN

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

原材料及び貯蔵品

個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は、定率法によっております。

但し、建物(建物附属設備を除く)は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～31年

機械及び装置 2～8年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 3～5年

水道施設利用権 15年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

(「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
現金及び預金	千円	3,875,015千円

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
長期借入金	千円	7,560,000千円

上記担保付債務は、株式会社UNIGENの銀行借入に係る債務であります。

2 国庫補助金等により取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
建物及び構築物	1,472,816千円	1,472,816千円
機械及び装置	941,546千円	941,546千円
工具、器具及び備品	480,124千円	480,124千円
ソフトウェア	2,467千円	2,467千円

3 長期預り金

独立行政法人医薬基盤研究所より交付を受けた助成金であります。この助成金は助成対象医薬品が希少疾病用医薬品等の製造販売承認を受けた場合に、当該承認を受けた日から10年間にわたり当該医薬品等の売上高に一定割合を乗じた金額を助成金として交付された金額を限度として同研究所に対して納付金として納付する義務を負うものであります。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
研究開発費	1,474,574千円	1,649,171千円

2 一般管理費に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
	1,474,574千円	1,649,171千円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	14,711千円
組替調整額	千円
税効果調整前	14,711千円
税効果額	2,779千円
その他有価証券評価差額金	11,932千円
その他の包括利益合計	11,932千円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	85,232	4,431,368		4,516,600

## (変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 5,100株  
株式分割による増加 4,426,268株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,516,600	2,688,600		7,205,200

## (変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 538,600株  
一般募集による増加 2,150,000株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
現金及び預金	1,451,570千円	3,882,943千円
現金及び現金同等物	1,451,570千円	3,882,943千円

## 2 重要な非資金取引の内容

## ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
ファイナンス・リース取引 に係る資産の額	千円	191,323千円
ファイナンス・リース取引 に係る債務の額	千円	190,546千円

## (リース取引関係)

## ファイナンス・リース取引(借主側)

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## 1. リース資産内容

## 有形固定資産

主として、岐阜工場における生産設備であります。

## 2. リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じて運転資金や設備資金等を銀行借入により調達しております。また、一時的な余裕資金は短期的な預金等により運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に賃貸借契約に係る敷金・保証金として差入れており、賃貸主の信用リスクに晒されております。1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的として借り入れたものであり、固定利率のため金利変動のリスクは負っておりません。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で7年であります。なお、リース債務は、原則として支払リース料が定額であるため、金利変動のリスクは負っておりません。未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

売掛金については、担当部門が定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金は、取引開始時に契約先の信用状況の把握に努めております。借入金については、変動金利で借入を行う場合、金利の動向を把握し、短期・長期、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。(注)3をご参照ください。)

前連結会計年度(平成23年12月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,451,570	1,451,570	
(2)売掛金	1,050,000	1,050,000	
(3)未収消費税等	163,124	163,124	
(4)敷金及び保証金	53,734	52,924	810
資産計	2,718,429	2,717,619	810
(1)未払金	(203,801)	(203,801)	
(2)未払法人税等	(14,784)	(14,784)	
(3)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	(200,000)	(200,000)	
(4)リース債務(1年内返済予定のリース債務含む)	(1,587)	(1,578)	9
負債計	(420,173)	(420,164)	9



当連結会計年度(平成24年12月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,882,943	3,882,943	
(2)売掛金	108,225	108,225	
(3)未収消費税等	91,948	91,948	
(4)敷金及び保証金	60,817	55,753	5,064
資産計	4,143,933	4,138,869	5,064
(1)未払金	(136,252)	(136,252)	
(2)未払法人税等	(22,629)	(22,629)	
(3)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	(8,910,000)	(8,914,233)	4,233
(4)リース債務(1年内返済予定のリース債務含む)	(190,546)	(191,354)	808
負債計	(9,259,427)	(9,264,468)	5,041

(注) 1. 負債に計上されているものについては、( )で表示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返済時期を見積もった上で、将来キャッシュ・フローを無リスクの利率で割引いて算定する方法によっております。

負債

(1)未払金、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金については、元利金の合計金額を同様の新規借入を行った場合に合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

(4)リース債務(1年内返済予定のリース債務含む)

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成23年12月31日	平成24年12月31日
非上場株式	129,374	144,086

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,451,570			
売掛金	1,050,000			
未収消費税等	163,124			
敷金及び保証金	3,629	382	28,992	20,731
合計	2,668,323	382	28,992	20,731

当連結会計年度(平成24年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,882,943			
売掛金	108,225			
未収消費税	91,948			
敷金及び保証金	240	29,982		30,595
合計	4,083,356	29,982		30,595

5. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の償還予定額  
連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

投資有価証券(連結貸借対照表計上額 投資有価証券 129,374千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

投資有価証券(連結貸借対照表計上額 投資有価証券 144,086千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

## 1. 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員2、 社外協力者2	当社取締役1、当社従業員2、 社外協力者1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 47,500 (注)1、2	普通株式 22,500 (注)1、2
付与日	平成17年9月30日	平成18年1月24日
権利確定条件	新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。	新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
対象勤務期間		
権利行使期間	平成19年7月29日から 平成27年7月28日まで	平成19年7月29日から 平成27年7月28日まで

(注) 1. 当社は、平成18年9月13日をもって1株を10株に、平成23年8月24日をもって1株を50株に分割しております。その結果、ストック・オプションの付与株式数が調整されております。

2. 株式数に換算しております。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員1、社外協力者1	当社取締役6、当社監査役1、 当社従業員6、社外協力者2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 5,000 (注)1、2	普通株式 175,000 (注)1、2
付与日	平成18年6月16日	平成18年6月16日
権利確定条件	新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。	新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
対象勤務期間		
権利行使期間	平成19年7月29日から 平成27年7月28日まで	平成19年12月29日から 平成27年12月28日まで

(注) 1. 当社は、平成18年9月13日をもって1株を10株に、平成23年8月24日をもって1株を50株に分割しております。その結果、ストック・オプションの付与株式数が調整されております。

2. 株式数に換算しております。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5、当社監査役3、 当社従業員10、社外協力者3	当社従業員1、社外協力者1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 305,000 (注)1、2	普通株式 20,000 (注)1、2
付与日	平成18年9月22日	平成18年10月2日
権利確定条件	新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると当社の取締役会で認めた場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。	新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると当社の取締役会で認めた場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
対象勤務期間		
権利行使期間	平成20年9月23日から 平成28年7月12日まで	平成20年10月3日から 平成28年7月12日まで

(注) 1. 当社は、平成23年8月24日をもって1株を50株に分割しております。その結果、ストック・オプションの付与株式数が調整されております。  
2. 株式数に換算しております。

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員6、 社外協力者1	社外協力者1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 66,000 (注)1、2	普通株式 225,000 (注)1、2
付与日	平成19年6月14日	平成19年6月14日
権利確定条件	新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由があると当社の取締役会で認めた場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。	新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結したライセンス契約に違反した場合は、新株予約権を行使できない。
対象勤務期間		
権利行使期間	平成21年6月15日から 平成28年11月24日まで	平成19年6月14日から 平成28年11月24日まで

(注) 1. 当社は、平成23年8月24日をもって1株を50株に分割しております。その結果、ストック・オプションの付与株式数が調整されております。  
2. 株式数に換算しております。

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、当社従業員9	当社取締役1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 84,000 (注)1、2	普通株式 30,000 (注)1、2
付与日	平成19年11月15日	平成22年3月29日
権利確定条件	新株予約権発行時において、当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。	新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
対象勤務期間		
権利行使期間	平成20年11月25日から 平成28年11月24日まで	平成24年1月27日から 平成32年1月26日まで

(注) 1. 当社は、平成23年8月24日をもって1株を50株に分割しております。その結果、ストック・オプションの付与株式数が調整されております。

2. 株式数に換算しております。

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員5	当社従業員4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 9,000 (注)1、2	普通株式 10,000 (注)1、2
付与日	平成22年3月29日	平成22年7月16日
権利確定条件	新株予約権発行時において、当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。）の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。	新株予約権発行時において、当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。）の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
対象勤務期間		
権利行使期間	平成24年1月27日から 平成32年1月26日まで	平成24年1月27日から 平成32年1月26日まで

(注) 1. 当社は、平成23年8月24日をもって1株を50株に分割しております。その結果、ストック・オプションの付与株式数が調整されております。

2. 株式数に換算しております。

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9	当社取締役 2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 27,000 (注) 1、2	普通株式 10,000 (注) 1、2
付与日	平成22年 8月13日	平成22年 8月31日
権利確定条件	新株予約権発行時において、当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。	新株予約権者は、新株予約権行使時においても当会社の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
対象勤務期間		
権利行使期間	平成24年 1月27日から 平成32年 1月26日まで	平成24年 1月27日から 平成32年 1月26日まで

(注) 1. 当社は、平成23年 8月24日をもって 1株を50株に分割しております。その結果、ストック・オプションの付与株式数が調整されております。

2. 株式数に換算しております。

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1	当社従業員 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,000 (注) 1、2	普通株式 3,000 (注) 1、2
付与日	平成22年 9月21日	平成22年10月 1日
権利確定条件	新株予約権発行時において、当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。	新株予約権発行時において、当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても当会社又は当会社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合は、この限りではない。
対象勤務期間		
権利行使期間	平成24年 1月27日から 平成32年 1月26日まで	平成24年 1月27日から 平成32年 1月26日まで

(注) 1. 当社は、平成23年 8月24日をもって 1株を50株に分割しております。その結果、ストック・オプションの付与株式数が調整されております。

2. 株式数に換算しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

当連結会計年度(平成24年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
決議年月日	平成17年7月29日	平成17年7月29日	平成17年7月29日	平成17年12月29日	平成18年7月12日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)					
付与(株)					
失効(株)					
権利確定(株)					
未確定残(株)					
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	20,000	15,000	2,500	70,000	120,000
権利確定(株)					
権利行使(株)					
失効(株)					47,500
未行使残(株)	20,000	15,000	2,500	70,000	72,500

	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
決議年月日	平成18年7月12日	平成18年11月24日	平成19年6月14日	平成18年11月24日	平成22年1月26日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)					30,000
付与(株)					
失効(株)					
権利確定(株)					30,000
未確定残(株)					
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	20,000	24,500	225,000	52,500	
権利確定(株)					
権利行使(株)					
失効(株)				10,500	
未行使残(株)	20,000	24,500	225,000	42,000	30,000

	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回
決議年月日	平成22年 1月26日	平成22年 1月26日	平成22年 1月26日	平成22年 1月26日	平成22年 1月26日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	9,000	3,000	27,000	10,000	1,000
付与(株)					
失効(株)					
権利確定(株)	9,000	3,000	27,000	10,000	1,000
未確定残(株)					
権利確定後					
前連結会計年度末(株)					
権利確定(株)					
権利行使(株)					
失効(株)	1,000		2,000		
未行使残(株)	8,000	3,000	25,000	10,000	1,000

	第17回
決議年月日	平成22年 1月26日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	3,000
付与(株)	
失効(株)	
権利確定(株)	3,000
未確定残(株)	
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	3,000

(注) 当社は、平成18年9月13日をもって1株を10株に分割しております。その結果、第1回から第5回までのストック・オプションの株式数が調整されております。また、平成23年8月24日をもって1株を50株に分割しております。その結果、第1回から第17回までのストック・オプションの株式数が調整されております。



## 単価情報

	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
決議年月日	平成17年7月29日	平成17年7月29日	平成17年7月29日	平成17年12月29日	平成18年7月12日
権利行使価格(円)	560	560	560	700	800
行使時平均株価(円)					
付与日における公正な評価単価(円)					

	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
決議年月日	平成18年7月12日	平成18年11月24日	平成19年6月14日	平成18年11月24日	平成22年1月26日
権利行使価格(円)	800	1,680	1,680	1,680	2,200
行使時平均株価(円)					
付与日における公正な評価単価(円)					

	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回
決議年月日	平成22年1月26日	平成22年1月26日	平成22年1月26日	平成22年1月26日	平成22年1月26日
権利行使価格(円)	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
行使時平均株価(円)					
付与日における公正な評価単価(円)					

	第17回
決議年月日	平成22年1月26日
権利行使価格(円)	2,200
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

## 3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

## 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 0円

当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションはございません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業所税	306千円	397千円
未払事業税	千円	6,396千円
その他	千円	18千円
小計	306千円	6,775千円
繰延税金資産(固定)		
繰延資産償却超過額	182,581千円	132,840千円
減価償却超過額	9,818千円	7,045千円
繰越欠損金	1,072,604千円	2,051,205千円
長期預り金	119,769千円	120,409千円
その他	49,456千円	40,294千円
小計	1,434,230千円	2,351,795千円
評価性引当額	1,434,536千円	2,358,570千円
繰延税金資産の合計	千円	千円
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務	5,444千円	7,350千円
小計	5,444千円	7,350千円
繰延税金負債の合計	5,444千円	7,350千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
法定実効税率	40.4%	40.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.1%	0.1%
住民税均等割	0.7%	0.2%
評価性引当額	21.0%	34.8%
税率変更による影響	20.0%	5.8%
その他	0.1%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	1.5%	0.2%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び当社所有の建物リサイクル費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、対応する国債の利回りで割引いて資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
期首残高(注)	19,290千円	19,605千円
時の経過による増減額 ( は減少)	315千円	551千円
期末残高	19,605千円	20,157千円

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは医療用医薬品の研究開発の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは医療用医薬品の研究開発の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
アステラス製薬株式会社	1,000,000

(注) 当社グループは単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは医療用医薬品の研究開発の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

東アジア	計
108,225	108,225

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
日東製薬株式会社	108,225

(注) 当社グループは単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社	株式会社IHI プラントエ ンジニアリング (注)1	東京都 江東区	150,000	プラント 建設	(被所有) 直接3.14	工場建設の 委託	秋田工場 建設の委託	1,869,767		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社の主要株主である(株)IHIが議決権の100%を直接保有しております。  
2. 工場建設の委託については、見積り入手し、市場の実勢価格を考慮しております。  
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	株式会社IHI	東京都 江東区	95,762,421	総合重工	(被所有) 直接10.04 間接3.14	協業に関する 基本協定の締 結	増資の引受	497,500		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社グループが希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。  
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (法人)	株式会社IHI	東京都 江東区	95,762,421	総合重工	(被所有) 直接10.04 間接3.14	協業に関する 基本協定の締 結	借入金に係 る債 務被保証	5,000,000	前払費用	12,328
							増資の引受	298,500		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社グループが希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。  
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	
1株当たり純資産額	533円53銭	1株当たり純資産額	599円10銭
1株当たり当期純損失金額	106円87銭	1株当たり当期純損失金額	420円61銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失( )(千円)	477,744	1,996,917
普通株式に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	477,744	1,996,917
普通株式の期中平均株式数(株)	4,470,490	4,747,654
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,824,187	4,369,293
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	414,457	52,652
(うち少数株主持分(千円))	(414,457)	(52,652)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,409,729	4,316,640
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,516,600	7,205,200

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

第10期第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
研究開発費	1,218,761千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	3,436,763千円
現金及び現金同等物	3,436,763千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

当社グループは、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成25年6月30日)

未払金、長期借入金が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：千円)

科目	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
未払金	1,741,032	1,741,032	-	(注)1
長期借入金	11,922,500	11,921,087	1,413	(注)2

長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金の残高を含めております。

(注) 1. 未払金の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 長期借入金の時価の算定方法

元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してあります。



## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額( )	158円58銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額( )(千円)	1,166,159
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純損失金額( )(千円)	1,166,159
普通株式の期中平均株式数(株)	7,353,741
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	200,000	1,100,000	1.5	
1年以内に返済予定のリース債務	705	25,354		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)		7,810,000	1.5	平成26年～平成35年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	882	165,192		平成26年～平成31年
合計	201,587	9,100,546		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	435,000	291,000	939,000	889,000
リース債務	24,376	25,744	27,190	28,716

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項は、連結財規第15条の23に規定する注記事項として記載しているため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	846,471	<sup>1</sup> 3,769,054
売掛金	1,050,000	108,225
前渡金	66,770	57,291
前払費用	9,301	12,346
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	250,000
未収消費税等	139,989	33,243
立替金	3,955	<sup>2</sup> 170,195
その他	2,990	2,951
流動資産合計	2,119,479	4,403,307
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	<sup>3</sup> 427,853	<sup>3</sup> 427,853
減価償却累計額	10,589	24,708
建物(純額)	417,264	403,145
建物附属設備	<sup>3</sup> 26,131	<sup>3</sup> 26,775
減価償却累計額	7,960	12,351
建物附属設備(純額)	18,170	14,423
構築物	<sup>3</sup> 5,583	<sup>3</sup> 5,583
減価償却累計額	1,152	2,363
構築物(純額)	4,430	3,220
機械及び装置	<sup>3</sup> 18,995	<sup>3</sup> 18,995
減価償却累計額	2,921	7,952
機械及び装置(純額)	16,073	11,042
工具、器具及び備品	<sup>3</sup> 46,713	<sup>3</sup> 71,872
減価償却累計額	29,284	42,969
工具、器具及び備品(純額)	17,429	28,902
リース資産	3,528	-
減価償却累計額	1,940	-
リース資産(純額)	1,587	-
建設仮勘定	171,150	1,050
有形固定資産合計	646,105	461,783
<b>無形固定資産</b>		
商標権	319	261
ソフトウェア	<sup>3</sup> 4,070	<sup>3</sup> 13,659
その他	403	373
無形固定資産合計	4,792	14,294
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	129,374	144,086

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
関係会社株式	703,500	1,005,000
長期前払費用	2,623	818
敷金及び保証金	53,592	49,964
投資その他の資産合計	889,090	1,199,869
固定資産合計	1,539,988	1,675,947
資産合計	3,659,468	6,079,255
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
1年内返済予定の長期借入金	200,000	50,000
リース債務	705	-
未払金	186,998	110,504
未払費用	2,838	5,645
未払法人税等	10,297	17,977
前受金	38,000	-
預り金	161,566	7,582
資産除去債務	-	6,565
流動負債合計	600,407	198,275
<b>固定負債</b>		
長期借入金	-	250,000
リース債務	882	-
長期預り金	<sup>4</sup> 338,522	<sup>4</sup> 340,332
繰延税金負債	5,444	7,350
資産除去債務	19,605	13,591
固定負債合計	364,454	611,273
負債合計	964,862	809,549
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,206,400	5,152,348
資本剰余金		
資本準備金	2,875,400	4,821,348
資本剰余金合計	2,875,400	4,821,348
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,380,337	4,709,066
利益剰余金合計	3,380,337	4,709,066
株主資本合計	2,701,462	5,264,629
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	6,856	5,075
評価・換算差額等合計	6,856	5,075
純資産合計	2,694,606	5,269,705

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
負債純資産合計	3,659,468	6,079,255

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
売上高	1,000,000	108,225
売上原価	160,000	17,316
売上総利益	840,000	90,909
販売費及び一般管理費	<sup>1, 2</sup> 1,467,480	<sup>1, 2</sup> 1,482,259
営業損失( )	627,480	1,391,350
営業外収益		
受取利息	406	226
受取事務手数料	5,025	5,641
設備賃貸料	<sup>3</sup> 34,327	<sup>3</sup> 50,324
サンプル売却収入	3,340	-
助成金収入	-	36,190
その他	3,018	6,395
営業外収益合計	46,118	98,778
営業外費用		
支払利息	4,045	2,769
株式交付費	3,302	28,621
為替差損	35	1,963
営業外費用合計	7,383	33,355
経常損失( )	588,745	1,325,927
特別利益		
助成金収入	3,173,225	-
特別利益合計	3,173,225	-
特別損失		
固定資産圧縮損	2,801,041	-
固定資産除却損	2,334	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,418	-
特別損失合計	2,805,795	-
税引前当期純損失( )	221,315	1,325,927
法人税、住民税及び事業税	3,070	3,675
法人税等調整額	5,444	872
法人税等合計	8,514	2,802
当期純損失( )	229,829	1,328,729

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費		160,000	100.0	17,316	100.0
売上原価		160,000	100.0	17,316	100.0

(脚注)

前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	
主な内訳は、次のとおりであります。		主な内訳は、次のとおりであります。	
支払ロイヤリティ	160,000千円	支払ロイヤリティ	17,316千円
計	160,000千円	計	17,316千円

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	2,734,650	3,206,400
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	471,750	1,945,948
<b>当期変動額合計</b>	471,750	1,945,948
<b>当期末残高</b>	3,206,400	5,152,348
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	2,403,650	2,875,400
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	471,750	1,945,948
<b>当期変動額合計</b>	471,750	1,945,948
<b>当期末残高</b>	2,875,400	4,821,348
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	2,403,650	2,875,400
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	471,750	1,945,948
<b>当期変動額合計</b>	471,750	1,945,948
<b>当期末残高</b>	2,875,400	4,821,348
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	3,150,507	3,380,337
<b>当期変動額</b>		
当期純損失( )	229,829	1,328,729
<b>当期変動額合計</b>	229,829	1,328,729
<b>当期末残高</b>	3,380,337	4,709,066
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	3,150,507	3,380,337
<b>当期変動額</b>		
当期純損失( )	229,829	1,328,729
<b>当期変動額合計</b>	229,829	1,328,729
<b>当期末残高</b>	3,380,337	4,709,066
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	1,987,792	2,701,462
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	943,500	3,891,896
<b>当期純損失( )</b>	229,829	1,328,729
<b>当期変動額合計</b>	713,670	2,563,166



	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
当期末残高	2,701,462	5,264,629
評価・換算差額等		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	-	6,856
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,856	11,932
<b>当期変動額合計</b>	6,856	11,932
当期末残高	6,856	5,075
評価・換算差額等合計		
当期首残高	-	6,856
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,856	11,932
<b>当期変動額合計</b>	6,856	11,932
当期末残高	6,856	5,075
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	1,987,792	2,694,606
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	943,500	3,891,896
<b>当期純損失( )</b>	229,829	1,328,729
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,856	11,932
<b>当期変動額合計</b>	706,814	2,575,099
当期末残高	2,694,606	5,269,705

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

但し、建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	31年
建物附属設備	6～18年
構築物	7～10年
機械及び装置	2～8年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウェア	3～5年
水道施設利用権	15年

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年12月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 【表示方法の変更】

#### (貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「立替金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた6,946千円は、「立替金」3,955千円、「その他」2,990千円として組み替えております。

### 【追加情報】

#### (「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 【注記事項】

## (貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
現金及び預金	千円	3,768,932千円

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
子会社の長期借入金	千円	7,560,000千円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
立替金	千円	170,100千円

## 3 国庫補助金等により取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
建物	407,235千円	407,235千円
建物附属設備	1,033,324千円	1,033,324千円
構築物	32,257千円	32,257千円
機械及び装置	941,546千円	941,546千円
工具、器具及び備品	480,124千円	480,124千円
ソフトウェア	2,467千円	2,467千円

## 4 長期預り金

独立行政法人医薬基盤研究所より交付を受けた助成金であります。この助成金は助成対象医薬品が希少疾病用医薬品等の製造販売承認を受けた場合に、当該承認を受けた日から10年間にわたり当該医薬品等の売上高に一定割合を乗じた金額を助成金として交付された金額を限度として同研究所に対して納付金として納付する義務を負うものであります。

## 5 保証債務

(1) 以下の子会社について、金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
株式会社UNIGEN	千円	8,610,000千円

(2) 以下の子会社について、工事契約に対する債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
株式会社UNIGEN	千円	4,924,323千円

(3) 以下の子会社について、リース債務に対する債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
株式会社UNIGEN	千円	190,546千円

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
研究開発費	1,118,225千円	1,096,549千円

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
	1,118,225千円	1,096,549千円

- 3 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
設備賃借料	34,327千円	50,324千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 703,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成24年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 1,005,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業所税	306千円	286千円
未払事業税	千円	5,403千円
その他	千円	12千円
小計	306千円	5,677千円
繰延税金資産(固定)		
繰延資産償却超過額	182,581千円	132,840千円
長期預り金	119,769千円	120,409千円
繰越欠損金	873,984千円	1,391,334千円
その他	48,456千円	31,172千円
小計	1,224,792千円	1,675,757千円
評価性引当額	1,225,098千円	1,681,434千円
繰延税金資産の合計	千円	千円
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務	5,444千円	7,350千円
小計	5,444千円	7,350千円
繰延税金負債の合計	5,444千円	7,350千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
法定実効税率	40.4%	40.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.3%	0.1%
住民税均等割	1.4%	0.3%
評価性引当額	13.6%	34.4%
税率変更による影響	56.3%	6.4%
その他	0.1%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	3.9%	0.2%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び当社所有の建物リサイクル費用であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を見積り、対応する国債の利回りで割引いて資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
期首残高(注)	19,290千円	19,605千円
時の経過による増減額 ( は減少)	315千円	551千円
期末残高	19,605千円	20,157千円

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	
1株当たり純資産額	596円60銭	1株当たり純資産額	731円38銭
1株当たり当期純損失金額	51円41銭	1株当たり当期純損失金額	279円87銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載していません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失( ) (千円)	229,829	1,328,729
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失( ) (千円)	229,829	1,328,729
普通株式の期中平均株式数(株)	4,470,490	4,747,654
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,694,606	5,269,705
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,694,606	5,269,705
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	4,516,600	7,205,200

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。



【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	Protein Sciences Corporation	3,025,818	144,086
		小計	3,025,818	144,086
合計			3,025,818	144,086

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	427,853			427,853	24,708	14,119	403,145
建物附属設備	26,131	643		26,775	12,351	4,390	14,423
構築物	5,583			5,583	2,363	1,210	3,220
機械及び装置	18,995	0	0	18,995	7,952	5,030	11,042
工具、器具及び備品	46,713	1 25,170	11	71,872	42,969	13,697	28,902
リース資産	3,528		3,528			352	
建設仮勘定	171,150	2 7,107	4 177,207	1,050			1,050
有形固定資産計	699,954	32,921	180,746	552,129	90,346	38,801	461,783
無形固定資産							
商標権	573			573	311	57	261
ソフトウェア	8,168	3 11,463		19,632	5,973	1,874	13,659
その他	440			440	66	29	373
無形固定資産計	9,181	11,463		20,645	6,350	1,961	14,294
長期前払費用	2,623		1,804	818			818

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

- |             |               |          |
|-------------|---------------|----------|
| 1 工具、器具及び備品 | 簡易型動物細胞培養装置一式 | 16,861千円 |
| 2 建設仮勘定     | 購買管理システム構築    | 7,107千円  |
| 3 ソフトウェア    | 購買管理システム      | 6,968千円  |

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

- |         |           |           |
|---------|-----------|-----------|
| 4 建設仮勘定 | 岐阜工場基本設計費 | 170,100千円 |
|---------|-----------|-----------|

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
普通預金	2,009,054
定期預金	1,760,000
計	3,769,054
合計	3,769,054

## 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日東製薬株式会社	108,225
合計	108,225

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ (B) 366
1,050,000	108,225	1,050,000	108,225	90.7	1,958.5

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 関係会社株式

銘柄	金額(千円)
(子会社株式) 株式会社UNIGEN	1,005,000
合計	1,005,000

## 1年内返済予定の長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社秋田銀行	50,000
合計	50,000

## 未払金

相手先	金額(千円)
Protein Sciences Corporation	28,362
東洋紡株式会社	21,942
株式会社UNIGEN	20,668
その他	39,530
合計	110,504

## 長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社秋田銀行	250,000
合計	250,000

## 長期預り金

相手先	金額(千円)
独立行政法人医薬基盤研究所	340,332
合計	340,332

## (3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4-5 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 <a href="http://www.umnpharma.com/">http://www.umnpharma.com/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株主について、次に掲げる権利以外の権利を行使できません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し) 平成24年11月6日東北財務局長に提出

#### (2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成24年11月21日及び平成24年11月30日東北財務局長に提出

#### (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第9期)(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年3月29日関東財務局長に提出

#### (4) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第9期)(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年3月29日関東財務局長に提出

#### (5) 四半期報告書及び確認書

(第10期第1四半期)(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年5月14日関東財務局長に提出

(第10期第2四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月14日関東財務局長に提出

#### (6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書  
平成25年2月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書  
平成25年8月6日関東財務局長に提出

### 第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【特別情報】

### 第1 【最近の財務諸表】

当社は、継続開示会社のため、記載を省略しております。

### 第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月28日

株式会社 UMNファーマ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勢志元	印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファーマの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UMNファーマ及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社UMNファーマの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社UMNファーマが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 7日

株式会社UMNファーマ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡久依 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勢志元 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファーマの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社UMNファーマ及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年3月28日

株式会社 UMNファーマ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡久依 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勢志元 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファーマの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UMNファーマの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。